

令和元年度点検・評価 対象施策・事業一覧表

大 柱	中 柱	項目名
Ⅰ 生涯学習社会における人づくり	1 思いやる力やたくましく生きる力を身に付ける自分づくりへの支援の充実	① 魅力ある生涯学習の環境整備 ② 実践的防災教育の推進
	2 社会とかかわる力を身に付ける自分づくりへの支援の充実	① 県立高校生等によるボランティア活動等の推進 ② 「シチズンシップ教育」の更なる推進
	3 生涯にわたる自分づくりの推進に向けた協働・連携の拡大・充実	① 「かながわ教育ビジョン」の着実な推進
Ⅱ 共生社会づくりにかかわる人づくり	1 豊かな心を育む教育の充実と、不登校、いじめ・暴力行為への対応の強化	① いのちの尊重に関する教育の推進 ② いじめ・暴力行為などを防止するための普及啓発の推進 ③ 不登校、いじめなどに対する相談体制や支援の充実
	2 インクルーシブ教育の推進	① 多様な学びの場のしくみづくり ② 専門的な指導や支援の充実
	3 「外国につながるのある児童・生徒」への指導・支援の充実	① 「外国につながるのある児童・生徒」への更なる指導・支援の充実
Ⅲ 学びを通じた地域の教育力の向上	1 社会教育施設や学校等を活用した地域での学びの場づくりの推進	① 社会教育施設や学校等を活用した学びの場づくりの推進
	2 地域力を生かしたコミュニティ・スクールの普及と充実	① コミュニティ・スクールの導入の促進
Ⅳ 子育て・家庭教育への支援	1 子どもの社会的な経験の機会の充実	① 地域学校協働活動等の推進
	2 子育て・家庭教育への理解と環境づくり	① 子育て・家庭教育や高校生などへの就学支援の充実
Ⅴ 学び高め合う学校教育	1 確かな学力の向上を図る取組みの充実	① 授業力・学力の向上に向けた取組み ② 専門教育の充実
	2 生き方や社会を学ぶ教育の充実	① キャリア教育の推進 ② 職業教育の充実
	3 グローバル化などに対応した教育の推進	① 児童・生徒の英語力向上の推進 ② グローバル化などに対応した先進的な教育の推進 ③ ICTを活用した教育の推進

大 柱	中 柱	項目名
VI 意欲と指導力のある教職員の確保・育成と活力と魅力にあふれた学校づくり	1 かながわの人づくりを担う教職員の確保・育成の計画的な推進	① 多様で優秀な教職員の確保と指導力の高い教職員の育成 ② 県教育委員会の不祥事防止の取組み
	2 学校支援や教職員研修に関するセンター機能の充実と強化	① カリキュラムセンター機能等の充実
	3 信頼に根ざした活力と魅力にあふれた学校づくり	① 小中一貫教育の推進
		② 公立高校入学者選抜の実施・改善
		③ 県立高校改革の推進
4 学校評価や第三者評価を活用した学校経営の推進	④ 県立特別支援学校の教育環境の整備 ⑤ 教員の働き方改革の推進 ① 学校評価・第三者評価システムの充実	
VII 県立学校の教育環境の改善	1 豊かな学びを実現する教育環境の整備	① 校舎等の耐震補強・老朽化対策等の実施 ② 実験・実習等に係る設備の整備
	2 効率的で主体的な学校運営の推進のための教育環境の改善	① ICT環境の整備
VIII 文化芸術・スポーツの振興	1 かながわの魅力ある歴史・文化芸術等の充実と継承・発展	① 文化財保護の充実 ② 「鎌倉」の世界遺産登録の再推薦
	2 健康で豊かな生活の実現とスポーツの振興	① 学校における食育の推進
		② 健康・体力づくりの推進
		③ 部活動の活性化と適切な運営
		④ がん教育の推進
		⑤ スポーツ振興の拠点の整備
⑥ 学校におけるオリンピック・パラリンピック教育の推進		

I 生涯学習社会における人づくり

1 思いやる力やたくましく生きる力を身に付ける自分づくりへの支援の充実

主な取組概要及び自己評価

① 魅力ある生涯学習の環境整備

取組み1 県立社会教育施設的环境整備	
【取組概要】	<ul style="list-style-type: none"> 「価値を創造する図書館」及び「魅せる図書館」として、県立図書館の再整備を進めるため、新棟新築工事の調査設計を実施したほか、本館外構改修工事の実施設計を実施。 かながわサイエンスパークに移転し、平成30年5月に再開館した県立川崎図書館では、「ものづくり技術」の高度化や、技術開発のバックアップという県民ニーズに応えるため、県内技術者・研究者を対象に電子ジャーナルを導入。 県立社会教育施設の老朽化対策のため、県立金沢文庫の空調設備改修工事実施設計や消火設備更新工事等を実施。
	 <p>県立川崎図書館の内観</p>
【自己評価】	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> 県立図書館では、新棟新築工事の調査設計により、「価値を創造する図書館」として、基本的なレイアウトなどを策定できた。また、本館外構改修工事の実施設計により、「魅せる図書館」として、紅葉ヶ丘地域の景観改善や回遊性の向上などについて設計に反映できた。 県立川崎図書館では、電子ジャーナルを導入したことにより、県民に日本国内の技術情報だけでなく、広く世界の最新技術情報を提供する体制を整備できた。 県立金沢文庫等県立社会教育施設の老朽化対策を進めたことにより、県民の快適な学びや資料の展示・保存に適した環境を整備できた。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 県立図書館は、引き続き、施設の老朽化対策や収蔵スペースの確保、入館者数の増加等に向けた取組みを進める必要がある。 県立川崎図書館は、再開館後、3月末までの電子ジャーナルの閲覧件数が、2,746件となっており、今後利用件数の増加等に向けた検討が必要である。 県立社会教育施設は、引き続き、計画的な老朽化対策が必要である。

取組み2 県立社会教育施設における生涯学習事業

【取組概要】	<ul style="list-style-type: none"> 県民に生涯にわたる学びの機会を提供するため、県立社会教育施設において、資料の収集・整備・保存作業及び調査研究を活用した展示事業や教育普及活動を実施。 <p>県立図書館 「大人の自由研究応援講座」 県立川崎図書館 「講演会・企業の足跡を知る」</p>
--------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>県立金沢文庫 特別展「西湖憧憬」 県立近代美術館 「近代美術館入門講座」(葉山町と連携) 県立歴史博物館 特別展「明治150年記念 真明解・明治美術」 県立生命の星・地球博物館 企画展「日本最後の秘境 南硫黄島～10年ぶりの学術調査から～」ほか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「ともに生きる社会かながわ憲章」の実現に向けた取組みとして、家族連れや障がいのある方など、誰もが県立の博物館・美術館の展示を気兼ねなく鑑賞できる特別な日として、「オープン・コミュニケーション・デー」を実施。 ・ 県民の生涯学習ニーズに応えるため、県立の図書館と市町村立図書館、大学図書館、専門図書館の蔵書情報等を「神奈川県図書館情報ネットワーク(KL-NET)」の相互貸借管理システムで提供し、資料の相互利用を促進。
<p>【自己評価】</p>	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「オープン・コミュニケーション・デー」の取組みのアンケート結果では、「今後とも続けるべき」との回答が多かったことから、県民ニーズに応える取組みとすることができた。 ・ 相互貸借管理システムの参加施設は104施設となり、前年度よりも1施設増加した。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後もより多くの県民に学びの機会を提供するため、出前講座等について県立社会教育施設以外の場所での事業展開を検討することが必要である。 ・ 「オープン・コミュニケーション・デー」の今後の実施に当たっては、様々な媒体による広報の実施の検討が必要である。 ・ 相互貸借管理システムは、今後、新たに参加を検討している大学図書館もあり、相互利用の更なる充実が必要である。

県立社会教育施設の入館者数の推移

年度	県立図書館	県立川崎図書館 (※1)	県立金沢文庫	県立近代美術館 (※2)	県立歴史博物館 (※3)	県立生命の星・地球博物館	合計
平成28年度	177,670	148,886	37,714	71,774	29,844	315,978	781,866
平成29年度	168,237	88,010	88,645	128,927	0	319,134	792,953
平成30年度	142,708	68,892	41,375	141,150	121,415	313,533	829,073

※1 かながわサイエンスパークへの移転、再開館準備のため平成29年12月1日から平成30年5月14日まで休館。

※2 鎌倉別館は、作品の移動作業のため平成28年12月26日から平成29年3月31日まで休館。改修工事のため平成29年9月4日から令和元年9月まで休館中。

※3 空調設備等改修工事のため平成28年6月1日から平成30年4月27日まで休館。

② 実践的防災教育の推進

取組み1 DIG (災害図上訓練) ¹ 等の実践的防災訓練の推進	
【取組概要】	<ul style="list-style-type: none"> 実践的防災教育のため、県立学校で児童・生徒等を対象としたDIGを実施。 県立学校において防災のリーダー的役割を果たす人材の育成をめざすとともに、児童・生徒向けにDIGを実施する際のファシリテーターの養成を図るため、教員を対象に「災害図上訓練 (DIG) 研修」を開催。  <p style="text-align: center;">DIGを行う生徒</p>
【自己評価】	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> 「災害図上訓練 (DIG) 研修」に参加した教員のアンケートでは、92%が「今回の研修を受講したことで、DIGのファシリテーターとして、生徒、教員にDIGを実施できると思う」と回答し、実践的防災教育の理解が深まった。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 更なるDIGの推進に向け、研修内容の充実を図る必要がある。

取組み2 地域と連携した学校防災	
【取組概要】	<ul style="list-style-type: none"> 防災に関する正しい知識や的確な判断力、必要な技能を身に付けるとともに、地域の防災活動や身近な人の安全などに貢献しようとする意識の向上を図るため、防災訓練を全県立学校で実施。 災害時の自助・共助の育成のため、学校を避難所と想定した「宿泊防災訓練」を実施。 教員の指導力向上のため、全県立学校の防災担当の教員を対象に「防災教育研修講座」を開催。  <p style="text-align: center;">「宿泊防災訓練」</p>
【自己評価】	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災訓練は172校が実施し、「宿泊防災訓練」の参加校は、平成29年度の7校から10校に増加した。また、「防災教育研修講座」のアンケートでは、受講者の97%が、防災教育に必要な知識について「理解が深まった」、「やや深まった」と回答し、充実した防災教育の研修が実施できた。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校周辺地域の特徴に応じた防災対策が必要である。

有識者の意見

① 魅力ある生涯学習の環境整備

- 多様な県民のニーズに呼応できるよう、今後も生涯学習事業の実施に当たっては、開催日時や曜日、場所など十分に吟味し、生涯学習機会を提供し続けていくことが必要である。

¹ DIG (災害図上訓練)

参加者が、大きな地図を囲み、書き込みと議論を行うワークショップ型の災害図上訓練。災害 (DISASTER)、想像力 (IMAGINATION)、ゲーム (GAME) の頭文字をとって「DIG」(ディグ) と名付けられている。

○ 今回は「オープン・コミュニケーション・デー」として、県民の誰もが気兼ねなく鑑賞できる博物館・美術館の展示や近代美術館入門講座等が用意され、県民を対象としたこれまでにない事業が行われていることを感じる。これらの生涯学習事業は、県民の多くが社会教育により豊かな生活を楽しむことを推進することになり、評価する。人生100歳時代、ますます生涯学習の必要性が増している。更に多くの県民に広報することや、県民のニーズを取り入れた事業が展開されることを期待する。

○ 生涯学習社会においては、生涯にわたり学び続けるための環境づくりとともに、学んだ成果が評価・活用される条件整備も課題になる。社会教育施設の整備や生涯学習事業の推進などは学びのための環境づくりに当たるが、学習成果の評価・活用の視点が弱いと考えられる。今後、後者の課題について検討することが求められる。

② 実践的防災教育の推進

○ 防災教育については、極めて重要な課題であることから、今後も継続・充実させていくことが求められる。

今後の対応方向

① 魅力ある生涯学習の環境整備

取組み1 県立社会教育施設の環境整備

- ・ 県立図書館新棟については、引き続き「価値を創造する図書館」の具体化に向けた検討を進め、新築工事の基本設計・実施設計に反映していく。また、本館については、「魅せる図書館」として、紅葉ヶ丘地域の県有施設の魅力を引き出し、賑わいの創出につなげるため、外構等を改修していく。
- ・ 県立川崎図書館において、電子ジャーナルの利用促進に向けて、利用状況の分析・検討を進めるとともに、大学や研究者向けの利用講習会の実施や、出前講座等を実施していく。
- ・ 県立社会教育施設の老朽化対策について、県立金沢文庫の空調設備改修工事や県立歴史博物館の消火設備更新工事など、今後も継続して実施していく。

取組み2 県立社会教育施設における生涯学習事業

- ・ 各館の調査研究を充実させて研究成果を県民に還元していくとともに、専門性や特色を活かした展示事業や教育普及活動を一層充実させ、県立社会教育施設の魅力向上に努めていく。
- ・ より多くの県民の方に生涯学習の機会を提供するため、市町村が実施する講座等に学芸員を派遣するなど市町村との連携を進めるとともに、学習の成果を活かせる場づくりに取り組む。また、各館で実施しているアンケート結果等を参考として、県民のニーズに応じた講座等を開催するとともに、その広報を充実していく。
- ・ 「国宝金沢文庫文書データベース」をインターネットにて公開していく。
- ・ 図書館サービスの充実に向け、現在、相互貸借システムに参加していない大学図書館や専門図書館に参加を促していく。
- ・ 県民からの要望等に応えられるよう、外部有識者からの事業評価を実施していく。

② 実践的防災教育の推進

取組み1 DIG（災害図上訓練）等の実践的防災訓練の推進

- ・ これまでの研修結果を踏まえ、県立学校でDIGを実践しやすいよう研修内容の充実を図るとともに、より多くの児童・生徒がDIGを体験できるよう促していく。

取組み2 地域と連携した学校防災

- ・ 県立学校周辺の点検及び避難経路・場所の確認を行い、市町村や自治会等の地域と連携した防災訓練の事例を県立学校に周知し、地域と連携した学校防災を推進していく。

2 社会とかかわる力を身に付ける自分づくりへの支援の充実

主な取組概要及び自己評価

① 県立高校生等によるボランティア活動等の推進

取組み1 ボランティア活動強化月間や地域貢献デー²の設定

<p>【取組概要】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 県立高校等における社会の構成員として豊かな人間性を身に付けた人材の育成をめざし、生徒の自発的なボランティア活動への意欲の向上や社会奉仕の精神を養う体験的な活動の機会の充実のため、ボランティア強化月間（8月）を設定。あわせて、「かながわ高校生チャレンジボランティア」ポスターを作成・配付。 すべての県立高校等で「地域貢献デー」を設定し、通学路や学校周辺、近隣公園等の清掃活動を実施。 	 <p>「かながわ高校生チャレンジボランティア」ポスター</p>
<p>【自己評価】</p>	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> 「かながわ高校生チャレンジボランティア」ポスターを県内公私立高校等ほか、県内市町村のボランティアセンター等に送付することで、公私立を問わずボランティア強化月間を啓発し、ボランティア活動を推進できた。 年間を通じてすべての県立高校等で、地域や近隣の学校との連携により、様々なボランティア活動に取り組む「地域貢献デー」を実施し、社会奉仕の精神を養うことができた。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 公私立を問わず、生徒が自発的にボランティア活動等に取り組む意識の醸成や、社会奉仕の精神を養う体験的な活動の機会のさらなる充実が必要である。 	

② 「シチズンシップ教育」の更なる推進

取組み1 「小・中学校における政治的教養を育む教育」の推進

<p>【取組概要】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「小・中学校における政治的教養を育む教育」の趣旨や必要性等の周知を図るために、前年度に引き続き「小・中学校における政治的教養を育む教育」実践協力校連絡会を設置。 「小・中学校における政治的教養を育む教育」指導資料を基に、県内の実践協力校4校において公開実践授業を実施し研究協議等を実施。また、実践協力校指導事例集を作成し、全県指導主事会議等で周知。
<p>【自己評価】</p>	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> 「小・中学校における政治的教養を育む教育」の指導資料のホームページ閲覧回数は2,380回（平成30年4月から平成31年3月）であり、「小・中学校における政治的教養を育む教育」の推進に寄与した。 公立小・中学校（政令市・中核市を除く）に公開実践授業への参加を呼びかけたことにより、他地区の教員や指導主事が参加し、政治的教養を育む教

² 地域貢献デー

生徒の自発的なボランティア活動への意欲を高め、ボランティアとは何かを学ぶ機会として、平成18年度からすべての県立高等学校及び中等教育学校で「地域貢献活動」を学校の教育活動へ位置付け、取り組む期間。

	<p>育に関する考え方等を共有できた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全県指導主事会議（社会科部会）を通じ、年間3回のべ82名の指導主事に政治的教養を育む教育の理念や実践事例等を情報提供し、その必要性を共有できた。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、実践事例を蓄積し、より多くの教員に政治的教養を育む教育の啓発・理解を図ることが必要である。
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

取組み2 実践的なシチズンシップ教育³の実施

【取組概要】	<ul style="list-style-type: none"> ・ シチズンシップ教育推進プロジェクト会議を開催し、時代に合わせた指導用資料の改訂に向け、有識者等による助言を受け検討。
【自己評価】	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 説明会や研修を通して、成年年齢引下げに向けた実践的な授業例を学校へ周知することができた。 ・ 弁護士会・司法書士会・社会保険労務士会・税務署等、専門的な諸機関と連携して教材開発を行い、授業実践を行うことができた。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門的な諸機関との連携を更に拡充していくことが課題であり、その対策が必要である。

取組み3 県立学校における政治参加教育

【取組概要】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立高校改革実施計画（I期）⁴での指定校事業の一環として、県立高校6校で新科目「公共」の開発を行い、政治参加教育に係る授業実践を実施。 ・ 令和元年度の参議院議員通常選挙における全県立特別支援学校での模擬投票実施に向けて、管理職、高等部担当教員を対象に、政治参加教育学習会を実施。
【自己評価】	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外部機関と連携し、実践的な授業を実施できた。また、授業研究の参加者により研究成果を共有し、より良い授業の実施を推進することができた。 ・ 政治参加教育学習会の実施により、全県立特別支援学校における模擬投票の実施方法を整理し、各校で共有することができた。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究成果を普及するため、教材や指導計画を共有するための環境整備を行う必要がある。 ・ 全県立特別支援学校における模擬投票に向けて、より生徒の理解が得られるよう、更に教員研修等の取組みを進めていく必要がある。

有識者の意見

① 県立高校生等によるボランティア活動等の推進

- 県立高校生等のボランティア活動等の推進は高く評価できるが、清掃活動以外の多様な活動メニューを検討していくことが必要である。ただし、強制的な取り組みにならないよう配

³ シチズンシップ教育

積極的に社会参加するための能力と態度を育成する実践的な教育として、本県では、キャリア教育の一環で平成23年度から「政治参加教育」「司法参加教育」「消費者教育」「道徳教育」を4本柱とし、すべての県立高校等で実施している。

⁴ 県立高校改革実施計画（I期）

平成28年度から令和元年度までに取り組む施策内容や再編・統合等を示した計画。

慮することも検討が求められる。

② 「シチズンシップ教育」の更なる推進

- シチズンシップ教育は、選挙権年齢の引き下げ以降、不可欠な課題になってきていることから、今後も充実させ、社会科・公民科にだけでなく、学校教育全体を通じて実施するよう工夫することが大切になる。その意味でも、指導資料の作成・普及や教員研修の実施は評価できる。

今後の対応方向

① 県立高校生等によるボランティア活動等の推進

取組み1 ボランティア活動強化月間や地域貢献デーの設定

- ・ 今後も、これまでの地域貢献活動等の取組みの結果や成果の把握に努め、地域に根ざした県立高校等として「地域貢献デー」の取組みを実施していく。
- ・ 公私立を問わず生徒が自発的にボランティア活動等に取り組む意識の醸成や社会奉仕の精神を養う体験的な活動の機会を充実させるため、コミュニティスクール等の機能を活用し、地域におけるボランティアの募集を生徒へ周知していく。また、キャリア教育の取組みなどを通じて人や社会と関わる能力の育成を推進していく。

② 「シチズンシップ教育」の更なる推進

取組み1 「小・中学校における政治的教養を育む教育」の推進

- ・ 引き続き、実践協力校連絡会を設置し、学校教育全体を通じたシチズンシップ教育の実現に向けて、「小・中学校における政治的教養を育む教育」の趣旨や必要性等について周知、教育の啓発・理解促進をしていく。また、ホームページに実践協力校における授業事例を追加掲載していく。

取組み2 実践的なシチズンシップ教育の実施

- ・ 令和元年度にシチズンシップ教育指導用参考資料の改訂を行い、学校教育全体を通じたより実践的な授業を県立学校へ周知し、取組みを充実していく。

取組み3 県立学校における政治参加教育

- ・ 令和元年度の参議院議員通常選挙において、全県立学校での模擬投票を実施する。また、模擬投票以外にも、高校生が地域の政治に参加する指導計画を作成し、県立学校へ周知していく。
- ・ 全県立特別支援学校で模擬投票を実施し、その後各校からの課題や反省点を集約、整理し、今後の政治参加教育の充実につなげていく。さらに、より理解を深めるための職員研修等の場を設ける。

3 生涯にわたる自分づくりの推進に向けた協働・連携の拡大・充実

主な取組概要及び自己評価

① 「かながわ教育ビジョン」の着実な推進

取組み1 「かながわ教育月間 ⁵ 」の取組み	
【取組概要】	<ul style="list-style-type: none"> 県民の教育に関する理解と関心を深めるため、「かながわ人づくり推進ネットワーク⁶」や市町村、大学等の様々な主体の協力を得て、教育イベントの紹介や広報活動を実施。 また、県立弥栄高等学校で「夢をかなえる力を育む」をテーマに、ワークショップを中心とした「かながわ教育月間フォーラム⁷」を開催。  <p style="text-align: center;">かながわ教育月間フォーラム</p>
【自己評価】	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> 様々な主体の協力により、前年度を超える792件の教育イベントを実施するとともに、県立図書館の生涯学習情報システム「PLANE Tかながわ」に教育イベントを掲載するなど、県民の方々が参加しやすい環境づくりを推進できた。 「かながわ教育月間フォーラム」で実施したワークショップでの意見交換について、参加者の9割が「よかった」「どちらかというよかった」と回答しており、参加者にとって満足度の高い教育イベントを実施できた。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 「かながわ教育月間」及び教育イベントについて、「継続的な周知活動が必要」という声もあり、引き続き周知することが必要である。 「かながわ教育月間フォーラム」について、参加者からは「もっと多くの方に参加してほしい」という声もあり、今後も県民の方が関心を持つテーマ選定を心がけ、多くの参加者が集まるよう企画・運営を検討することが必要である。

⁵ かながわ教育月間

「かながわ教育ビジョン」で掲げた理念の実現に向け、県民一人ひとりに、スポーツ・文化を含めた教育への関心や参加意識を高めていただくことで、協働・連携によるかながわの人づくり・自分づくりを進め、かながわの教育をより一層推進する契機とするため、教育に関する取組みを集約的に開催する期間。10月から11月上旬にかけて概ね30日間。平成28年4月に設定。平成31年4月に「10月1日から文化の日（11月3日）」の34日間に改めた。

⁶ かながわ人づくり推進ネットワーク

本県において、学校や家庭、地域など、様々な主体と「かながわ教育ビジョン」を共有し、実効性のある人づくりを県民総ぐるみで進めていくために、学校、家庭、企業等の主体により平成20年に結成。平成31年3月31日現在112団体が参加。

⁷ かながわ教育月間フォーラム

「かながわ教育月間」の取組みの1つ。今日的な教育課題について、自らができる取組みや、課題解決に向けた具体的な方策について考えるワークショップ等を実施。

取組み2 「かながわ人づくりコラボ ⁸ 2018」の開催	
【取組概要】	<ul style="list-style-type: none"> 県民の方々とともに「かながわ教育ビジョン」の推進を図るため、「夢と可能性への挑戦」をテーマにした基調講演や学校の実践紹介、パネルディスカッションをプログラムとする「かながわ人づくりコラボ2018」を「かながわ人づくり推進ネットワーク」と共催で開催（横浜市西公会堂）。  <p style="text-align: center;">かながわ人づくりコラボ2018</p>
【自己評価】	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> 「かながわ人づくりコラボ」では、「はやぶさ」プロジェクト成功の立役者である的川泰宣氏による基調講演など、幅広く県民の参加を促す企画としたところ、319名の参加があり、アンケート結果では20代以下の参加者が全体の4分の1を占め、若い世代の参加が増加し、幅広い世代への「かながわ教育ビジョン」の推進に寄与できた。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後も幅広い世代の方が参加しやすいテーマ・企画としていく必要がある。

有識者の意見

① 「かながわ教育ビジョン」の着実な推進

- 「かながわ教育ビジョン」は、徐々に県内に受け入れられている様子が見られる。「人づくりコラボ」の継続的实施は評価でき、特に、2018年度には若年世代の参加が目立った点は、多世代への浸透の表れだと高く評価できる。
- 「かながわ教育月間」は徐々に浸透度合いは高まってきてはいるものの、まだまだ認知度は低いと思わざるを得ない。各教育イベントが他のイベントの紹介を行うなど連携を強化し合うことも求められる。
- 「かながわ教育月間」については、企業への働き掛けも強化する必要がある。かながわの教育への取り組みや課題などを理解してもらうため、出張講座などを実施することも必要である。県内企業に教育に関してもっと理解を深めてもらうことが求められる。

今後の対応方向

① 「かながわ教育ビジョン」の着実な推進

取組み1 「かながわ教育月間」の取組み

- ・ より多くの県民の方々に、「かながわ教育月間」を知っていただき、教育イベントに積極的に参加していただけるよう、教育関係の団体はもとより、教育関係団体以外への広報の充実・強化を図っていく。具体的には、「県のたより」はもとより、フェイスブックをはじめとしたSNSなど県の多彩な媒体を活用して、日頃から教育月間に関する情報を発信していくなど、

⁸ かながわ人づくりコラボ

「かながわ教育ビジョン」の推進を図るため、テーマに沿った基調講演や学校の実践紹介等をもとに、県民の方々と教育論議を行い、これからの「かながわの教育」について、共に考える場として開催。

幅広く広報を展開していく。

- ・ また、「かながわ人づくり推進ネットワーク」と連携し、他団体の教育イベントの紹介や企業に対し、教育月間の認知度を上げるための働きかけを進めていく。

取組み2 「かながわ人づくりコラボ2018」の開催

- ・ 平成30年度の取組みを踏まえ、引き続き、共催の「かながわ人づくり推進ネットワーク」とともに、幅広い層から、より多くの県民の方々に参加していただけるよう、テーマ・企画等の工夫を図り、参加促進に取り組んでいく。

II 共生社会づくりにかかわる人づくり

1 豊かな心を育む教育の充実と、不登校、いじめ・暴力行為への対応の強化

主な取組概要及び自己評価等について

① いのちの尊重に関する教育の推進

取組み1 「いのちの授業¹」の取組み

<p>【取組概要】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ かけがえのない「いのち」や、人への思いやりなどを大切に感じる心を育むため、県内すべての公立学校で「いのちの授業」を実施。学校での授業や行事、地域における活動などでの取組みを共有して活用するため、各学校から「いのちの授業」の実践事例を幅広く収集し、県教育委員会ホームページで紹介。 ・ 「いのちの授業」を受けた作文を募集し、第6回「いのちの授業」大賞の表彰式を行い、受賞作品の文集を作成、配付。 ・ 「いのちの授業」のより一層の充実を図るため、授業に活用できる「かながわ『いのちの授業』ハンドブック」（平成29年度作成）を県主催の研修会等で活用。さらに、家庭や地域においても「いのちの授業」を推進していくため、「かながわ『いのちの授業』ハンドブック」概要版リーフレットを作成し、関係機関と連携して県内に広く配付。
<p>【自己評価】</p>	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「いのちの授業」の実践事例を幅広く収集し、説明会等で紹介したことにより、それぞれの学校において工夫をこらして実践することができた。 ・ 「いのちの授業」大賞への応募要件を、平成30年度は学校以外の家庭や地域における実践にも広げた結果、前回と比べ1,012作品増の7,038作品の応募があり、学校・家庭・地域等様々な場面において、児童・生徒が「いのちの大切さ」について考える機会が増加し、かけがえのない「いのち」や、人への思いやりなどを大切に感じる心の育成が推進できた。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後は「いのちの授業」の取組みの更なる周知と、保護者や地域による「いのちの授業」が広く展開されるよう工夫が必要である。 ・ 他者を思いやる心など、子どもたちの豊かな人間性を育む教育の充実を引き続き検討することが必要である。



第6回「いのちの授業」大賞表彰式

第6回「いのちの授業」大賞の表彰式を行い、受賞作品の文集を作成、配付。

「いのちの授業」のより一層の充実を図るため、授業に活用できる「かながわ『いのちの授業』ハンドブック」（平成29年度作成）を県主催の研修会等で活用。さらに、家庭や地域においても「いのちの授業」を推進していくため、「かながわ『いのちの授業』ハンドブック」概要版リーフレットを作成し、関係機関と連携して県内に広く配付。

成果

- ・ 「いのちの授業」の実践事例を幅広く収集し、説明会等で紹介したことにより、それぞれの学校において工夫をこらして実践することができた。
- ・ 「いのちの授業」大賞への応募要件を、平成30年度は学校以外の家庭や地域における実践にも広げた結果、前回と比べ1,012作品増の7,038作品の応募があり、学校・家庭・地域等様々な場面において、児童・生徒が「いのちの大切さ」について考える機会が増加し、かけがえのない「いのち」や、人への思いやりなどを大切に感じる心の育成が推進できた。

課題

- ・ 今後は「いのちの授業」の取組みの更なる周知と、保護者や地域による「いのちの授業」が広く展開されるよう工夫が必要である。
- ・ 他者を思いやる心など、子どもたちの豊かな人間性を育む教育の充実を引き続き検討することが必要である。

¹ いのちの授業

子どもたちの社会性や規範意識の低下、不登校やいじめ・暴力行為などの教育課題、自殺や若者の自立をめぐる問題が生じている中、他者への思いやりや自分を大切にすることを育み、かながわを担う人づくりを進めるため、学校の授業や行事、地域での活動など、様々な場面で「いのちの大切さ」や「他人へのおもいやり」などを伝え、共に学びあう取組み。県内すべての学校（幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・中等教育学校・義務教育学校・高校・特別支援学校）で実施。

【平成30年度「いのちの授業」の事例数及び具体例】

校種	事例数	具体例
幼稚園及び認定こども園	100	園庭にたくさん飛んでいるトンボを追いかけ、小さな虫かごに何匹も入れて遊ぶ。しかし、捕まえたならそれで満足で、雑に扱う姿を見た担任は、捕まえた後どうしたらよいのか、園児と一緒に考える場を設定した。園児は命について考え、トンボについてもっと知りたいと思い、絵に描くことを思いつく。ルーペで見ながらよく観察して、気付き発見したことや感じたことを友達と伝え合いながら絵を描いた。園児の気持ちに寄り添いながら、トンボを通して生き物の命について関心を高めた。
小学校	707	児童は地域で活動するライフセーバーから、海や海辺の安全に関する知識を学び、水難事故から身を守る方法を学んだ。実際に着衣のままプールに入り、その際の動きにくさを学んだ。また、自分で救助を待つときの体勢(浮き方)を体験した。この学習を通して、児童は、自分のいのちを守るとともに、活動を通して他者のいのちを尊重する大切さを意識することができた。
中学校	373	年間を通して、生徒会活動で「いじめ防止キャンペーン」を行っている。いじめ、暴力等を未然防止するために、学級委員が中心となり各学級で防止策を考え、学級の約束事として決定していく。各学級で決まった約束事は、後日、全校集会で発表を行った。また、その集会では、当該校のいじめ防止基本方針なども含め全校に呼びかけを行った。
高等学校及び中等教育学校	333	子育て世帯を取り巻く課題や支援について、地域の赤ちゃん（5か月～2歳）とお母さんを招いて、赤ちゃんふれあい体験を行い、妊娠や育児に係る講話を実施した。 人のいのちを大切にすることを育むため、妊娠・出産・中絶の授業を実施した。胎児の成長や母体の変化などを学習することにとどまらず、人工妊娠中絶に関する内容や法律上の規定等についてグループで話し合いを行い、生命の尊厳について深く考えるよう指導を工夫した。
特別支援学校	63	自分の良いところや友だちの良いところを探すことを目的に、グループで一人ひとりの良いところについて意見を出し合った。友だちの意見を聞いた生徒からは、「自分にはこんな良いところがあるんだ」「たくさん良いところがあってうれしい」といった声があり、自己肯定感を高めることにつながった。
計	1,576	

② いじめ・暴力行為などを防止するための普及啓発の推進

取組み1 「かながわ元気な学校ネットワーク推進会議²」を中心とした取組み

【取組概要】	<ul style="list-style-type: none"> 県内のすべての学校や地域で、子どもたちの笑顔があふれ、いじめ・暴力行為及び不登校などを防止する取組みを推進するため、「かながわ元気な学校ネットワーク推進会議」を中心に、学校が関係機関や団体等と連携・協働する活動や、コミュニティ・スクール³の導入を促進して学校・保護者・地域社会が一体となる取組みを推進。 学校での実践を県民に広く理解していただくため、新聞等を活用した広報
--------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

² かながわ元気な学校ネットワーク推進会議

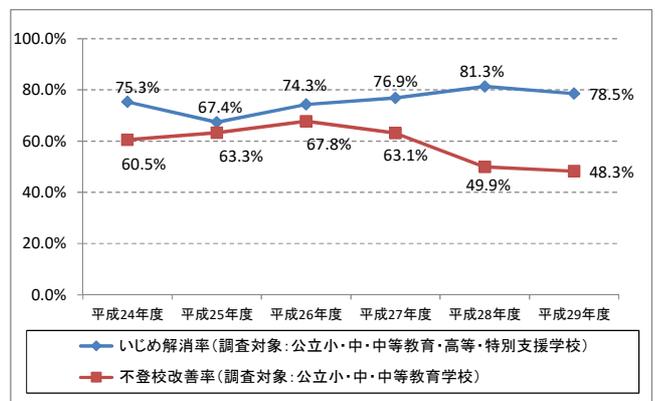
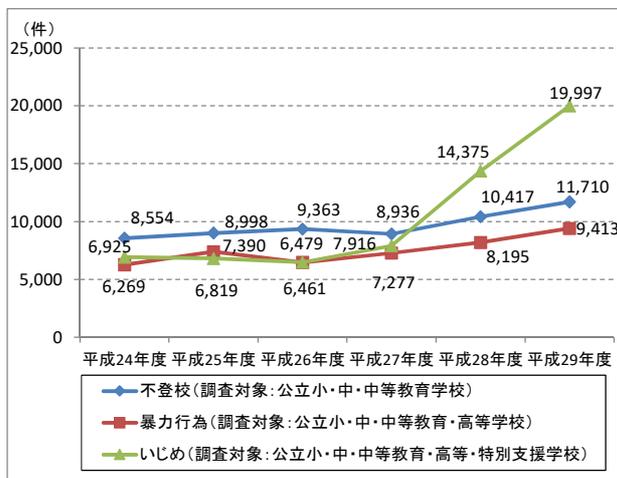
子どもたちのいじめ・暴力行為及び不登校などの問題を防止し、県内のすべての学校や地域に子どもたちの笑顔があふれることをめざし、学校、保護者、関係機関・団体等、地域社会全体が一体となった取組みを推進するために設置した会議。推進会議は3つのプロジェクト（魅力ある学校づくり、関係機関との連携推進、地域との協働）の推進に対して提言・指導・助言を行う。

³ コミュニティ・スクール

平成16年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により導入されたもので、学校の設置者である教育委員会の判断により学校運営協議会を設置することを通じて、保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って公立学校の運営に参画することを可能とするしくみのこと。

	活動を通して、学校の教育活動を周知。
【自己評価】	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> 「かながわ元気な学校ネットワーク推進会議」での協議を踏まえ、各事業を推進した結果、公立小・中学校、義務教育学校のコミュニティ・スクールの導入校数が、平成30年4月時点の221校から平成31年1月に271校に増加するなど、学校・保護者・地域社会が一体となる取組みが促進された。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年度問題行動等調査において、公立小・中学校のいじめは、前年度認知した件数より5,521件多く、暴力行為は1,179件増加、不登校は1,293人増加しており、引き続き、問題行動等が起こりにくい学校づくりを、企業・県市町村教育委員会・学校・家庭が一体となって推進する取組みの更なる充実が必要である。

神奈川県におけるいじめ・暴力行為及び不登校の件数 神奈川県におけるいじめの解消率⁴・不登校の改善率



文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より作成

取組み2 地域フォーラムの開催	
【取組概要】	<ul style="list-style-type: none"> 地域の大人たちが子どもの“育ち”を応援する運動「平成30年度かながわ子どもスマイル(SMILE)ウェーブ」の一環として、各地域において、児童・生徒が主体的にいじめや暴力行為等の防止に向けた取組みを発信する場として、横須賀・湘南三浦・県央・中・県西の5地区で地域フォーラムを開催。  <p style="text-align: center;">地域フォーラム</p>
【自己評価】	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> 参加児童・生徒数が5地区平均で約60名増加しており、より多くの児童・生徒に発信できた。参加した児童・生徒は、いじめや暴力行為等の防止に向けた取組みについて主体的に考えた。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護者・地域の方々の参加が5地区平均で約16名であったため、いじめ防

⁴ いじめの解消率

平成29年3月の国の調査項目の見直しに伴い、「いじめの改善率」は把握できなくなり、平成30年度教育委員会の点検・評価から「いじめの解消率」を掲載している。

	止に取り組む機運を高めていくための方策を、県PTA協議会等と連携して検討することが必要である。
--	-------------------------------------------------

取組み3 小・中学校の「道徳の時間」の教科化に向けた取組み	
【取組概要】	<ul style="list-style-type: none"> 「特別の教科 道徳」（以下「道徳科」という）の授業における改善・充実を図るために、県内の各地区や各公立小・中学校（政令市・中核市を除く）等を対象に、研修や研究授業・実践発表を実施。
【自己評価】	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> 研修では講義や演習等を行うことにより、受講者から「理論的で分かりやすく、学校において取り組むことが明確になった」という声が聞かれるなど、道徳科の授業方法について改善・充実を図ることができた。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後も道徳科が子どもたちにとって一層充実したものとなるよう、教職員が具体的な実践事例を共有し、授業の工夫改善を検討することが必要である。

③ 不登校、いじめなどに対する相談体制や支援の充実

取組み1 スクールカウンセラー⁵の配置・活用	
【取組概要】	<ul style="list-style-type: none"> いじめなどの問題行動や不登校等に関する学校の相談体制を充実させるため、スクールカウンセラーを、政令市を除くすべての公立中学校175校（中学校区の小学校にも対応）に配置。 スクールカウンセラー等の資質向上のため、教育局にスクールカウンセラースーパーバイザー⁶（1名）を、横須賀市と4教育事務所にスクールカウンセラーアドバイザー⁷（5名）を配置。 いじめなどの問題行動や不登校等に関する学校の相談体制を充実させるため、県立高等学校及び県立中等教育学校ではスクールカウンセラーを前年度より12名増員し、2校の県立中等教育学校及び73校の県立高校を拠点校として、すべての県立高等学校及び県立中等教育学校に対応。
【自己評価】	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> スクールカウンセラーと学校が連携し、いじめなどの問題行動や不登校等の未然防止、早期の発見・対応、組織的な対応を実施し、相談体制や支援を充実できた。 「スクールカウンセラーの資質向上には、スクールカウンセラーアドバイザー等の巡回相談が効果的であった」との意見を、各教育委員会（政令市を除く）や学校等から得ており、スクールカウンセラーの資質向上を図ることができた。 スクールカウンセラーの新規採用時に行う研修や「スクールカウンセラー連絡協議会」等で、子どもの発達課題や虐待などの学校だけでは対応が困難な事例へのスクールカウンセラーの効果的な関わり方について、周知することができた。 県立高等学校及び県立中等教育学校ではスクールカウンセラーによる相談を16,771件（平成29年度14,184件）実施し、いじめなどの問題行動や不登校等の未然

⁵ スクールカウンセラー

臨床心理士等、児童・生徒の心の問題に対応するため、児童・生徒や保護者への相談・助言、教職員への助言等を行う職。

⁶ スクールカウンセラースーパーバイザー

スクールカウンセラーに対する指導・助言や、学校で重篤な事案が発生した場合の児童・生徒へのカウンセリング及び教職員へのコンサルテーションなどを行う職。

⁷ スクールカウンセラーアドバイザー

特に経験豊富なスクールカウンセラーが担い、スクールカウンセラーに対する指導・助言や重大な事案又は緊急に対応する必要がある事案が発生した学校等に対する助言などを行う職。

	<p>防止、早期の発見・対応に寄与した。</p> <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 更に充実した支援体制の構築を図るため、連絡協議会の在り方を検討することが必要である。 ・ 現状の配置では、1校の勤務が月1、2回の県立高等学校及び県立中等教育学校もあることから、更なる配置拡充が必要である。
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

取組み2 スクールソーシャルワーカー⁸の配置・活用	
【取組概要】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 問題を抱える児童・生徒に対して、関係機関と連携した支援をより充実させるため、スクールソーシャルワーカーを、公立小・中学校（政令市・中核市を除く）には前年度より6名増員の42名で対応。また、県立高校に前年度より5名増員して30名配置し、すべての県立学校に対応。
【自己評価】	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公立小・中学校（政令市・中核市を除く）では、スクールソーシャルワーカーの配置増により、更に学校と関係機関の連携が進み、より多くの児童・生徒に多様な支援を提供することができた。 ・ 県立学校では、スクールソーシャルワーカーの配置により、本人及び保護者との面談や関係機関との連携等、5,386回（平成29年度4,754回）対応した結果、児童・生徒の支援の充実を図ることができた。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭の生活環境や経済的な問題、親子関係等に関する相談の件数が年々増加し、現在の配置状況では十分な対応ができない現状にあり、引き続き、スクールソーシャルワーカーの配置拡充や効果的な配置の検討を行うとともに、より一層の資質向上を進めていくことが必要である。 ・ 県立学校では、スクールソーシャルワーカーとの協働による効果的な校内支援体制の構築が必要である。

取組み3 不登校相談会や進路情報説明会の実施	
【取組概要】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不登校の児童・生徒の社会的自立や学校生活の再開に向けた支援を行うため、フリースクール等と学校や教育関係機関が連携・協働し、「神奈川県学校・フリースクール等連携協議会」を開催。また、「神奈川県学校・フリースクール等連携協議会」が、児童・生徒、保護者等を対象にした不登校相談会を9回開催。うち7回は、不登校の児童・生徒や高校中退者及びその保護者等が、進路に見通しを持てるよう進路情報説明会も同時に開催。
【自己評価】	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不登校経験者と保護者による座談会やフリースクール等による相談会、進路についての情報提供及び個別の相談会を実施したことにより、アンケートに「不登校経験者の話が聞けてよかった」「将来に希望が持てた」「進路について不安が払しょくされた」等の声が多数寄せられ、不登校の児童・生徒の社会的自立や学校生活の再開に向けた支援、保護者の不安の解消を図ることができた。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不登校相談会等に関する情報が、不登校の児童・生徒や保護者に十分に届いていないという課題もあり、今後は、一層の周知に努めることが必要である。

⁸ スクールソーシャルワーカー

社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童・生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行う職。

取組み4 中学校夜間学級 ⁹ の設置の検討	
【取組概要】	<ul style="list-style-type: none"> 県内における中学校夜間学級の設置に向けた取組みを促進するため、県・市町村教育委員会の主管課長をメンバーとして、「中学校夜間学級等連絡協議会」を3回開催。 中学校夜間学級の設置に係る調査研究を行うことを目的とした「中学校夜間学級の設置に関する検討協議会」を2回開催。さらに、中学校夜間学級の設置ニーズの高かった相模原・県央地区の市町村教育委員会によるワーキング部会を開催。 中学校夜間学級の設置場所や方法、施設、教職員等の配置、教育課程等の在り方等に関する検討を実施。
【自己評価】	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> 中学校夜間学級を含む学び直しの機会の確保について、県・市町村教育委員会の共通理解が深まった。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 実際の対応事例が少ないため、今後、各市町村における具体的な対応について更に検討を進める必要がある。 中学校夜間学級の設置場所や方法、施設、教職員等の配置、教育課程等の在り方等に関する検討が必要である。

取組み5 「学校緊急支援チーム ¹⁰ 」の派遣	
【取組概要】	<ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒及び教員の死亡事案や不祥事など重大な事案が発生した際に、対応について学校を支援し、児童・生徒及び教職員の心のケアに当たるため、県教育委員会の指導主事や臨床心理士等による「学校緊急支援チーム」を公立学校に派遣。 適切な支援ができるようにするために、指導主事を対象に、スクールカウンセラースーパーバイザーによる研修を実施。また、「学校緊急支援チーム連絡協議会」を開催し、情報共有や事例検討を実施。
【自己評価】	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> 「学校緊急支援チーム」を28回派遣し、全校集会等における心理教育や個別の生徒のカウンセリングを実施することにより、児童・生徒及び教職員に対し、心理面からの支援ができた。 指導主事対象の研修を実施し、24名が参加したこと及び学校緊急支援チームに係る連絡協議会に9名の臨床心理士が参加したことにより、指導主事との情報共有及び事例検討ができた。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時に対応可能な臨床心理士を十分に確保することが必要である。

取組み6 「ソーシャルワークの視点を持った教員の養成研修」の実施	
【取組概要】	<ul style="list-style-type: none"> 教育相談コーディネーター¹¹が、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関等と効果的に連携して児童・生徒を支援できるようにするため、県立保健福祉大学と連携し、ソーシャルワークに関して一定の

⁹ 中学校夜間学級

様々な事情により中学校を卒業していない方々を対象に、中学校卒業資格を取得することを目的に義務教育の機会を提供するもの。夜間中学校ともいう。

¹⁰ 学校緊急支援チーム

児童・生徒の事故などの重大な事案が発生した場合に、学校への指導・助言や、児童・生徒・保護者などに対する心のケアなどの支援を行うチーム。

¹¹ 教育相談コーディネーター

支援を必要とするすべての児童・生徒に対し、学校の教育相談体制の軸となる教員のことをさす。学校（高等学校は課程）ごとに、校長が所属する教員の中から各学校の実態に応じて指名をしている。国では「特別支援教育コーディネーター」という。

	知識やスキルの習得を行う「ソーシャルワークの視点を持った教員の養成研修」を実施。
【自己評価】	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> 「ソーシャルワークの視点を持った教員の養成研修」を実施し、公立小・中学校（政令市を除く）から10名、県立高校から19名の教育相談コーディネーターが参加し、当該教員の育成に寄与した。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 受講した教育相談コーディネーターが、校内の教育相談体制の充実を図るとともに、県内の10地区で行われる協議会等において、スクールソーシャルワーカーとの協働による活動実践報告等を行うなど、学校間の情報共有が必要である。

取組み7 教育相談事業の実施	
【取組概要】	<ul style="list-style-type: none"> 中高生の多くがSNSをコミュニケーション手段として活用している中、いじめを受けて一人で悩む子どもたちへの対応が課題となっていることから、試行的にSNSによる相談窓口を開設。 不登校やいじめなど学校生活や、養育など家庭生活に係る悩みや困りに対応するため、児童・生徒及び保護者等を対象に、県立総合教育センターへの来所相談、専用の電話回線（24時間子どもSOSダイヤルや不登校ホットライン等）による電話相談、電子メールによる相談を実施。
【自己評価】	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> 小学校を除く県内の学校から抽出した101校の生徒約5万8千人を対象にコミュニケーションアプリ「LINE」を活用して、「SNSいじめ相談@かながわ」を9月10日から23日までの17時から21時まで試行的に実施したところ、相談件数は183件で、相談後のアンケートでは、「相談は役に立った」「また相談したい」「電話に比べてLINEは相談しやすかった」とする意見がいずれも8割超にのぼり、肯定的な評価を得ることができた。 県立総合教育センターへの相談で、来所相談は前年度より若干少ないが5,236件に、電話相談は前年度より多い6,568件に、電子メールによる相談は前年度より多い84件に対応し、学校生活や家庭生活に係る悩みや困りの解決や、相談者の心の安定に寄与した。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 「SNSいじめ相談@かながわ」の試行的な実施で得た日別、曜日別及び時間帯別などのデータを参考に、より多くの子どもたちを対象とできるよう検討することが必要である。 様々な形態による教育相談体制を引き続き整え、児童・生徒や保護者等からの相談に適切に対応していくことが必要である。

不登校・ひきこもり、いじめ等の教育相談件数

内容	件数
不登校・ひきこもり	2,851
いじめ	316

SNSいじめ相談 相談内容別件数（平成30年9月10日～23日）

主訴	件数
いじめ	51
交友関係・性格の悩み	40
恋愛に関する悩み	12
学業・進学に関する悩み	8

学校・教員の対応	14
家族に関すること	12
性・からだのこと	5
不登校に関すること	1
相談終了後の返礼	6
その他※	20
無反応	14
合計	183

※ SNS相談がどのようなものかのぞいてみるといった「冷やかし」、取組を知ってアクセスした成人の方からの「よい取組みなので続けてほしい」とのご意見、主訴が不明の書き込みなど。

取組み8 いじめ防止の研修の支援	
【取組概要】	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止対策推進法及び神奈川県いじめ防止基本方針に対する教職員の理解を深めるため、各種会議で説明するとともに、各県立学校に研修教材を配付。
【自己評価】	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> 生徒指導担当者会議を実施し、165名の教員が参加した中で、情報提供及びグループに分かれての研究協議を実施し、理解の促進を図ることができた。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 各県立学校で実施する研修において、いじめに対する教員の理解をより深めるための工夫を行うことが必要である。

有識者の意見

① いのちの尊重に関する教育の推進

○ 自己の「いのち」はもちろん、他者の「いのち」、更に他の生物の「いのち」をも大切にする心を育むことは、教育の極めて大切な役割である。県内すべての公立学校で「いのちの授業」が実施されるようになり、平成30年度は、幼稚園から高等学校まで幅広く「いのちの授業」の実践事例を収集することができた。「いのちの授業」大賞の作文も前回から1,000以上増えて7,000作品を超えたことは、取組みの広がりを感じさせ評価できる。しかし、その周知が作品集やホームページなどにとどまっておき、もっと積極的に広報していくべきである。

○ 平成29年度に作成された「かながわ『いのちの授業』ハンドブック」は、「いのち」を3つの観点で考えさせ、3つのプロセスで学ばせる等よく工夫された教材で、地域や家庭での「いのち」の大切さの話し合いにも役立つ。平成30年度は、この概要版リーフレットを作成し、県内に広く配布できたので、かながわの「いのちの授業」は一層充実するものと期待される。

② いじめ・暴力行為などを防止するための普及啓発の推進

○ いじめ・暴力行為などの根底には、「いのち」を大切にする心の欠如がある。「道徳科」や「いのちの授業」の成果に期待する一方で、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動¹²を機能させ、地域全体で子どもたちの成長を支援していくシステムづくりを推進していく必要がある。このシステムの中で、「いのち」を大切にする心を育て、地域全体にいじめ・暴力行為は許さないという機運を醸成していくことが求められる。

¹² 地域学校協働活動

地域住民等の参画を得て、子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」をめざして、地域と学校が連携・協働して行う様々な活動。

- 平成30年度もいじめに関するニュースが県内外を問わず多かった。特に過去にいじめがなかったとしたものが、一転していじめを認める事案などもあり、学校や教育委員会にはこれまで以上に、1件、1件丁寧な対応が求められる。認知件数も増加しており、子どもたちに「いじめ＝心身の苦痛を与える行為」という意識付けなど、いじめ防止の具体的な対策が必要である。
 - 地域フォーラムの開催は、粘り強く取り組むことで、必ず大きな効果を生むはずである。地域と連携して開催を増やすなど、工夫が必要である。
 - 「道徳科」の授業が、子どもたちの規範意識の醸成に果たす役割は極めて大きい。教員の研修や研究授業・実践発表の積み重ねにより、「道徳科」の授業が年々充実していることを評価する。
 - 子どもたちの道徳観は、集団活動で実践されることで身に付き、子どもが大人になって社会に出て生かされるものである。したがって、集団活動や体験的活動を通して人間形成を図る「特別活動」の時間を実践の場として有効に活用すべき。「道徳科」と「特別活動」それぞれの特質を生かしつつ、両者を関連付けた指導を工夫していく必要がある。
- ③ 不登校、いじめなどに対する相談体制や支援の充実**
- スクールカウンセラーの取組みは、子どものいじめ被害のファーストコンタクトをいかに汲み取るかが重要になってくる。学校内にとどまらず、家庭との連携も密にすることで、大切な命を守ることができる。
 - 不登校の対策として相談会を実施していることは評価できる。表面から分からない発達障害などを抱える子どもたちもいるので、ソーシャルワーカーと家庭でコミュニケーションを図り、子どもにとって一番良い支援を行っていくことが求められる。
 - 学ぶ意欲がある義務教育未修了者や、義務教育は修了したが不登校等で十分な義務教育を受けられなかった者にとって、近くに中学校夜間学級があることの意義は大きい。さらに、県内の在留外国人やその子どもの数も増加傾向にあり、学齢期を過ぎた生徒の中学校夜間学級への入学のニーズは少なくないと思われる。現在、中学校夜間学級は横浜市と川崎市に各1校しかないので、在留外国人が多い地域での設置の検討が求められる。
 - 中学校夜間学級の設置について、県・市町村教育委員会で検討が行われているが、市町村を超えて広域から生徒を受け入れる学校や、定時制がある高校に併設した夜間中高一貫校等、神奈川らしい形を考えることも必要である。
 - 学校における教育相談では「教育相談コーディネーター」の果たす役割は非常に大きい。その資質向上のために「ソーシャルワークの視点を持った教員の養成研修」が実施されていることを評価する。今後も養成研修を継続し、ソーシャルワークの知識やスキルを習得した「教育相談コーディネーター」が増えることを期待する。同時に、本講座を受講した「教育相談コーディネーター」が、習得した知識やスキルを十分に発揮できるような校内の指導体制の確立の検討が求められる。
 - SNSのいじめは、これからも増えていくことが予想される。相談窓口を広く周知し、相談してきた子どもたちが失望しないような対応が求められる。
 - いじめは人権問題である。互いの違いを認め合い、相手の立場に立って考え行動できる人格の形成が大切である。

今後の対応方向

① いのちの尊重に関する教育の推進

取組み1 「いのちの授業」の取組み

- ・ これまでの取組みに加えて、教職員等を対象とした各種研修会において、「かながわ『いのちの授業』ハンドブック」を更に活用していく。また、家庭や地域で多くの大人が子どもたちに関わって「いのち」の大切さについて共に考える取組みを広げるために、保護者や地域向けの「かながわ『いのちの授業』ハンドブック概要版リーフレット」の周知と活用を推進していく。
- ・ 引き続き各教科等で「いのち」のかけがえのなさ、夢や希望を持って生きることの大切さ、人への思いやりなどを育む「いのちの授業」を展開し、児童・生徒に心ふれあう教育を推進していく。
- ・ 各学校での取組みに関する情報を収集し、実践事例等をホームページ等で紹介していくとともに、包括協定を締結した神奈川県PTA協議会と連携して発信することで「いのちの授業」を推進していく。
- ・ 「ともに生きる社会 かながわ憲章」の普及の取組みにおいて、「かながわ『いのちの授業』大賞」に、「ともに生きる社会 『かながわ憲章』」賞を新設する。

② いじめ・暴力行為などを防止するための普及啓発の推進

取組み1 「かながわ元気な学校ネットワーク推進会議」を中心とした取組み

- ・ 学校・家庭・地域の連携・協働を更に密にし、いじめの定義に基づく認知の在り方について再確認するなど、社会全体に、いじめ・暴力行為などの問題行動は見逃さないという機運を醸成するなどして、学校や地域に子どもたちの笑顔があふれることをめざし、小・中学校へのコミュニティ・スクールの導入の一層の促進等を実施していく。

取組み2 「地域フォーラム」の開催

- ・ より多くの児童・生徒・保護者・地域の方々の参加を促進するよう、神奈川県PTA協議会との包括協定を活用するとともに、開催回数を含む内容・運営等の充実を検討し、地域フォーラムを実施していく。

取組み3 小・中学校の「道徳の時間」の教科化に向けた取組み

- ・ 各公立小・中学校（政令市・中核市を除く）での道徳科の授業により、子どもたちに豊かな心が育まれるよう、教職員研修等で具体的な実践事例や授業の工夫を示すなど、引き続き、道徳科の充実に向けた取組みを推進していく。また、道徳科を要とし、各教科や特別活動など、教育活動全体を通じた道徳教育を推進していく。

③ 不登校、いじめなどに対する相談体制や支援の充実

取組み1 スクールカウンセラーの配置・活用

- ・ より一層の資質向上、家庭や関係機関との連携等、スクールカウンセラーの効果的な活用を推進していく。
- ・ 問題行動や不登校等の未然防止・早期発見・早期解決に向けた「チーム学校」としての取組みを推進していくために、連絡協議会をスクールソーシャルワーカーと合同で実施するなど、学校の支援体制の更なる充実に努めていく。
- ・ 「スクールカウンセラー業務ガイドライン」を活用した研修や、スーパーバイザーやアドバイザー等の巡回相談等を引き続き実施していく。
- ・ 県立高等学校及び県立中等教育学校では、支援が必要な生徒に対する継続的なカウンセリングや、教職員へのコンサルテーション・授業時の巡回といったカウンセリング以外の業務の遂行ができるよう、更なる配置拡充を図っていく。

- ・ より充実した支援体制の構築を図るため、講師の選定を含め連絡協議会の内容の充実について検討していく。

取組み2 スクールソーシャルワーカーの配置・活用

- ・ 令和元年度は事業の推進を図るため、公立小・中学校（政令市・中核市を除く）を対象にスクールソーシャルワーカーの増員を図っていく。
- ・ 更に多くの児童・生徒を効果的に支援できるよう、市町村（政令市・中核市を除く）スクールソーシャルワーカーとの連携など事業の充実を検討していく。
- ・ スーパーバイザーの巡回や連絡協議会等における事例研究、有識者の講演等を通じて、スクールソーシャルワーカーの一層の資質を向上していく。
- ・ 県立学校では、スクールソーシャルワーカー連絡協議会、スクールソーシャルワーカースーパーバイザーによる巡回指導、教職員への研修等により、校内支援体制の構築に向けた、より効果的なスクールソーシャルワーカーの活用を推進していく。

取組み3 不登校相談会や進路情報説明会の実施

- ・ 引き続き、不登校の児童・生徒や高校中退者及びその保護者等を対象に、「神奈川県学校・フリースクール等連携協議会」において不登校相談会や進路情報説明会を計9回実施するとともに、各地区における連携の活性化を推進していく。また、県教育委員会ホームページに設置した「不登校対策関係資料」のコーナーを活用し、不登校相談会や進路情報説明会に関する情報や子どもたちの多様な居場所に関する情報を周知していく。
- ・ 不登校対策の中核を担う県内各市町村の教育支援センターの専任教員が一堂に会する連絡協議会を開催し、不登校の児童・生徒への支援の基本的な考え方や各市町村の情報を共有するとともに、取組みを充実していく。

取組み4 中学校夜間学級の設置の検討

- ・ 広域的なしくみを構築するため、関係の市町村教育委員会との調整を行うなど、神奈川県らしい「中学校夜間学級」の設置に向けた方向性を具体的に検討していく。
- ・ 今後、設置主体となる市町村の意向を十分に踏まえながら、教職員配置や県立学校の施設活用を含め、必要な支援策を検討していく。

取組み5 「学校緊急支援チーム」の派遣

- ・ 事例検討等によりチーム構成員のスキルアップを図り、公立学校の派遣要請に応じて、教職員・生徒・保護者に適切な支援ができるよう努めていく。
- ・ 緊急時に対応可能な臨床心理士を確保するために、事案発生後すみやかに派遣依頼ができるよう、円滑な連絡・調整に努めていく。

取組み6 「ソーシャルワークの視点を持った教員の養成研修」の実施

- ・ より効果的な研修になるよう、県立保健福祉大学と連携して研修内容の充実を図っていく。
- ・ スクールソーシャルワーカーと情報共有を図り、校内支援体制を確立できるように、協議会等の内容の充実を図っていく。

取組み7 教育相談事業の実施

- ・ 今回の試行で得たデータをもとに、SNSを活用した相談体制について、関係機関と連携しながら、より効果的な相談体制ができるように努めていく。また、令和元年度は、SNS相談窓口のアカウントを記載したカードの配付対象を拡大したり、県ホームページに相談の方法等を掲載するなど、相談窓口を広く周知して、相談対象生徒の人数を増やし、より多くの生徒が相談できるようにしていく。
- ・ 今後も様々な形態による教育相談体制を整え、児童・生徒や保護者等からの相談に適切に対応していく。県立総合教育センターと学校との連携が特に重要になるため、引き続き学校と連

携しながら相談を進め、問題の解決を図っていく。また、複雑で対応が難しいと思われるようなケースでは、積極的に関係機関との連携を図っていく。

取組み8 いじめ防止の研修の支援

- ・ 生徒指導担当者会議において、いじめに関する情報提供を行い、いじめの早期発見、組織的な対応やいじめに対する教員の理解をより深められる研修ができるよう、引き続き適切な支援に努めていく。

2 インクルーシブ教育の推進

主な取組概要及び自己評価等について

① 多様な学びの場のしくみづくり

取組み1 インクルーシブ教育実践推進校（パイロット校）の取組み	
【取組概要】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒の社会接続のため、キャリア教育を実施。 ・ 県西地域におけるインクルーシブ教育を推進する環境を整えるため、平成31年度入学者選抜において、県立足柄高等学校で足柄上地区での連携募集に加えて、足柄下地区で特別募集を実施。
【自己評価】	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校設定教科・科目や総合的な学習の時間などでキャリア教育を実施したほか、職場見学及びインターンシップを実施したことにより、生徒の将来の進路を具体的に考えることができた。 ・ 足柄下地区においても中学校・高等学校進路相談連絡部会を開催し、中学校での進路指導を支援したことにより、積極的に足柄高校への志願を検討していただいた。その結果、募集定員21名に対して21名の志願者を得ることができ、取組みが推進された。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ パイロット校3校で、1期生の卒業に向けて、就職・進学への支援に取り組む必要がある。

インクルーシブ教育実践推進校（パイロット校）志願者数（平成31年度入学者）

学校名	志願者数
県立茅ヶ崎高等学校	11
県立厚木西高等学校	21
県立足柄高等学校	21

取組み2 「みんなの教室¹³」の取組み	
【取組概要】	<ul style="list-style-type: none"> ・ すべての子どもが、できるだけ通常の学級で共に学びながら、一人ひとりのニーズに応じた指導・支援を受けることができるしくみである「みんなの教室」の成果を普及するため、4市町のモデル校（小学校4校、中学校3校）でモデル事業を実施。
【自己評価】	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育相談コーディネーターを中心とする校内支援体制を整備し、取組みに寄与することができた。

¹³ みんなの教室

公立小・中学校（政令市を除く）において、すべての子どもができるだけ通常の学級で共に学びながら、一人ひとりのニーズに応じた指導・支援を受けることができるしくみのこと。

	<p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> モデル校以外の小・中学校では、教育相談コーディネーターに対する人的措置がなされていないため、特に小学校では、教育相談コーディネーターに指名された教員が、授業や学級担任を併せて受け持っており、コーディネーター業務に当たる時間の確保が必要である。
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

取組み3 インクルーシブ教育の理解啓発

【取組概要】	<ul style="list-style-type: none"> インクルーシブ教育の推進の趣旨を県民に十分に理解していただくため、インクルーシブ教育推進フォーラムを開催し、「地域と共につくるインクルーシブな学校」についてパネルディスカッション等を行い、県民の理解・啓発を実施。
【自己評価】	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> インクルーシブ教育推進フォーラムを2回開催し、うち1回を海老名市教育委員会との共催で実施したことで、テーマの「地域と共につくる」という視点をより具体化した内容になったほか、インクルーシブ教育を担当する教員の参加の増加により、インクルーシブ教育の推進に寄与できた。 他の1回を川崎で開催したことで、平成26年から開催してきた同フォーラムを県内すべての地域で開催することができた。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> より具体的な取組みについて議論をするなど、フォーラムの内容の工夫が必要である。

取組み4 県立高校の通級指導¹⁴ 導入校の取組み

【取組概要】	<ul style="list-style-type: none"> インクルーシブ教育の実践に向けて、できるだけ同じ場で共に育つことをめざすことや、障がいによる学習上、生活上の困難の克服のため、3校で通級による指導を開始。
【自己評価】	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象生徒の学習上、生活上の困難を把握し、個別の指導計画を作成し指導を行うことができた。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がいのある生徒にとって分かりやすい授業を実施することは、障がいのない生徒にも分かりやすい授業であることを各教員が理解し、通級による指導以外でも授業の見通しを持てるようにすることや、掲示物は最小限にすることなど、生徒が安心かつ集中して授業に臨めるよう、指導方法を工夫・改善することが必要である。

取組み5 教育相談コーディネーターの養成

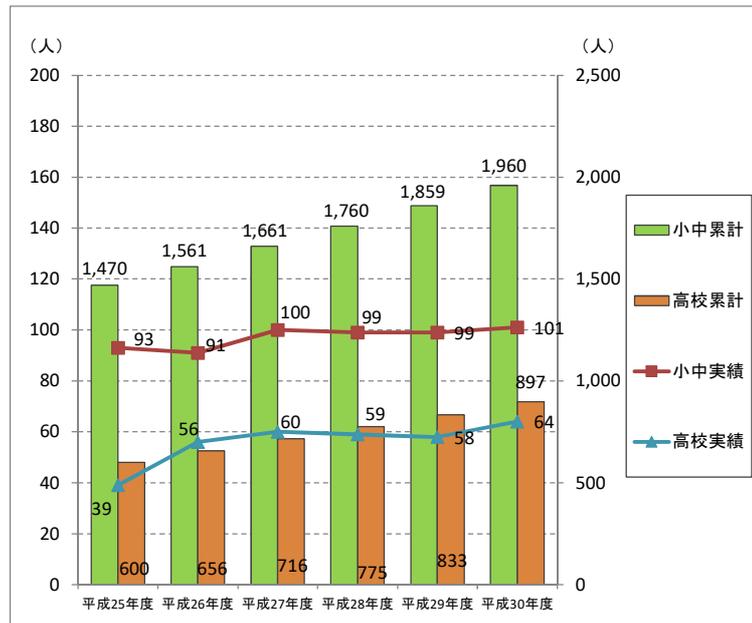
【取組概要】	<ul style="list-style-type: none"> インクルーシブ教育の推進に向けて、生徒が抱える諸問題への適切な支援と校内の教育相談体制を構築し、学校内外の人的・物的資源をコーディネートできる人材の養成を図るため「教育相談コーディネーター養成研修講座」を実施。
【自己評価】	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> 受講者が事例発表、司会、記録を体験する「ケース会議演習」を3日間実施したことにより、研修講座アンケートの自己評価が（4点満点の平均値）1日目3.69、2日目3.73、3日目3.87と上がり、受講者の効果的な会議の運営や生徒の見立てと支援に関する力が育成できた。また、「教育相談コーデ

¹⁴ 通級指導

障がいのある生徒（自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害を主たる障がいとする生徒）に対して、大部分の授業を在籍学級で行いながら、一部、特別の教育課程を編成し、障がいに応じた特別の指導を行うこと。

	<p>ィネーターの役割と校内支援について」の協議を実施したことにより、研修講座アンケートの自己評価は（4点満点の平均値）3.72となり、目標値の3.4を超え、教育相談コーディネーターの役割の理解、実践への知識・技術の習得ができた。</p> <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 実際の事例を用いたケース会議の演習において、保護者と協働する視点が十分ではなかったことから、保護者と協働することの重要性を理解する内容を設定する必要がある。また、「支援をつなぐ～支援シートの活用～」の研修講座アンケートでは、受講者の自己評価は3.37で目標値の3.4を下回ったため、学年間等で支援を引き継ぐことについて、より理解が進むような研修内容を検討することが必要である。
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

教育相談コーディネーターの養成数



(県立総合教育センター取りまとめ資料より作成)

② 専門的な指導や支援の充実

取組み 1 特別支援学校生徒の就労支援

【取組概要】	<ul style="list-style-type: none"> 社会自立支援員を活用し、実習先等の開拓、卒業生等の職場訪問、在校生の職業学習への助言など、ニーズに合わせた支援を実施。 清掃技能検定¹⁵を年2回実施。 	<p style="text-align: center;">清掃技能検定の様子</p>
【自己評価】	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会自立支援員連絡会議を年6回開催し、課題となっていた社会自立支援員及び進路指導担当者間の情報交換の時間を確保できたことで、実習先の開拓や就労した生徒のアフターフォロー等について、より個別・具体的に検討 	

¹⁵ 清掃技能検定

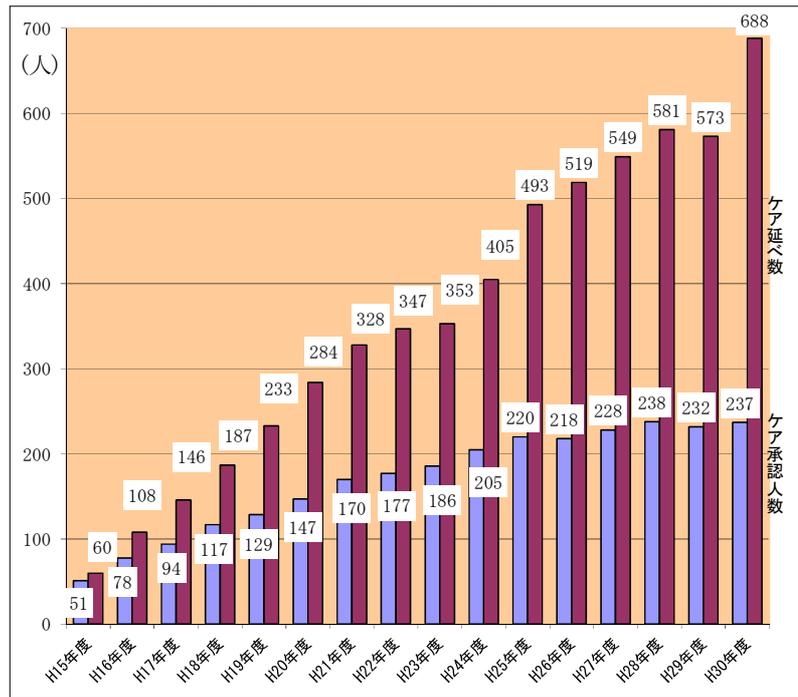
特別支援学校高等部に通う知的障害のある生徒の就労に向けた意識の啓発及び職業能力の向上を図るため、関係企業団体と県が連携して実施している県独自のビルクリーニング等に関する検定。

	<p>ができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 清掃技能検定については、各種目の受検者の増加に対して、当日のスケジュールを見直すことで検定時間を確保し、生徒の就労意識向上を図ることができた。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会自立支援員を効果的に活用した特別支援学校の進路指導の在り方について、理解を深める必要がある。 ・ 受検者が641名(夏：26校244名・冬：29校397名、前年度544名)と増加していることから、これまで以上にスムーズな清掃技能検定の運営について検討が必要である。
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

取組み2 県立特別支援学校における医療的ケアの充実

【取組概要】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育、医療、福祉等関係者及び保護者から構成される県立特別支援学校医療ケア等支援事業ワーキンググループにおいて、医療機関との連携や県立特別支援学校における人工呼吸器対応等の医療的ケアに係る諸課題を検討。 ・ 公立小・中学校において、医療的ケアを必要とする児童・生徒に対し、当該市町村教育委員会が安全に医療的ケアを実施できる体制を整備するための支援を実施。 ・ 医療的ケアに従事する非常勤看護師6名を増員。
【自己評価】	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県立特別支援学校医療ケア等支援事業ワーキンググループにおいて、医療的ケアの共通の手引きや人工呼吸器療法ガイドラインを作成するとともに、各県立特別支援学校の医療的ケア申請手続き等を整理し、医療的ケアの充実に推進できた。 ・ 2市町と支援の申合せ書を取り交わし、看護師の派遣等の支援を実施できた。 ・ 非常勤看護師を6名増員したことで、医療的ケアの充実に寄与した。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療的ケアの共通の手引きや人工呼吸器療法ガイドライン、各県立特別支援学校の医療的ケア申請手続き等の適切な実施について、各県立特別支援学校に周知・徹底することが必要である。 ・ 市町村の状況により、相談及び支援に応じていく必要がある。 ・ 医療的ケアを必要とする児童・生徒は増加していることから、引き続き看護師の増員とその確保が必要である。

県立特別支援学校の医療的ケア推移（平成15～30年度）



※平成15年～17年は4月時点、平成18年は3月時点、平成19年以降は5月時点のデータで作成
特別支援教育課調査資料より作成

取組み3 県立高校における障がいのある生徒に配慮した就労支援

【取組概要】	<ul style="list-style-type: none"> 生徒の自己理解を進める一環として、関係機関と連携し、就労体験活動（インターンシップ）等を実施。 就労のためだけでなく、就労が継続するよう、自己理解を進める指導、コミュニケーション能力を育む指導等を実施。
【自己評価】	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> 自身の強みや弱みを理解し合理的配慮を求めることができるようになる等、特性に応じたきめ細かな指導を実施し、就労を推進できた。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 就労体験活動の受け入れ先の拡大を図る等、就労に関わる指導を行う人員の確保・育成を図ることが必要である。

有識者の意見

- ① 多様な学びの場のしくみづくり
- フォーラムを県内各地域で継続的に実施していることを評価する。しかし、インクルーシブ教育の基本的な内容についての県民の理解や、「パイロット校」「みんなの教室」「通級指導」「インクルーシブ」などの言葉が県民に認知され、より身近な言葉になっていくことが求められる。インクルーシブ教育の理解啓発に当たっては、基本的な言葉や内容を丁寧に説明する等、県民への基本的なPR活動に力を入れる必要がある。
 - インクルーシブ教育の普及には「みんなの教室」は重要な取組みである。インクルーシブ教育実践推進校をなるべく多く増やすことが望まれる。また、フォーラムの実施も関連のNPOや企業などと連携して回数を重ねる必要がある。
 - インクルーシブ教育は、なるべく早い段階（低年齢）での取組みが有効である。

コミュニティ・スクールの活用などの検討が求められる。

- 通級指導が始まり、令和2年度に新たに1校の高校で導入される計画であるが、その場合、生徒、保護者、教員に対する障がいへの理解を含めた幅広い人権教育が、これまで以上に必要になる。この点が不十分であると、いじめや問題行動が生じやすくなる。

② 専門的な指導や支援の充実

- 清掃技能検定事業の取組みにおいて、受験者が増加したことは評価できる。清掃以外の分野にも広がるよう検討が望まれる。また、企業や自治体は障がいがある人の雇用の義務付けが強化されているので、インターンシップ制度は有効である。就労支援へさらなる充実を図っていくことが求められる。

今後の対応方向

① 多様な学びの場のしくみづくり

取組み1 インクルーシブ教育実践推進校（パイロット校）の取組み

- ・ 学年進行や3期生の入学を踏まえ、キャリア教育を継続して実施し、生徒の社会接続に取り組んでいく。
- ・ 県立高校改革実施計画（Ⅱ期）¹⁶で、令和2年度入学者選抜からインクルーシブ教育実践推進校を14校に拡大し全県で展開していくことを踏まえ、中学校・高等学校進路相談連絡会等もすべての地域で実施することにより、全県の中学校で適切な進路指導ができるように支援していく。

取組み2 「みんなの教室」の取組み

- ・ 小学校から高校までの連続したインクルーシブ教育を全県で展開するため、「みんなの教室」の普及とともに、令和元年度から、新たにインクルーシブ教育校内支援体制整備事業を開始し、教育相談コーディネーターである教員の授業の負担を軽減する後補充非常勤講師の配置により、小学校における教育相談コーディネーターを中心とした校内支援体制の整備を実施するなど、インクルーシブ教育の推進を図っていく。

取組み3 インクルーシブ教育の理解啓発

- ・ 共生社会の実現をめざしたインクルーシブ教育の推進に当たっては、学校だけでなく保護者や地域の理解と協力が重要であることを踏まえ、市町村教育委員会とも連携し、基本的な理念の説明や実践報告なども含め、インクルーシブ教育推進フォーラムを継続して実施していく。
- ・ 令和元年度のインクルーシブ教育推進フォーラムは、「みんなの教室」のモデル事業を実施した地域で開催し、「みんなで作るインクルーシブな学校」をテーマに、地域でどのような子どもたちを育てていくのかを地域の方々と共に考える機会としていく。
- ・ 企業やNPO法人等の関係者に今後も継続してパネリストを依頼していく。
- ・ コミュニティ・スクールを活用してインクルーシブ教育の取組みを情報発信している事例等について、適宜情報提供する。

取組み4 県立高校の通級指導導入校の取組み

- ・ 各生徒の実態把握に努め、個別の支援計画を作成し、個々の特性に応じた指導を継続して実施する。また、通級による指導以外の場でも生徒が安心して学校生活を送れるよう、人権教育等の視点を含めた校内支援体制の構築及び指導方法を工夫・改善していく。

¹⁶ 県立高校改革実施計画（Ⅱ期）

令和2年度から令和5年度までに取り組む施策内容や再編・統合等を示した計画。

取組み5 教育相談コーディネーターの養成

- ・ 生徒支援の充実のため、「保護者との協働」の講義を新設する。
- ・ 支援シートや個別教育計画の活用状況を踏まえ、支援を引継ぐ視点を養っていく。

② 専門的な指導や支援の充実

取組み1 特別支援学校生徒の就労支援

- ・ 就労支援の充実に向けて、社会自立支援員と進路指導担当者の連携の方法などを、社会自立支援員連絡会議等で検討していく。
- ・ 清掃技能検定事業については、継続実施する際の諸課題を確認・検討していく。
- ・ 清掃技能検定のほか、製造、事務補助、クリーニングなどの業務を行う事業所で体験実習を行っており、一人ひとりの生徒の適性を踏まえた職業教育を進めていく。

取組み2 県立特別支援学校における医療的ケアの充実

- ・ より安全な医療的ケア実施に向けて、県立特別支援学校医療ケア等支援事業ワーキンググループの検討結果を踏まえて、県教育委員会としての当面の方策を定めて、その周知と、医療的ケアの充実を図る。
- ・ 公立小・中学校における医療的ケアについて、より適切な対応ができるよう、市町村教育委員会との情報交換が適宜できる機会や場を設けていく。
- ・ 医療的ケアを必要とする児童・生徒の増加に対応するため、非常勤看護師の増員を図っていく。

取組み3 県立高校における障がいのある生徒に配慮した就労支援

- ・ 企業や関係機関と連携し、就労体験活動（インターンシップ）を促進させる等、就労支援を継続して充実していく。
- ・ ハローワーク等と連携を図り、就労支援に関わる指導者を確保するとともに、特別支援学校のセンター的機能の活用などを通じて、就労支援のための指導者の育成を図っていく。

3 「外国につながる児童・生徒」への指導・支援の充実

主な取組概要及び自己評価等について

① 「外国につながる児童・生徒¹⁷⁾」への更なる指導・支援の充実

取組み1 「外国につながる児童・生徒」への支援体制の充実

<p>【取組概要】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 帰国児童・生徒及び外国につながる児童・生徒の教育についての指導内容や指導方法の改善等を図るため、「帰国児童・生徒教育及び国際教室担当者連絡協議会」及び「外国につながる子どもの支援のための関係機関連絡会」を開催。 ・ 国際教育についての理解を深めるとともに、その教育を効果的に促進するため、「外国につながる児童・生徒への指導・支援の手引き」改訂委員会を4回開催。 ・ 県内の公立小・中学校における帰国・外国人児童・生徒への指導・支援の充実を図るため、文部科学省の補助事業を活用し、市町村（政令市・中核市を除く）の取組みに対して、経費の一部を補助。
<p>【自己評価】</p>	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会議での協議等により、帰国児童・生徒及び外国につながる児童・

¹⁷⁾ 外国につながる児童・生徒

「日本国籍であっても母語が日本語でない児童・生徒」や「家族が外国にルーツを持つ児童・生徒」など、外国籍を持つ児童・生徒だけでなく、民族、文化など様々な背景を持った児童・生徒。

	<p>生徒に関わる望ましい教育のあり方について、各地区担当指導主事や国際教室担当者の理解を深化できた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「外国につながるのある児童・生徒への指導・支援の手引き」改訂委員会において関係機関等からの助言を受け、内容の充実を図ることができた。 市町村（政令市・中核市を除く）への補助により、児童・生徒の母語が分かる協力者が学校に派遣されたことで、日本語や教科指導、通訳等の支援が充実できた。また、個別の指導計画の作成や日本語能力測定方法の効果的な活用について研修・研究を行うことで、指導・支援体制の構築を推進できた。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、各種会議において特別の教育課程の編成などの今日的課題への具体的な対応策を検討するなど、取組みの充実を図ることが必要である。 今後は、3月末に国から出された通知等の内容も反映させ、令和元年6月を目途に「外国につながるのある児童・生徒への指導・支援の手引き（改訂版）」を発行し、取組みの充実を図ることが必要である。 国の補助事業で実施された研修・研究等の成果を県内市町村に広めていくことが必要である。
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

取組み2 多文化教育コーディネーター¹⁸ や学習支援員¹⁹ の派遣

【取組概要】	<ul style="list-style-type: none"> 外国につながるのある生徒に対応するため、NPO等と連携し多文化教育コーディネーター、生徒支援者²⁰ 及び学習支援員を外国籍の生徒が多く在籍する県立高校に派遣し、学習や学校生活の支援を継続して実施するとともに、個別の支援を推進。
【自己評価】	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> 「学校での居場所ができた」や「授業が分かりやすくなった」という意見が聞かれるなど、外国につながるのある生徒への指導・支援の充実に寄与した。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国につながるのある生徒の母語や文化について十分に理解するなど、指導・支援をするために必要な資質や能力を有する人材を確保することが必要である。

有識者の意見

① 「外国につながるのある児童・生徒」への更なる指導・支援の充実

- 国際交流が活発化する中で、外国につながるのある児童・生徒は今後も増えると考えられる。地域や関連NPOとの連携を一層深めて、支援スタッフを確保する等、引き続き個々の生徒のニーズに応じた指導体制の充実に努めていくことが求められる。
- 日本語の理解が十分でない生徒が、日本の社会で経済的・社会的に自立して生きていくために

¹⁸ **多文化教育コーディネーター**

日本語を母語としない生徒が学校生活を円滑に送ることができるよう、各学校と相談の上、適切なサポーターを選任。日本語学習の支援、職員研修会の実施、通訳派遣等の必要な支援をコーディネートする。

¹⁹ **学習支援員**

日本語の理解が十分でない生徒が円滑に学習に取り組むことができるよう、各学校と相談の上、必要な支援を行う。学習支援スタッフとしてかながわハイスクール人材バンクに登録された者で、かつ、外国につながるのある生徒の母語や文化について理解のある者とする。

²⁰ **生徒支援者**

日本語を母語としない生徒が学校生活を円滑に送ることができるよう、日本語学習の支援、職員研修会の実施又は通訳等の必要な支援をする。

は、日本語の習得だけでなく、日本の中学校教育程度の知識・技能の習得が欠かせない。学齢期を過ぎた外国につながるのある生徒に対して、日本社会への適応を支援するために、中学校夜間学級が果たす役割も大きい。

- 外国につながるのある児童・生徒への言葉の指導については、手引きの周知等の情報発信だけではなく、具体的な取組みを学校ベースで行っていくことが求められる。

今後の対応方向

① 「外国につながるのある児童・生徒」への更なる指導・支援の充実

取組み1 「外国につながるのある児童・生徒」への支援体制の充実

- ・ 各学校で行われている日本語指導や生活支援等の工夫例等の具体的な取組みについて、「帰国児童・生徒教育及び国際教室担当者連絡協議会」等において発表の場を設け、県内の学校での共有を図っていく。
- ・ 「外国につながるのある児童・生徒への指導・支援の手引き（改訂版）」の周知を図り、更なる児童・生徒への支援に活用していく。
- ・ 国の補助事業を活用した市町村（政令市・中核市を除く）の取組みに対する補助については、継続して実施していく。

取組み2 多文化教育コーディネーターや学習支援員の派遣

- ・ 外国につながるのある生徒への学習支援の充実を図るために、多文化教育コーディネーター派遣校に、必要に応じて生徒支援者及び学習支援員を派遣していく。また、多文化教育コーディネーター派遣校以外の学校についても、NPO法人と連携し、日本語の理解が十分でない生徒が円滑に学習に取り組めるよう支援する学習支援員を派遣し、生徒一人ひとりの状況に応じて支援を実施していく。

Ⅲ

学びを通じた地域の教育力の向上

1 社会教育施設や学校等を活用した地域での学びの場づくりの推進

主な取組概要及び自己評価等について

① 社会教育施設や学校等を活用した学びの場づくりの推進

取組み 1 公開講座や施設開放の充実	
<p>【取組概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県民の学習・文化・スポーツ活動の振興と、地域の人々の交流機会の充実のため、県立社会教育施設及び県立学校における人的・物的資源を活用した公開講座の開催や、体育館やグラウンド、特別教室などの開放を実施。 	 <p>県立近代美術館における公開講座</p>
<p>【自己評価】</p> <p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者アンケート結果では、県立社会教育施設公開講座について、約8割の方が「満足」又は「やや満足」、県立学校公開講座について、約9割の方が「分かりやすかった」と回答し、それぞれ高い評価を得た。 県立学校全体の約9割が施設開放を実施しており、地域での学びの場づくりを促進できた。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後も県民ニーズの把握に努め、幅広い世代を対象とした講座の工夫が必要である。 	

平成30年度 県立社会教育施設公開講座開設状況

施設名	開設時期	回数	受講者数	講座	
	(始期) ～ (終期)			名称	内容
県立金沢文庫	10月6日 ～ 11月10日	5	196	西湖をめぐる美術と文化	特別展「西湖憧憬」関連講座
	12月9日 ～ 1月6日	6	267	顕われた神々	特別展「顕われた神々」関連講座
県立近代美術館	11月24日 ～ 1月26日	5	87	明治150年を超えて	明治以降の近代化の歩みを美術を中心に現代との関係を考察する。
県立歴史博物館	8月19日 ～ 9月16日	4	138	県博セミナーⅠ 「明治美術とその周辺」	特別展に関連した明治時代の美術について、外部の専門家による講義を行う。
	2月10日 ～ 3月3日	4	247	県博セミナーⅡ 「鎌倉時代の諸相」	鎌倉時代について、4人の専門家を招き、最新研究を紹介する。
合計	—	24	935	—	—

取組み2 生涯学習情報システム「PLANETかながわ」の活用	
【取組概要】	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習情報システム「PLANETかながわ」の活用を促進するため、PRチラシの配布、ソーシャルメディアの活用や生涯学習指導者研修での紹介等を通じて「PLANETかながわ」を県民へ周知。
【自己評価】	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> 「PLANETかながわ」を広く県民へ周知するとともに、市町村や大学、民間企業との連携を図って情報収集を行うことにより、利用者のニーズに応える情報提供を実施し、利用を促進できた。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 人生100歳時代を迎え、生涯学習への関心の高まりに更に応えていけるよう、掲載情報を充実させることが必要である。

有識者の意見

① 社会教育施設や学校等を活用した学びの場づくりの推進

- 県立学校の9割が施設開放したことは大いに評価できると考えるが、一方で安全対策を怠らず実施することを徹底する必要がある。安全対策マニュアルやチェックリストなどを作成し安心して施設利用できるよう十分な配慮が必要である。
- 市民が学びによって得た能力や知識を地域社会に活かしていくという「学習都市¹」づくりの展開を期待したい。その観点からは、学校の機能開放や施設開放の実施・充実は高く評価でき、「PLANETかながわ」の継続的实施も評価できる。
- 「PLANETかながわ」の更なる周知のため、県内各施設や媒体などに積極的に告知することが求められる。また、「PLANETかながわ」にダイレクトにつながるQRコードなどの露出を増やすなど工夫が必要である。

今後の対応方向

① 社会教育施設や学校等を活用した学びの場づくりの推進

取組み1 公開講座や施設開放の充実

- ・ 公開講座については、各施設の専門性や特色を生かすとともに、利用者アンケートの結果等を踏まえ、県民の学習ニーズに応じた講座の開設を検討するとともに、他部局との連携も検討し、また、各施設の講座数の充実を図っていく。さらに、講座等で得た知識などを地域社会に活かしていく「場づくり」についても併せて検討していく。
- ・ 県立学校施設の開放については、地域住民の生涯学習・スポーツ活動の場として、実施校・施設数の拡大に努めるとともに、地域住民が安全に施設を利用できるよう、県立学校施設開放事業に係る事務の手引きに施設の安全確保に係る必要な情報を掲載していく。

取組み2 生涯学習情報システム「PLANETかながわ」の活用

- ・ 人生100歳時代を支える学びのきっかけづくりとして、「PLANETかながわ」の機能を県民に周知する際には、QRコードを広報誌やチラシなどの様々な媒体に掲載すること等により、利用を促進していく。また、掲載情報の拡充を図り、内容の充実を努めていく。

¹ 学習都市

ユネスコが提唱する、都市が抱える様々な課題の解決のために、すべての市民が生涯を通じて積極的に学び、その能力や知識を社会に活かしていく都市のこと。

2 地域力を生かしたコミュニティ・スクールの普及と充実

主な取組概要及び自己評価等について

① コミュニティ・スクールの導入の促進

取組み1 コミュニティ・スクール導入の促進	
【取組概要】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公立小・中学校 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村教育委員会でのコミュニティ・スクールの導入の促進と運営の充実を図るために、市町村教育委員会の担当者を対象に、コミュニティ・スクールの推進に関する研究協議会（年3回）を実施。 ○ 県立高等学校 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「県立高校改革実施計画（I期）」に基づくコミュニティ・スクールの全校導入に向け、未導入校を対象とした説明会を開催。すでに導入している学校の事例発表を通じ、導入に関わる成果と課題を共有する機会を設けるなど、導入・推進に対する周知・理解を促進。 ○ 県立特別支援学校 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県立特別支援学校では、モデル校4校に学校運営協議会を設置。 ・ 県立学校長会議特別支援学校部会の研究会において、モデル校4校の成果について情報交換をし、新たな課題について検討。
【自己評価】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公立小・中学校 <p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公立小学校、公立中学校、義務教育学校における設置校数が、前年度比で50校増加（平成31年1月現在）し、導入を促進できた。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置が進むのは8市町にとどまっているため、今後も導入の促進と運営の充実について検討が必要である。 ○ 県立高等学校 <p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年度の導入校の県立高等学校及び県立中等教育学校68校を対象とした説明会の実施や、リーフレットの配付等、全校導入に向けた準備を計画的に推進し、当初の計画どおり全144校をコミュニティ・スクールとする体制を整えることができた。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全校導入後、確実な制度の定着を図るとともに、情報や事例の共有等、推進を視点とした啓発に一層取り組むことが必要である。 ○ 県立特別支援学校 <p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県立特別支援学校においては、モデル校4校で学校運営協議会を年間計14回実施するとともに、共通設置部会である「切れ目ない支援部会」の成果を、県立学校長会議特別支援学校部会の研究会で報告し、各校と情報共有できた。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ モデル校各校で、学校の特色を生かした設置部会の具体的な取組みについて、さらなる検証を進めることが必要である。

○県立高等学校・中等教育学校コミュニティ・スクール導入状況

平成30年度に76校、令和元年度に全144校に導入。

○県立特別支援学校コミュニティ・スクール導入状況

年度	導入校
平成30年度	中原養護、保土ヶ谷養護、伊勢原養護、えびな支援

有識者の意見

① コミュニティ・スクールの導入の促進

- コミュニティ・スクールについては、すべての県立高等学校及び県立中等教育学校(144校)の導入が実現し、その制度導入のために研究協議会及び説明会等の取組みを積極的に進め、さらに、県立特別支援学校にも制度導入を図り、県内小・中学校にもその制度導入を促すなど県教育委員会の取組みは非常に高く評価できる。
自己評価にも記載しているが、未導入市町村に対しては、指定校の成果を明確に提示していくことが重要になる。その場合、地域学校協働活動との関係を示していくことが重要である。
- 地域力を生かしたコミュニティ・スクールについては、全県立学校に導入されることにより、全国的に注目をされている。数だけでなく「神奈川らしいコミュニティ・スクール」を目途に、マイスターの役割を果たす人材の育成が求められる。
- コミュニティ・スクールの情報や事例の共有に向け、グループウェアなどの活用等の検討をしていくことが求められる。

今後の対応方向

① コミュニティ・スクールの導入の促進

取組み1 コミュニティ・スクール導入の促進

- 公立小・中学校
 - ・ 文部科学省のコミュニティ・スクール推進体制構築事業を活用するとともに、全県指導主事会議やコミュニティ・スクールの研究協議会において、国が推進しているコミュニティ・スクールと地域学校協働活動との一体的推進について情報を提供するなど、学校教育と社会教育の連携を密にした効果的な情報発信の工夫に努めながら、県内各市町村教育委員会での導入の促進及び運営の充実について支援していく。
- 県立高等学校
 - ・ 全校導入後の取組みの充実や推進を図り、神奈川らしいコミュニティ・スクールを確立していくため、県教育委員会が主導し、コミュニティ・スクールを先行して導入したパイロット校の実践事例を共有し、各学校におけるより一層の取組みの深化と推進を図ることをめざした研修会を新たに実施していく。また、事例の共有に当たっては、教育委員会ネットワーク等の活用についても検討していく。
 - ・ 手引きやリーフレット等について、3年間の成果と課題を反映し、今後の推進の視点を踏まえ、実態や実情に応じた活用しやすい資料に改訂していく。
- 県立特別支援学校
 - ・ 県立特別支援学校のモデル校4校における学校運営協議会の円滑な運営の更なる推進と、学校が設置する部会の具体的取組内容や運営方法等について検討していく。
 - ・ 県立特別支援学校では、令和2年度全校導入に向けて、引き続き、モデル校4校以外の学校への情報発信と理解推進を図っていく。

IV 子育て・家庭教育への支援

1 子どもの社会的な経験の機会の充実

主な取組概要及び自己評価等について

① 地域学校協働活動等の推進

取組み1 放課後子ども教室 ¹ 等の推進	
【取組概要】	<ul style="list-style-type: none"> 放課後の子どもたちの安全・安心な居場所づくりのため、政令市・中核市を除く県内25市町村146か所の放課後子ども教室に対し、設置、運営経費の一部の補助を実施。うち、朝の子どもの居場所づくり事業²については、県内1町2か所に運営経費の一部を補助。 地域の多様な経験を持つ人材、企業等の協力を得て、土曜日などに体系的、継続的なプログラムを実施・企画するため、政令市・中核市を除く県内7市町33か所の土曜日の教育活動に対し、設置、運営経費の一部を補助。 市町村（政令市・中核市を除く）が実施する放課後子ども教室等に関わる協働活動支援員や協働活動サポーター等を対象に研修会を計4回実施。
【自己評価】	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> 放課後子ども教室については、生涯学習・社会教育主管課長会議等において実施を働きかけ、前年度より23か所増加し、取組みを推進できた。 土曜日の教育活動については、前年度と同じ箇所で開催できた。 放課後子ども教室等に関わる協働活動支援員や協働活動サポーター等を対象とした研修会は、参加者の要望に即した内容としており、アンケートでは、参加者全員から「とても良かった」又は「良かった」と高評価を得ており、取組みの推進に寄与した。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 放課後子ども教室や土曜日の教育活動は、今後も、実施主体である市町村（政令市・中核市を除く）への働きかけを継続することが必要である。 研修会は、今後も参加対象者のニーズに沿った研修を計画することが必要である。

放課後子ども教室推進事業実施か所数（政令市・中核市を除く）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
計	51	59	69	78	86	95	107	115	123	146

放課後子ども教室の主な活動内容（例示）

学習関係	教員OB等が予習復習や宿題など指導、算数パズル、プログラミング学習
運動関係	バスケットボール、卓球、バドミントン、なわとび、ドッジボール
その他	工作、トランプ、けん玉、オセロ、手品、囲碁・将棋

¹ 放課後子ども教室

放課後や週末等に学校の余裕教室等を活用し、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する取組み。

² 朝の子どもの居場所づくり事業

本県において、子育て世代の保護者の仕事と子育ての両立を支援するため、地域の協力のもと、児童のための適切な遊びや学び、生活の場を提供することにより、早朝における安全・安心な居場所を確保し、児童の健全な育成を図る事業。

取組み2 地域学校協働活動の推進	
【取組概要】	<ul style="list-style-type: none"> 地域と学校が連携・協働するしくみづくりを促進するため、政令市・中核市を除く県内4市町67か所で実施する地域学校協働活動推進事業に対し、設置、運営経費の一部を補助。 高等学校における地域と学校が連携・協働するしくみづくりを推進するため、県立高校2校において実施。 地域学校協働活動に関わるコーディネーターや地域学校協働活動推進員等を対象に研修会を計4回実施。 学習支援が必要な中学生等に対して、学習習慣の確立と基礎学力の定着を促進するため、地域未来塾推進事業を実施する政令市・中核市を除く県内2市町2か所に対し、設置、運営経費の一部を補助。
【自己評価】	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域学校協働活動推進事業については、前年度より1町3か所増加し、取組みを推進できた。 コーディネーターや地域学校協働活動推進員等を対象とした研修会は、参加者の要望に即した内容とするとともに、生涯学習課作成の「地域学校協働ボランティアハンドブック」を配布することで、アンケートでは「地域と学校を結び付ける事例が参考になった」といった声が寄せられるなど高評価を得ており、取組みの推進に寄与した。 地域未来塾推進事業については、前年度より1町1か所増加し、取組みを推進できた。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域学校協働活動推進事業は、今後、実施市町村(政令市・中核市を除く)の拡大に向けて、各市町の実施状況等について、市町村(政令市・中核市を除く)に情報提供していくことが必要である。また、県立高校における同事業は開始初年度であり、事業継続に向けて当該校への支援が必要である。 研修会は、参加者の増加が見られなかったため、今後はその開催に向けて、より効果的な周知について検討することが必要である。 地域未来塾推進事業は、今後、実施市町村(政令市・中核市を除く)の拡大に向けて、各市町の実施状況等について、市町村(政令市・中核市を除く)に情報提供していくことが必要である。

有識者の意見

① 地域学校協働活動等の推進

- 放課後や朝の子どもたちの居場所を確保し、地域の方々の協力により、子どもたちの学びや成長を支えるという活動は、地域と学校が協働した人づくりである。この活動は教育ビジョンの趣旨と一致しており、県の働きかけによって実施市町村が着実に増えているのは評価できる。今後は、自己評価の課題にも記載のあるとおり、市町村へ継続した働きかけをすると同時に、それぞれの市町村の実情を踏まえつつ、全体的な視点から内容の充実に向けた支援を図ることが求められる。
- 放課後子ども教室については、県教育委員会による更なる働きかけや、この教室に関わる協働活動支援員・サポーターの活動の成果が実り、年々教室の実施か所が増加している。子育てと仕事を両立させる等の保護者からのニーズに応えることができるよう更に拡大することと、同時に担当者の負担等の課題についても検討する必要がある。
- 地域未来塾推進事業については前年度からも1町1か所の増加がみられたが、未だこうした事業について、情報を得ていない中学生等の保護者も多い。経済的な理由や家庭の事情等

で学習に問題を抱えている生徒への学習支援は、教育の機会均等の視点からも大切なことであり、県は実施主体である市町村への情報提供と支援を十分に行うべきである。

- 市町村と県立高校が実施する「地域学校協働活動」は、まだまだ実施主体が少なく、今後の広報と取組内容の充実に期待する。まずは、その必要性を周知し参加主体を確保するための広報活動を一層拡大する必要がある。PTAと協働することなども求められる。

今後の対応方向

① 地域学校協働活動等の推進

取組み1 放課後子ども教室等の推進

- ・ 放課後子ども教室については、生涯学習・社会教育主管課長会議等を通じて、市町村(政令市・中核市を除く)に児童クラブとの一体型又は連携型による実施の拡充を働きかけていく。
- ・ コーディネーター等を対象とする研修について、今後も研修参加者のアンケートを踏まえながら、参加者や市町村(政令市・中核市を除く)のニーズに沿った研修を計画し、資質の向上を図っていく。また、こうした研修等を通じて、担当者の負担等の事業に係る課題の共有化を図り、課題解決に向け、市町村(政令市・中核市を除く)と連携しながら取り組んでいく。

取組み2 地域学校協働活動の推進

- ・ 国では、市町村が地域学校協働本部を整備し、その体制の下で、地域学校協働活動推進員を委嘱し、地域学校協働活動、地域未来塾等を相互に連携して実施することを求めている。県においても、地域学校協働活動に関し、生涯学習・社会教育主管課長会議や市町村(政令市・中核市を除く)の担当者を対象にした会議等を通じて、情報提供等を行うとともに、実施の拡充を働きかけていく。
- ・ 地域学校協働活動推進員の養成に特化した研修を行うことなどで、市町村(政令市・中核市を除く)の取組みを支援していく。
- ・ 地域学校協働活動を実施する県立高校2校において事業継続していく。
- ・ 神奈川県PTA協議会との包括協定に基づき、協議会との連携と協力により、家庭・地域へのより一層の啓発を図っていく。

2 子育て・家庭教育への理解と環境づくり

主な取組概要及び自己評価等について

① 子育て・家庭教育や高校生などへの就学支援の充実

取組み1 家庭教育への支援の推進	
【取組概要】	<ul style="list-style-type: none"> 家庭教育に関する理解を促進するため、県内すべての中学校(政令市立中学校を除く)1年生の保護者を対象に「家庭教育ハンドブック すこやか」を配付。 市が行う家庭教育支援事業に対して、国の事業を活用して、その経費の一部を補助。また、市町村職員等を対象とした研修を実施。  <p style="text-align: right;">平成30年度版「家庭教育ハンドブックすこやか」</p>
【自己評価】	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> 「家庭教育ハンドブック すこやか」を配付したことにより、保護者からは「保護者の方に届いてほしいメッセージがたくさん詰まっている」、学校からは「保護者の不安を軽減できる内容でよい」といった声が寄せられるなど、高評価を得ており、理解の促進に寄与できた。 生涯学習・社会教育主管課長会議や、国の補助事業を活用した市町村職員等対象の研修を通じて、家庭教育支援の施策等について周知が図られた。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭での教育が難しくなっている社会の中で、孤立化し、子育てに不安を感じる保護者が少なくない現状を踏まえ、保護者の身近な地域で行われる取組みを支援していくことや、保護者に必要な情報提供を行うことが必要である。

取組み2 高校生等への就学支援

【取組概要】	<ul style="list-style-type: none"> 学業等に意欲があり、学資の援助を必要とする高校生等を対象に、高等学校奨学金³の貸付を実施。 授業料以外の教育費負担を軽減するため、経済的に困難な世帯を対象に、高校生等奨学給付金⁴の支給を実施。 授業料に充てるため、一定の収入未満の世帯の生徒を対象に、高等学校等就学支援金⁵の支給を実施。
【自己評価】	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> 高等学校奨学金について、貸付希望者全員(2,360人)へ貸付け、就学支援の充実に寄与した。 高校生等奨学給付金について、申請者全員(14,214人)へ支給し、就学支

³ 高等学校奨学金

学業等に意欲があり、学資の援助を必要とする高等学校等の生徒に対する貸付金。

⁴ 高校生等奨学給付金

都道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が非課税の世帯に対して、授業料以外の教育費を支援するための返還不要の給付金。

⁵ 高等学校等就学支援金

一定未満の収入の世帯の生徒に対して、授業料に充てるための支援金。

	<p>援の充実に寄与した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 高等学校等就学支援金について、全生徒からの申請意思の確認書の提出により、申請者全員（108,028人）へ支給し、就学支援の充実に寄与した。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 奨学金制度について、募集案内等で、更なる丁寧な説明が必要である。 高校生等奨学給付金について、更なる給付金の拡充のため、国への働きかけが必要である。 高等学校等就学支援金について、受給権があるにも関わらず、受給権がないと誤認することがないように、案内文等の更なる工夫が必要である。
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

高等学校奨学金貸付の推移 ※（ ）内数は予約採用者の貸付者数 (単位 人、千円)

年度	貸付者数	貸付金額	財源内訳		
			一般財源	返還金等	交付金
平成26年度	4,696 (624)	1,837,890	699,034	508,250	630,606
平成27年度	4,050 (425)	1,570,368	549,664	1,020,704	0
平成28年度	3,324 (437)	1,127,470	250,000	877,470	0
平成29年度	2,766 (324)	933,960	238,500	695,460	0
平成30年度	2,360 (294)	795,570	165,466	630,104	0

有識者の意見

① 子育て・家庭教育や高校生などへの就学支援の充実

- 「家庭教育ハンドブック すこやか」（平成30年度版）は親子関係の大切さ等が示され、対象である中学新入生の保護者にとって、家庭教育への大きな支援となっており、評価する。PTAなども利用した啓発活動も視野に入れることが求められる。
- 少子化や地域連携の希薄化、また子育て・家庭教育を支える環境の変化などから子育ての課題が多い。小学生においては、親による児童虐待、児童生徒の暴力行為、いじめ、不登校等が多発している。課題解決に向け、学校と地域が協働・連携して、子育て・家庭教育を支援する等の取組みが成立するよう市町村教育委員会への働きかけを求める。
- 高校生などへの就学支援については、生徒には平等に教育を受ける権利があり、就学支援の充実が求められる。自己評価の課題にもあるように高校生等奨学給付金については更なる給付金の拡充を国へ働きかけることが必要である。
- 高等学校奨学金については、希望者全員への貸付、就学支援ができたことの成果を評価する。しかし、自己評価の課題にも記載してあるが、県のホームページ等を見ても制度の全体像や対象がわかりにくく、より分かりやすい制度設計や案内文等の工夫が求められる。

今後の対応方向

① 子育て・家庭教育や高校生などへの就学支援の充実

取組み1 家庭教育への支援の推進

- ・ 家庭での教育が難しくなっている状況を踏まえ、「家庭教育ハンドブック すこやか」の配付など、保護者に必要な情報提供を行い、家庭教育への支援を継続して実施していく。

- ・ 保護者に身近な地域での家庭教育支援の取組みを促進するため、引き続き、国の家庭教育支援に係る事業の趣旨や内容について、会議や研修等を通じて市町村に情報提供し、その周知に努めていく。
- ・ 神奈川県生涯学習審議会に「神奈川県におけるこれからの家庭教育支援のあり方について」を諮問しており、今後同審議会での議論の内容等を参考にしながら、検討を深めていく。

取組み2 高校生等への就学支援

- ・ 高等学校奨学金については、募集案内などをより分かりやすく作成し、機会があるごとに丁寧に説明していく。
- ・ 給付型の高校生等奨学給付金の拡充については、全国都道府県教育長協議会などを通じて、引き続き国に働きかけていく。
- ・ 高等学校等就学支援金については、令和元年度から始まるマイナンバーの利用を推進し、対象となる方に確実に支給できるよう取り組んでいく。
- ・ 各就学支援制度については、県のホームページ等で制度の全体像や対象を、より理解が得られるよう工夫していく。

1 確かな学力の向上を図る取組みの充実

主な取組概要及び自己評価等について

① 授業力・学力の向上に向けた取組み

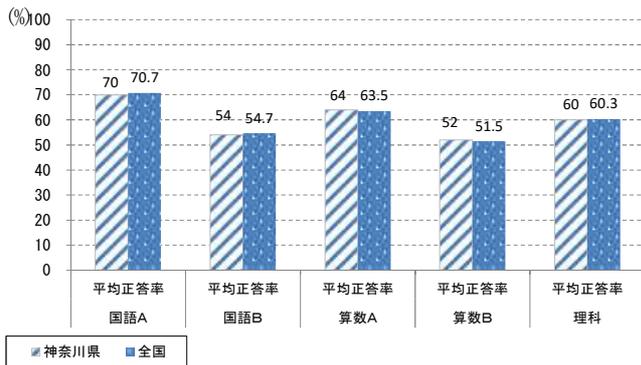
取組み1 全国学力・学習状況調査結果の分析・活用	
【取組概要】	<ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒の学習状況を把握し、各公立小・中学校での授業改善に資するため、平成30年度全国学力・学習状況調査の結果を総合的に分析。分析により本県の強みを生かし課題を改善するため、「学びの充実・改善ポイント」を作成し、市町村教育委員会に向けて全県指導主事会議等での周知やホームページへの掲載により発信。
【自己評価】	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> 「学びの充実・改善ポイント」をホームページ等で公表することで、各市町村教育委員会における授業力向上等に係る施策や、各学校での授業改善等の取組みの推進に寄与した。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たに示した「学校での調査結果の活用」については、自校の分析結果を学校全体で行い、教育活動の改善に活用している学校は増加傾向にあるものの「よく行った」と回答した学校は全国平均の1/2程度の状況であり、積極的な活用がされていないことが課題である。 (小学校：全国42.7% 神奈川県20.6% 中学校：全国34.3% 神奈川県16.9%) 市町村教育委員会との協議を通して、公立小・中学校における調査結果の効果的な活用事例や指導の工夫例等を収集し、周知していくことが必要である。

神奈川県と全国の平均正答率の差（ポイント）※ [] 内は前回の値

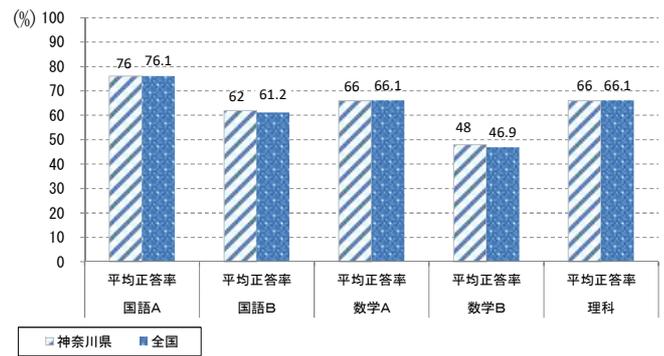
	国語A	国語B	算数A	算数B	理科
小学校	-0.7 [-1.8]	-0.7 [-0.5]	+0.5 [-1.6]	+0.5 [+0.1]	-0.3 [-0.4]

	国語A	国語B	数学A	数学B	理科
中学校	-0.1 [-0.4]	+0.8 [-0.2]	-0.1 [-0.6]	+1.1 [-0.1]	-0.1 [-0.2]

平成30年度全国学力・学習状況調査 結果概要(小学校)



平成30年度全国学力・学習状況調査 結果概要(中学校)



「平成30年度全国学力・学習状況調査」より作成

※A：主として「知識」に関する問題 B：主として「活用」に関する問題

※全教科において、全国公立学校の平均正答数・平均正答率と大きな差は見られなかった。

※データの範囲：公立の小・中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程、特別支援学校小学部・中学部

取組み2 「かながわ学力向上実践推進事業¹」の推進

<p>【取組概要】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒の学習意欲を高め、学びの質を向上させるための研究として、12市町村（政令市・中核市を除く）を指定。指定された市町村は、原則として1つの中学校区を拠点地区として実践研究を実施するとともに、研究を進めるに当たり外部講師を招へいし、県の指導主事が直接学校に指導・助言等の支援を実施、好事例を発信。 子ども一人ひとりの基礎的・基本的な知識や技能の定着と自学自習の習慣づくりに資するため、「子ども一人ひとりの学びづくり支援システム²」（平成29年度作成）を、「学びづくり」に取り組んでいる公立小学校（政令市・中核市を除く）28校で運用。
<p>【自己評価】</p>	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部講師を派遣したことや、県の指導主事が直接学校に赴き指導助言を行ったことにより、全国学力・学習状況調査における「学校質問紙調査」の「学校でテーマを決め、講師を招聘するなどの校内研修を行っていますか」の結果が、公立小学校で97.9%（国より+3.9%）・公立中学校で91.0%（国より+2.5%）と国の平均値よりも高く、教員の授業力向上をめざした校内研修を充実できた。 学びづくり推進地域研究委託事業に取り組んだ公立小学校（政令市・中核市を除く）での、子どもの自学自習の習慣づくり等を促進する手立てに関する有効な情報を収集できた。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 学びづくり推進地域研究委託事業に取り組む地区間での交流や研究成果の共有の更なる促進が必要である。 子ども一人ひとりの自学自習の習慣づくりに資する資料等を作成し、周知していくことが必要である。

¹ かながわ学力向上実践推進事業

かながわ学びづくり推進事業を始めとする県内の児童・生徒の学力の向上を図る取組みの全体像。

² 子ども一人ひとりの学びづくり支援システム

児童一人ひとりが行うチャレンジ問題や補充問題の進捗・正誤状況を学校、市町村・県教育委員会が即時的に把握でき、学校での個別指導に生かすことができるWebシステム。

取組み3 生徒学力調査の実施	
【取組概要】	<ul style="list-style-type: none"> 県立高校等における授業及び教育活動全般の一層の改善と充実に資することを目的として、生徒学力調査を実施し、その結果概要及び生徒個票を各学校に送付。 学校の実情に応じ、調査問題は基礎、標準、発展の3種類から選択して実施。
【自己評価】	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> 生徒学力調査の調査結果を活用して、各学校が教育課程の改善や授業及び教育活動全般の改善に活用するとともに、生徒は、自己の学習状況の改善につなげることができた。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査のより効果的な活用方法についての検討が必要である。

取組み4 授業力向上の推進	
【取組概要】	<ul style="list-style-type: none"> 「県立高校改革実施計画（I期）」に基づき指定された授業力向上推進重点校等の取組成果を普及し、各学校における授業力向上の取組みを推進するために、事例発表や公開研究授業等を実施。 県立高校等の授業において、主体的な学習活動を通して思考力・判断力・表現力を高めるために、教育課程説明会等において実践事例を紹介。 E S D（持続可能な開発のための教育）の推進のため、県立高校等の教員を中心とした授業づくり研究会等において授業実践例を研究。
【自己評価】	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究成果の共有につながる各指定校の公開研究授業や研究成果発表会は、参加する教職員数が増加し、授業力向上の取組みに寄与した。 実践事例を紹介したことにより、各学校において組織的な授業改善について検討する機会の充実に寄与した。 教育課程研究推進委員会の中で、E S Dの周知のための報告書を作成し、研究成果を取りまとめることができた。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後、教科ごとに教員が集まって協議を行う教科会の活性化や、公開研究授業の充実などにより、実践的な取組みを更に推進し、普及していくことが必要である。 E S Dの取組みについて、引き続き授業実践を収集することが必要である。

取組み5 定時制や通信制における学び直し教材の作成	
【取組概要】	<ul style="list-style-type: none"> 定時制・通信制教育におけるキャリア教育・学習支援の充実に図るため、授業実践や効果的な学習教材等について研究を行う研究協議会を実施。 各校の授業実践を通じた成果の共有及び研究成果の普及のため、様々な場面（平成30年度神奈川県高等学校定通教育振興会調査研究部教職員研究発表大会、平成30年度県立高校改革実施計画に係るテーマ別研究成果発表会、県立学校長会議定時制通信制部会実務担当者会議など）で発表会を実施。
【自己評価】	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> 定時制・通信制教育におけるキャリア教育・学習支援についての情報共有を十分に行ったことにより、各分科会での協議が深まり、学校においてすぐにも活用できる内容を共有することができた。 研究協議会での発表の他に、研究成果を発表する機会が3回あったことにより、多くの助言を通じて、研究内容の一層の深化を図ることができた。

	課題 <ul style="list-style-type: none"> 全日制も含めた学校への研究成果の普及について、より充実していくことが必要である。
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------

取組み6 理数教育の推進

【取組概要】	<ul style="list-style-type: none"> 生徒の科学技術・理数に関する知的探究心を向上させるため、スーパーサイエンスハイスクール³ 指定校及び理数教育推進校を中心に科学の甲子園等、科学に関する知識・技能を競い合う場を周知・提供。 生徒の課題研究を指導する教員の指導力向上のため、横浜国立大学と連携し、理数教育推進校を中心とした生徒課題研究に取り組む学校のうち8校を対象に教員研修を実施。 		科学の甲子園神奈川大会
【自己評価】	成果 <ul style="list-style-type: none"> 科学の甲子園には、過去最多の20校30チームが参加し、理数教育の充実に寄与した。 教員研修において、ルーブリック⁴を用いて、研修の成果を測定したところ、すべての評価項目で向上し、教員の指導力を育成することができた。さらに、生徒課題研究に取り組む学校へTA（ティーチング・アシスタント）を派遣し、生徒の課題研究を支援することにより、生徒の課題を科学的に解決する力の育成を図ることができた。 課題 <ul style="list-style-type: none"> 国立研究開発法人科学技術振興機構のプログラムによる支援が平成30年度で終了となるため、今後は、研修に参加した教員等を活用し研究内容の充実や研究成果について普及に取り組むことが必要である。 		

取組み7 入院児童生徒等教育保障体制整備事業⁵

【取組概要】	<ul style="list-style-type: none"> 入院児童・生徒等への平等な教育機会の確保のため、県立横浜南養護学校と県立秦野養護学校においてWeb会議システムを活用した授業を実施。 3年間の取組みにおける成果報告会を開催。
【自己評価】	成果 <ul style="list-style-type: none"> Web会議システムを活用し、病室と教室や校外学習先などの遠隔授業を実施し、理科の授業で教室と病室をつないで実体顕微鏡を使ったメダカの受精卵の観察の授業などが可能となり、学習内容の充実が図られた。 報告会において、県内・県外からの出席者101名に成果と課題について周知し、理解啓発に寄与した。 課題 <ul style="list-style-type: none"> 各地域での普及が課題であり、引き続き必要な情報提供や周知を図ってい

³ スーパーサイエンスハイスクール（SSH）

将来の国際的な科学技術関係人材を育成するため、先進的な理数教育を実施する高等学校等を指定し、学習指導要領によらないカリキュラムの開発・実践や課題研究の推進、観察・実験等を通じた体験的・問題解決的な学習等を支援する事業。

⁴ ルーブリック

学習の達成度を測るための表（評価項目（観点）とレベル（尺度）をそれぞれ縦横軸に設定したもの）を用いて評価する方法で、テストだけでは評価が難しい、表現を通じた思考力などの評価に適する。ここでは、教員の指導力を図るものである。

⁵ 入院児童生徒等教育保障体制整備事業

文部科学省の委託事業で、長期にわたり又は断続的に入院する児童・生徒の教育機会を保障するため、在籍校、病院、特別支援学校、教育委員会等の関係機関が連携して支援する体制の構築方法に関する調査研究を行う。

く必要がある。

② 専門教育の充実

取組み1 実践的専門教育の推進

<p>【取組概要】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本県の次代を担う産業人材の育成を図るため、産業構造の変化や社会のニーズを踏まえながら、県立高校が大学や企業等と連携し、地元酒造店の酒造再生に向けた共同研究や発酵をテーマとした食品開発を行うなど、実践的な専門教育を推進。 	 <p style="text-align: center;">専門学科での実習</p>
<p>【自己評価】</p>	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> 生徒の学習意欲や興味・関心、更には進路希望の実現に向けた学習ニーズに対応したことにより、実験や実習などを通じて、実践的な教育活動が推進できた。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 産業現場におけるデュアルシステム⁶などの長期間の実習については、十分な生徒数が受け入れられる企業の開拓が必要である。 	

取組み2 県立高校生学習活動コンソーシアム⁷ モデル地域の指定校での取組み

<p>【取組概要】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 県立高校生学習活動コンソーシアムモデル地域指定校（県立神奈川工業高等学校、県立中央農業高等学校）において、実践的な専門教育を行う上で、デュアルシステムによる企業への実習や大学との授業交流など、積極的に大学や企業等と連携。 	
<p>【自己評価】</p>	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> 各地域指定校での研究を推進したことにより、大学や企業等との連携による教育活動を展開することができ、実践的な専門教育が推進できた。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 単位認定等、教育課程に位置付けた連携が確立されておらず、今後、教育課程に位置付けた連携を検討することが必要である。 	

有識者の意見

① 授業力・学力の向上に向けた取組み

- 学力等の調査と授業力向上の取組みは相互に連携しており、更にその相互の連携を意識して相乗効果を生むような効果が期待される。
- 全国・学力学習状況調査結果の分析・活用は、非常に大切な取組みだが、県教育委員会が掛け

⁶ デュアルシステム

企業と学校が協力・連携して、将来の産業を担う人材を育成することを旨とし、学校での教育だけでなく、産業現場と連動した実践的な学びの機会が得られる長期企業実習等を通じた教育を組み合わせる。

⁷ 県立高校生学習活動コンソーシアム

「県立高校改革実施計画（I期）」に基づき、現在、各県立高校・中等教育学校と大学等が行っている高大連携の取組みを進展させ、生徒の多様な学習ニーズに対応し、主体的な学びへとつながる学習機会の提供の充実を図るため形成された共同体。

声をかけただけでは、なかなか改善するのは難しい。各教育委員会にどう働きかけるか考えていくべきであり、課題の大きい地域などを一つひとつ集中的に指導助言等していくことが求められる。

- 学力向上の取組みについては、高校間の差や専門高校の教育内容などに配慮したきめ細かな対応が求められる。
- 授業改善の進まない高校に対する働きかけの努力が見える。従来は、高校教員の目の前の子どもの学力を向上させようという意欲にかける雰囲気も感じたが、少しずつ改善している。教科の壁が高いので、教科ではないキャリア教育など、別の角度から、子どもたちに焦点化した研修などから、授業改善につなげていくことが求められる。
- 入院児童生徒等教育保障体制整備事業に関しては、発達するICT環境を視野に入れ、その利用を積極的に図ることで、今後ますますの成果が期待できる。

② 専門教育の充実

- ものづくり企業が人材難に喘いでいるという昨今、専門高校が企業等と積極的に交流していくことは、教育効果としてもさらなる効果が期待できる。

今後の対応方向

① 授業力・学力の向上に向けた取組み

取組み1 全国学力・学習状況調査結果の分析・活用

- ・ 全国学力・学習状況調査の全県の課題である基礎的・基本的な知識・技能の改善に向けて、子ども一人ひとりの自学自習の習慣づくりについて各市町村教育委員会の指導主事と協働で研究し、その成果を周知していく。
- ・ 児童・生徒質問紙調査における結果を受け止め、一人ひとりの良い点や可能性を見付け、肯定的に捉える視点を持った指導などにより、あらゆる教育活動の様々な場面で、子どもたちが自己肯定感を持ち、夢や目標に向かう意欲を更に高めていくことの必要性や指導方法について市町村教育委員会と共有し、公立小・中学校の取組みにつなげていく。
- ・ 全国学力・学習状況調査の結果の活用等、カリキュラム・マネジメント⁸の視点を持って、学校全体、チームで学力向上を図る効果的な取組みを行っている学校についての情報収集と好事例を周知していく。また、各市町村教育委員会を個別に訪問し、全国学力・学習状況調査の分析及び結果の活用について意見交換をし、公立小・中学校の取組みにつなげていく。

取組み2 「かながわ学力向上実践推進事業」の推進

- ・ 「かながわ学びづくり推進事業」の推進地域研究委託について、校内研修の充実が図られていることを踏まえ、外部講師の派遣や県教育委員会指導主事の指導、助言、支援を継続実施していく。また、県教育委員会指導主事が市町村指導主事や学校現場の教員に対して、指導、助言や支援を行う際は、他地区の取組みや好事例についての情報提供を行うことで研究成果の共有化を図り、地区間での交流が持てるように促していく。
- ・ 「子ども一人ひとりの学びづくり支援システム」の活用を通じて、子ども一人ひとりが自学自習を意欲的に進めていくために、学校・家庭・地域がどのような働きかけをするべきかについて研究し、有効な手立てについて検討していく。また、実践協力校の取組み等を基に、自学自習の習慣づくりに資する資料等の作成を行っていく。

⁸ カリキュラム・マネジメント

各学校の教育目標を達成するため、教育課程を実施し、評価して、改善していくこと。

取組み3 生徒学力調査の実施

- ・ 県立高校等に、学校ごとの学力調査の結果を記載した報告書を配付し、各校の「組織的な授業改善」の取組みにおける、課題の把握や校内授業研究のテーマ設定等に活用していくとともに、教育課程の改善に活用していく。

取組み4 授業力向上の推進

- ・ 「県立高校改革実施計画（I期）」に基づき指定された授業力向上推進重点校による取組みについて、地域における様々な成果発表や研究協議会等の実施を通し、研究成果の普及・啓発を一層推進するとともに、教科横断的な取組みを推進するためのカリキュラム・マネジメントについて、教育課程説明会等において説明を行うなど、生徒の「資質・能力」の育成をめざす県立高校等の授業力の向上を図っていく。

取組み5 定時制や通信制における学び直し教材の作成

- ・ 定時制・通信制教育におけるキャリア教育・学習支援の更なる充実に向けて、研究協議会を中心に研究を深め、定時制や通信制の多様な生徒への対応に関する研究内容について、県内各校へ成果物を発信し、普及していく。

取組み6 理数教育の推進

- ・ 理数教育推進校において、すべての生徒が課題研究に取り組むための支援体制を一層強化し、生徒の知的探究心や課題を科学的に解決する力の更なる向上を促進していく。
- ・ 取組みの成果の向上を図るため、研究や教員研修の内容の充実や、成果の普及に取り組んでいく。
- ・ 教員の指導力の向上のため、引き続き教員研修を実施していく。

取組み7 入院児童生徒等教育保障体制整備事業

- ・ これまでの遠隔授業の取組みやノウハウ、整備済のICT機器を生かし、新規に「入院児童生徒等教育保障事業」を実施し、入院児童・生徒等に対する教育保障の充実を継続していく。
- ・ 病弱部門を設置する県立特別支援学校から地域の小・中学校へ転籍し、自宅療養を要する児童・生徒の教育保障に向けて、市町村教育委員会へ研究成果を普及し、必要な情報提供や連携を図っていく。

② 専門教育の充実**取組み1 実践的専門教育の推進**

- ・ 新学習指導要領の実施を踏まえて、地域や産業界等と連携した実習などの実践的、体験的な学習活動を重視し、より多くの生徒がデュアルシステムなどの長期間の実習に取り組むことができるようなシステムの構築を検討していく。

取組み2 県立高校生学習活動コンソーシアムモデル地域の指定校での取組み

- ・ 県立高校生学習活動コンソーシアムモデル地域の指定校と大学や企業等との連携を踏まえ、連絡会などを通じて教育課程への位置付けや各科目の単位認定等について検討していく。

2 生き方や社会を学ぶ教育の充実

主な取組概要及び自己評価等について

① キャリア教育⁹の推進

取組み1 キャリア教育研修講座の開催	
【取組概要】	<ul style="list-style-type: none"> キャリア教育の充実を図るために、公立小・中学校教員を対象とした「キャリア教育研修講座」を開催し、国の研修を受講した教員の報告とともに、国立教育政策研究所の総括研究官を招いた講演を実施。
【自己評価】	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> 「キャリア教育研修講座」に公立小・中学校教員が288名参加し、新しい学習指導要領におけるキャリア教育の理念についての理解が深まった。振り返りアンケートでは、「研修・研究意欲を高めることができた」に肯定的に回答した割合が97%となり、キャリア教育の充実に寄与した。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 新しい学習指導要領の理念を踏まえたキャリア教育を、各校が適切に実践していくことが課題である。小・中学校9年間の中で無理なく実践できる計画とするために、各学校において現時点で行っているキャリア教育の個々の活動を改めて見直すよう促すことが必要である。

取組み2 「わたくしたちの生活と進路」の配付	
【取組概要】	<ul style="list-style-type: none"> 公立中学校の系統的な進路学習の充実を図るため、公立中学校3年間の進路学習の指導案などをまとめた「わたくしたちの生活と進路」を県内の公立中学校に配付し、ホームページに掲載。
【自己評価】	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> 「わたくしたちの生活と進路」は、学校の実態に合わせて活用できるよう、加筆修正できるファイル形式でホームページに掲載し、閲覧回数は11,393回（平成30年4月から平成31年3月）であり、公立中学校における活用を促進できた。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 新しい学習指導要領に即した指導資料とすることが課題である。新しい学習指導要領でのキャリア教育の充実の観点から、小学校段階から活用できるような指導資料を作成し、周知することが必要である。

取組み3 「キャリア教育実践プログラム ¹⁰ 」の策定	
【取組概要】	<ul style="list-style-type: none"> すべての県立高校等で、生徒の一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育成するため、生徒が入学してから卒業するまでを見通した指導計画である「キャリア教育実践プログラム」を作成。
【自己評価】	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校ごとに「キャリア教育実践プログラム」を作成することにより、生徒に身に付けさせたい能力や態度を明確化することができた。

⁹ キャリア教育

一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達（社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程）を促す教育。

¹⁰ キャリア教育実践プログラム

各学校が特性や実態に応じてキャリア教育を展開するための年間指導計画。その中でシチズンシップ教育やインターンシップ等を位置付けている。

	課題 <ul style="list-style-type: none"> すべての教科の教育活動におけるキャリア教育との関わり方が示されていない高校があり、教育課程に位置付けたキャリア教育に取り組むことが必要である。
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

取組み4 インターンシップの拡充や大学・短大等との連携強化

【取組概要】	<ul style="list-style-type: none"> コンソーシアムサポーターにより、新たなインターンシップの受入企業を開拓し、体験先を拡充。 全県立高校等に対し、県立高校生学習活動コンソーシアムで協定を結んでいる大学等による取組みやプログラムを紹介するなど連携を強化し、授業等における交流活動を活性化。
【自己評価】	成果 <ul style="list-style-type: none"> インターンシップ受入企業を240事業所開拓し、体験生徒数が271名増加し、生徒の就業体験を充実することができた。 県立高校生学習活動コンソーシアム事業において、大学等との連携を強化することで、教育活動を充実することができた。 課題 <ul style="list-style-type: none"> インターンシップにおいては、生徒が希望する職種や業種は様々であり、一人でも多くの生徒が体験できるよう、コンソーシアムサポーターによる受入企業の拡充が必要である。 県立高校生学習活動コンソーシアム事業においては、事業のさらなる活性化に向けた、教職員等への周知が必要である。

② 職業教育の充実

取組み1 地域企業等と連携した職業教育

【取組概要】	<ul style="list-style-type: none"> 各専門高校では、地域企業等と連携し、地元産の食材を使った新たな商品開発を行うなど、それぞれの産業の人材育成を踏まえた教育活動を実施。
【自己評価】	成果 <ul style="list-style-type: none"> 地域企業との連携により、地域のニーズを踏まえた産業人材の育成に取り組む、地元食材の「開成弥一芋」を使ったパンの開発など実践的な教育活動を行い、職業教育の推進に寄与することができた。 課題 <ul style="list-style-type: none"> 連携事業は、一部の生徒のみが参加しているため、より多くの生徒が参加できる機会を設けることが必要である。

有識者の意見

① キャリア教育の推進

- 小・中学校におけるキャリア形成については流動化の著しい社会情勢にあって、今後一層の必要性がある。高校進学が一般的になっている状況もあり、その内容には単なる職業教育に終わることではないものが求められる。
- 新しい学習指導要領に合わせ、小学校段階からの取組みに向けた動きに大いに期待する。あわせて、現行の冊子「わたくしたちの生活と進路」の保護者との共同利用を推進する必要がある。
- キャリア教育の取組みについては、高校間の差や専門高校の教育内容などに配慮したきめ細かな対応が求められる。

② 職業教育の充実

- 地域のニーズを踏まえた産業人材の育成に取り組み、地元食材を使ったパンの開発などの教育活動は、地元企業との連携による成果と評価する。専門高校の役割として、県の産業発展に寄与する教育が求められ、本県における各産業の課題や振興に対し、関係する専門高校と企業、行政（市町村も含む）、大学、研究所等と連携して課題の解決や発展に取り組む必要がある。

今後の対応方向

① キャリア教育の推進

取組み1 キャリア教育研修講座の開催

- ・ 引き続き、国の研修を受講した教員の報告を行うことで、キャリア教育における国の最新の動向を公立小学校・公立中学校の教員が共有するとともに、各学校において行っているキャリア教育を、自己の将来を見通しながら、社会的・職業的自立に向けた資質・能力を身に付けていく学びとすることをめざして見直すよう促していく。さらに、異校種間のつながりのある系統的なキャリア教育や、家庭・地域との連携によるキャリア教育についての研究を深め、効果的な取組みを周知していく。

取組み2 「わたくしたちの生活と進路」の配付

- ・ 新しい学習指導要領で示された考え方を踏まえ、新たなキャリア教育の推進のための小・中学校向け指導資料を作成し、家庭や地域を含めた活用を図っていく。

取組み3 「キャリア教育実践プログラム」の策定

- ・ すべての県立高等学校及び県立中等教育学校においては、キャリア教育の取組みの充実をめざし、生徒の状況や実態に応じた学校全体の目標を設定するとともに、その実現に向け、入学してから卒業するまでを見通した「キャリア教育実践プログラム」を引き続き策定していく。
- ・ 高校の教職員向けに実施しているキャリア教育関係の研修講座の中で、教育課程に位置付けたキャリア教育に取り組むよう事例を踏まえながら指導・助言していく。

取組み4 インターンシップの拡充や大学・短大等との連携強化

- ・ 県立高校生学習活動コンソーシアム協議会において、大学など研究機関との連携を引き続き強化するとともに、一人でも多くの生徒が希望する業種や職種の体験ができるよう、コンソーシアムサポーターによるインターンシップ受入企業を拡充していく。

② 職業教育の充実

取組み1 地域企業等と連携した職業教育

- ・ 各専門高校において、商品開発など地域企業等との連携した教育活動を実践し、より多くの生徒が参加できるよう各専門学科の会議等を通じて教育活動の工夫や企業等との積極的な連携について呼びかけを実施していく。

3 グローバル化などに対応した教育の推進

主な取組概要及び自己評価等について

① 児童・生徒の英語力向上の推進

取組み1 公立小・中学校教員の外国語教育に関する指導力の向上に向けた取組み	
【取組概要】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校外国語教育の推進に向けて、より専門性を持った人材を育成するため、文部科学省事業を受託した横浜市教育委員会が横浜国立大学と連携して行っている、公立小学校教員が中学校英語教諭免許を取得するための認定講習に、20名の受講者を派遣。また、文部科学省事業を受託した神奈川大学が実施する公立小学校（政令市を除く）教員が中学校英語教諭免許を取得するための認定講習に、30名の受講者を派遣。 ・ 各地域の外国語教育の中核となる教員を育成するために、文部科学省が実施する「英語教育推進リーダー中央研修」に公立小・中学校（政令市を除く）教員を派遣。中央研修に派遣された英語教育推進リーダーを講師とする研修会を実施。各地区の公立小学校（政令市を除く）における外国語教育の中核となる教員117名、公立中学校（政令市・中核市を除く）英語科教員95名に対して研修会を実施し、中央研修の内容を伝達。
【自己評価】	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成30年度の免許法認定講習での免許取得予定者は44名であり、小学校外国語教育の教科化に向けて、より高い専門性を備えた公立小学校教員の育成が図られた。 ・ 「英語教育推進リーダー中央研修」への教員派遣や、英語教育推進リーダーによる伝達研修により、公立中学校（政令市を除く）の授業における英語担当教員の英語使用率が前年度比で2.3ポイント上昇（68.5%）、「CAN-DOリスト形式」による学習到達目標の設定率が前年度比で11.9ポイント上昇（95.4%）、授業に占める言語活動の時間の割合が前年度比で2.7ポイント上昇（70.7%）するなど、外国語教育における指導を改善できた。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中学校英語教諭免許を取得した小学校教員による勤務校や地域における英語教育の推進方法について、検討を進めることが必要である。 ・ 引き続き、教員の外国語教育における指導力の向上を図っていくことが必要である。

取組み2 英語資格・検定試験の受験促進	
【取組概要】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒の英語力向上及び生徒の英語力を測ることで授業改善につなげるために、英語4技能¹¹の測定が可能な検定試験の受験者8,000名を上限として、1人当たり検定料の半額程度を上限に支援。
【自己評価】	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 合計で30校7,959名が本事業を活用し、生徒は客観的に自身の英語力を把握するとともに、英語教員が4技能ごとの分析データを基に、学年全体の結果から得意分野・苦手分野等を把握することで、授業の指導計画の見直しや指導方法の改善に活用し、授業改善に寄与した。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年度の大学入試改革における民間の英語資格・検定試験の導入に伴

¹¹ 英語4技能

英語の「聞くこと (listening)」「読むこと (reading)」「話すこと (speaking)」「書くこと (writing)」という4つのスキルのこと。

	い、今後の補助の在り方を検討することが必要である。
--	---------------------------

取組み3 外国語指導助手の配置・活用	
【取組概要】	<ul style="list-style-type: none"> 生徒の英語によるコミュニケーション能力を育成し、県立高校生等の英語力を向上させるため、外国語指導助手（ALT）を全県立高校等の全課程に配置。
【自己評価】	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ALTを県立の全高等学校及び中等教育学校の全課程へ配置したことにより、生徒の英語によるコミュニケーション能力が向上した。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 教室で日本人教員が生徒の理解度の状況に応じて、適宜ALTに対して指示を出しながら、授業を進めることができないことが課題である。チーム・ティーチングによるきめ細かな指導を行い、生徒の英語力を更に向上させていくことが必要である。

② グローバル化などに対応した先進的な教育の推進

取組み1 スーパーグローバルハイスクール（SGH） ¹² の取組み	
【取組概要】	<ul style="list-style-type: none"> 生徒の課題研究及び海外フィールドワークの充実のため、外部から有識者（東京外国語大学教授や東京大学客員共同研究員）を招き、論文の書き方指導やグローバルビジネス、環境問題等に関する講演会等を実施。 本事業における研究開発の成果を広く普及するため、県内外の生徒・教員等を対象に、活動報告会及び公開研究授業等を実施。  <p style="text-align: center;">SGH講演会</p>
【自己評価】	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> 講演会等の実施により、生徒が研究分野についての理解を深められたため、論理的思考力等の伸長を図ることができた。継続的な研究活動を実施し、課題研究の充実に寄与した。 全国SGHフォーラムへの参加や活動報告会等の実施により、県内外の生徒・教員に向けて研究成果等の発表ができたとともに、探究的な学習活動など先進的な取組内容の周知により、研究開発に寄与した。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 本事業の指定終了に伴い、研究活動が縮小される中で、引き続き5年間の研究開発の成果を生かし、教育活動を充実していくことが必要である。

¹² スーパーグローバルハイスクール（SGH）

高校等におけるグローバル・リーダー育成に資する教育を通して、生徒の社会課題に対する関心と深い教養、コミュニケーション能力、問題解決力等の国際的素養を身に付け、それによって、将来、国際的に活躍できるグローバル・リーダーの育成を図ることを目的とした事業。本県では県立横浜国際高等学校が該当。

取組み2 英語教員の海外派遣	
【取組概要】	<ul style="list-style-type: none"> 英語教員の英語力及び英語指導力の向上を図るため、ニュージーランドでの研修に県立高校英語教員6名を1か月程度派遣。 事業の成果の把握のため、参加者は研修前後に外部英語検定試験を受験。 全県立高校に成果普及を図るため、参加者全員が公開研究授業を実施し、英語教員を対象とした教育課程説明会において研修成果を発表。  <p style="text-align: center;">ニュージーランド研修先にて</p>
【自己評価】	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部英語検定試験の結果、研修前と比べて、研修後の参加者の英語力が向上した。 帰国後に、参加者全員がそれぞれの所属校で公開研究授業を行い、また、英語教員を対象とした教育課程説明会において、研修の成果を踏まえた指導方法を発表することにより、研修の成果を全県立高校に周知し、成果普及に寄与した。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 参加者が学んだ指導法に関する手法を、多くの教員と共有し、より実践的な授業につなげていくことが必要である。

取組み3 高校生の海外派遣	
【取組概要】	<ul style="list-style-type: none"> グローバル人材の育成のため、県内高校生10名を教育特使として、神奈川県友好交流地域である米国メリーランド州に派遣。また、「高校生の相互交流推進に関する協定」を締結した台湾新北市に、専門学科に在籍する県立高校生6名を派遣。
【自己評価】	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> 派遣された生徒が日ごろ取り組んでいる課題研究や、農業や看護、ビジネスに係る実践活動について、現地の高校生と意見交換することにより、全員が「視野が多角的になった」「コミュニケーション能力が向上した」と回答し、国際的視野の拡大に寄与した。 派遣された生徒が、それぞれの学校で、報告会などを実施することにより、グローバル人材育成に寄与した。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> グローバル人材の育成及び成果の普及を一層充実させるために、派遣する生徒数の拡大を検討することが必要である。

取組み4 国際バカロレア ¹³ 認定に向けた取組み	
【取組概要】	<ul style="list-style-type: none"> 国際バカロレア機構（IBO）の定める教育課程（DP）を実践するため、IBOが実施するワークショップに教員を派遣。 IBOから国際バカロレア校に認定されるために、県立横浜国際高等学校における教育環境の整備及び認定申請書の作成・提出。 平成31年度入学生からDPと学習指導要領による教育課程を実施するために、文部科学省に教育課程特例校申請を行うなど、適切な教育課程を検討。

¹³ 国際バカロレア

1960年代にスイスで開発された、世界各国の学校で導入されている教育プログラムで、多様な文化の理解と尊重の精神を通じて、より良い、より平和な世界を築くことに貢献する、探究心、知識、思いやりに富んだ若者の育成を目的とした「全人教育」を行う。

【自己評価】	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ IBOが実施するワークショップに10名の教員を派遣したことにより、DPの実施に必要な教員を育成できた。 ・ 県立横浜国際高等学校が国際バカロレア校として認定された。教育課程特例校申請や教育課程の検討を進めたことにより、平成31年度入学生から、高等学校卒業資格と多くの国内外の大学への受験又は入学資格である「国際バカロレアディプロマ資格」の両方の取得が可能となる教育課程を編成できた。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ IBOから求められている教育環境の整備の計画的な実施及びIBOによるワークショップへの教員の派遣を計画的に継続することが必要である。 ・ 今後も、教育内容の充実をめざし、教育課程の更なる改善を検討することが必要である。
--------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

取組み5 逆さま歴史教育¹⁴の推進	
【取組概要】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成29年度に配付した教材及び授業案を参考に、逆さま歴史教育に係る研究の成果を探究学習等と結び付け、「主体的、対話的で深い学び」の実現による、生徒が授業に主体的に参加し、思考力・判断力・表現力を高められる組織的な授業改善を実施。
【自己評価】	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「逆さま歴史教育」の一環として作成した地図を活用したり、探究学習と結び付けることにより、他教科でも「主体的、対話的で深い学び」の実現を推進できた。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「主体的、対話的で深い学び」の推進を一層図ることが必要である。

③ ICTを活用した教育の推進

取組み1 県立学校におけるICT機器の整備や活用	
【取組概要】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県立高等学校及び県立中等教育学校 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒の情報活用能力の育成に向けたICTを活用した授業づくりを一層進めるため、県立高校2校のコンピュータ教室の機器等を更新。 ・ ICTを活用した授業改善を図るため、県立高等学校及び県立中等教育学校21校に合計273台の生徒用無線LANアクセスポイントを整備。 ・ ICTを活用した教育の推進のため、県立高校11校にICT支援員11名を配置。 ○ 県立特別支援学校 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県立特別支援学校では、児童・生徒がいつでもICT機器を利用できる学習環境を維持するため、タブレット型端末216台、職業教育用コンピュータ6台等の情報機器を更新し、学習用アプリケーションを追加。 ・ 児童・生徒の障がいの状態や発達の段階に応じたタブレット型端末等の活用について研究・検証を行い、事例について学校間で共有。 ・ 病弱教育部門を設置する県立特別支援学校（1校）において、入院中の児童・生徒を対象とし、分身ロボットを活用して教室と病院等をつなぐ授業の実証実験を行い、導入について検討。

¹⁴ 逆さま歴史教育

現代の事象につながる歴史的な背景を、過去へさかのぼって探究し、現代の課題に着目して考察することにより歴史的思考力を培っていく学習方法。

<p>【自己評価】</p>	<p>○ 県立高等学校及び県立中等教育学校</p> <p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コンピュータ教室の機器の更新により、機器の老朽化への対応等の課題に対応した。 ・ 無線LANの環境を改善したことにより、授業において、タブレット型端末を活用した生徒同士の「学び合い」の機会の充実を推進した。 ・ ICT支援員による支援等により、生徒のICTを活用した学習活動を充実させた。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新学習指導要領において求められる授業改善に向けて必要なICT環境の整備を実現させることが必要である。 <p>○ 県立特別支援学校</p> <p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県立特別支援学校では、ICT機器などの計画的な更新、タブレット型端末等を活用した授業について研究・検証を行い、発語の難しい生徒が音声出力アプリ等によるコミュニケーションの代替手段を獲得する等、児童・生徒の障がいの状態や発達の段階に応じてICT機器を活用した情報教育が推進された。 ・ 分身ロボットを活用した授業により、学習内容の実施や補助的なコミュニケーション手段による意思表出等が病室等ででき、分身ロボットの活用の有効性が確認できた。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ICT機器の更なる効果的な活用の普及が課題であり、実践事例を蓄積し、学校間で共有することが必要である。 ・ 今後は、特別支援学校における分身ロボットのより効果的な活用を図っていく必要がある。
----------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

取組み2 ICT利活用授業研究推進校の取組み	
<p>【取組概要】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究推進校の教職員が、主体的・対話的で深い学びの視点から、ICTを活用した授業づくりに係る各校の課題とその解決方法について考えるために、公開研究授業や校内研修会を行い、タブレット端末やスマートフォンなどを利用したアプリケーション等の導入に向けた検討を実施。 ・ 指定校各校の実践事例と課題の共有や情報交換を行うために、ICT利活用授業研究推進校指定校ワーキンググループを開催。
<p>【自己評価】</p>	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ICT利活用授業研究推進校指定校ワーキンググループを開催し、指定校各校の課題や、3年間の振り返りなどを共有でき、今後に向けた意見交換等を行ったことにより、研究を進める上で今後の方向性や課題について整理ができた。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主体的な学習活動等を通じて生徒の思考力・判断力・表現力を高めるとともに、情報モラルを含む、ICTの活用方法や効果的な指導方法などの研究を継続し、教員の授業力の向上をめざすことが必要である。

取組み3 プログラミング教育の推進	
<p>【取組概要】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ プログラミング教育研究推進校（5校）において、問題解決能力の育成に資するプログラミング教育の導入に向けて、プログラミングにより制御できる組立ロボット及びその制御用端末を整備。また、大学等の外部有識者の助言を取り入れながら、多くの教科等でプログラミング教育に係る授業づくりを推進。

【自己評価】	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 授業において、ロボット教材を用いて様々な問題をグループで解決していく過程等を通して、効果的に問題解決能力を育成した。 ・ 各推進校で大学等の外部有識者の助言を得て、プログラミング的思考を取り入れた各教科等の授業を実践することができた。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒の論理的な思考力の育成を、プログラミング教育という手法で推進して行けるよう、各校の実状に合わせ、しっかりとした計画に基づいた指導方法などの研究を継続していくことが必要である。
--------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

有識者の意見

① 児童・生徒の英語力向上の推進

- 小学校の英語必修化に伴い英語指導のできる教員を確保することは喫緊の課題であり、この取組みを更に強力で押し進めることを求める。
- 生徒の英語力向上には教員の英語力向上が必須であり、この取組みも更に強力で押し進めることを求める。

② グローバル化などに対応した先進的な教育の推進

- ある大学教員による海外駐在員への現地調査等から見えるのは、グローバル人材に必要なのは必ずしも英語力だけではない。教育全体を体系的に見直すためにも、グローバル人材とは何かを検討する必要がある。
- 外国語の学習の目的には、単にその言語を使えるだけでなく、文化や習慣を更には他言語にある思考方法を学習することでコミュニケーションの素地を養うという目的があり、その意味で教員や生徒の海外派遣を、更に充実することが求められる。
一方で危惧するのは、日本語における論理的思考の更なる向上を図る機会の喪失である。長文の論理構造を把握し、論理的に自らの考えを展開する能力を磨く機会を育む国語教育の充実が求められる。
- バカロレア校に認定された学校があることは良いことだが、バカロレア校のカリキュラムや授業方法については、他校においても参考にすべき点がある。バカロレア校以外にも波及する研修の場の充実を求める。

③ ICTを活用した教育の推進

- ICT機器を利用して、教科学習の効率化や児童・生徒の成果向上をめざすのか、ICTを活用した他の能力や活動への応用をめざすのかを明確にする必要がある。
- ICT活用は重要なスキルであり授業方法であるが、それを使えばアクティブ・ラーニングだという誤解も教員にはある。ICT活用と教科書、書籍、図書館活用、体験的学習のそれぞれの利点を踏まえた整理が必要である。米国では、デジタルによる学習に疑問の声があるとの指摘もある。

今後の対応方向

① 児童・生徒の英語力向上の推進

取組み1 公立小・中学校教員の外国語教育に関する指導力の向上に向けた取組み

- ・ 公立小学校（政令市を除く）教員に対する中学校英語教諭免許取得の認定講習については、令和元年度も、県との包括連携協定を踏まえた神奈川大学との連携による免許法認定講習の継続を図り、より専門性を持った教員の育成を推進していく。
- ・ 国の「英語教育推進リーダー中央研修」を活用し、各地域の外国語教育の中核となる教員の育成を推進していく。
- ・ 中学校英語教諭免許を取得した小学校教員や「英語教育推進リーダー中央研修」を受講した教員等を「専科教員」として加配措置することにより、リーダー役となつて、各地域での小学校英語教育を推進する指導体制づくりを充実させていく。
- ・ 新学習指導要領の移行期間における小学校外国語教育のカリキュラム編成及び実施について、全県指導主事会議及び全県教育課程説明会等において、情報共有、情報発信していく。

取組み2 英語資格・検定試験の受験促進

- ・ 令和元年度は、県立高校生の英語力のさらなる向上及び英語教員の授業改善を促進するため、英語4技能の測定が可能な検定試験の受験者8,000名を上限として、1人当たり検定料の半額程度を上限に支援を継続するとともに、高大接続改革における民間の英語資格・検定試験の導入を踏まえた支援の在り方について検討していく。

取組み3 外国語指導助手の配置・活用

- ・ 令和元年度は、契約形態を変更し、ALTと日本人教員によるティーム・ティーチングを通じて、授業内容を更に充実させ、生徒のコミュニケーション能力の伸長を図り、県立高校生の英語力向上を推進していく。

② グローバル化などに対応した先進的な教育の推進

取組み1 スーパーグローバルハイスクールの取組み

- ・ 県立横浜国際高等学校への文部科学省からの5年間の指定期間が満了のため、平成30年度末で取組みが終了したが、これまでの研究開発の成果である生徒の探究的な学びを重視した教育課程の実践等を充実させるとともに、他校の取組みの参考となるよう、公開研究授業や教育課程説明会等を通じて広く発信していく。

取組み2 英語教員の海外派遣

- ・ 平成28年度から合計18名を海外へ派遣し、英語力及び英語指導力を向上させてきたことを踏まえ、今後も英語教員の海外研修への派遣を継続し、高い指導力と広い国際的視野を持つ教員を計画的に育成するとともに、生徒の英語の発信能力を向上させる指導方法など、研修の成果を、公開研究授業や報告会などを通して広く発信していく。

取組み3 高校生の海外派遣

- ・ グローバル人材に求められる力として、我が国の伝統や文化を理解し、様々な国や地域の文化や考え方の多様性を理解して、多様な人々と協働することができる力が挙げられる。この点を踏まえ、国語教育をはじめ、論理的に自らの考え方を展開できる力の育成の充実を推進していく。
- ・ 米国メリーランド州派遣については、神奈川県代表の教育特使として、異文化に触れて国際的視野を広げてきたことを踏まえ、今後も現地での活動の充実を図り、派遣生徒数の拡大についても検討しながら継続して実施していく。
- ・ 台湾新北市派遣については、この2年間の派遣の成果を検証し、現地での交流内容の充実を

図り、派遣生徒数の拡大についても検討しながら継続して実施していく。

取組み4 国際バカロレア認定に向けた取組み

- 平成30年度に県立横浜国際高等学校の国際バカロレア認定を達成したが、今後も計画的な教員養成及び教育環境の充実を継続して実施していくとともに、国際バカロレアの先進的な教育理念やカリキュラム等について、県内外に広く発信していく。

取組み5 逆さま歴史教育の推進

- 県立高校指定校事業における本テーマの取組みは平成29年度で終了したが、地理歴史科の取組みを他教科でも取り入れ、逆さま歴史教育を探究学習と結び付けることにより、「主体的、対話的で深い学び」の実現につなげることができるよう研究成果を活用していく。

③ ICTを活用した教育の推進

取組み1 県立学校におけるICT機器の整備や活用

- 県立高等学校及び県立中等教育学校
 - 機器の老朽化への対応や生徒用コンピュータの台数の拡充、ネットワーク環境の改善などの必要性を踏まえ、生徒用コンピュータの更新及び台数補充と、生徒用無線LAN環境の改善に努め、すべての県立高校等において、ICTを活用したより良い授業が展開できるよう、環境整備を推進していく。
 - 引き続き、ICT支援員を配置し、生徒が課題の発見と解決に向けて主体的・協働的に学ぶことができるよう、ICTを活用した学習活動を推進するとともに情報活用能力等を育む情報教育を一層推進していく。
- 県立特別支援学校
 - 県立特別支援学校では、令和元年度は児童・生徒用のICT機器の整備として、581台の端末などを更新し、児童・生徒がいつでもICT機器を利用できる学習環境の充実を図っていく。
 - 今後もICT機器を活用した実践事例を学校間で共有するとともに、授業での効果的な活用についての研究を行い、指導の充実を図っていく。
 - 病弱教育部門を設置する県立特別支援学校2校に分身ロボットを導入し、年間を通した活用の効果を検証していく。

取組み2 ICT利活用授業研究推進校の取組み

- 主体的な学習活動等を通じて生徒の思考力・判断力・表現力を高めるとともに、情報モラルを含む、ICTの活用方法や効果的な指導方法などの研究を継続し、教員の授業力の向上を推進していく。

取組み3 プログラミング教育の推進

- 生徒の論理的な思考力の育成をプログラミング教育という手法で推進して行けるよう、各校の実状に合わせた綿密な計画に基づく、指導方法などの研究を継続していく。

1 かながわの人づくりを担う教職員の確保・育成の計画的な推進

主な取組概要及び自己評価等について

① 多様で優秀な教職員の確保と指導力の高い教職員の育成

取組み1 神奈川県公立学校教員採用候補者選考試験の充実

【取組概要】	<ul style="list-style-type: none"> 英語教育の充実に資する優秀な教員を確保するため、引き続き、理科や英語に優れた力量を持つ小学校教員を対象とする大学推薦の実施や、平成30年度から中学校・高等学校の英語にも対象を拡大したカレッジ修了者特別選考¹など、採用試験を工夫・改善。 より効果的な広報の実施に向けて、前年度の参加者数に応じた志願者説明会の会場を計画するなどの工夫を実施。
【自己評価】	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> 採用試験の工夫・改善や志願者説明会の工夫によって、採用試験の合格倍率は近隣自治体の平均3.9と比べて4.9と高倍率を維持しており、受験者の質を保つことができた。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 採用試験受験者のより一層の獲得や、優れた英語力を持つ小学校教員の確保が課題であり、その対応が必要である。

教員の採用者数（教員採用候補者選考試験）

（平成31年4月1日現在）

	倍 率		採用者数	
	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
小 学 校	3.6	3.4	351	358
中 学 校	6.1	5.8	201	201
中等教育学校	-	-	-	1
高 等 学 校	6.7	6.1	365	384
特別支援学校	3.8	3.1	132	132
養 護 教 諭	10.2	15.5	24	16
計	5.3	4.9	1,073	1,092

※政令市を除く神奈川県所管分

取組み2 障がい者雇用の促進

【取組概要】	<ul style="list-style-type: none"> 県教育委員会における障がい者雇用の促進及び制度的課題等について検討するため、教育局関係室課長、県立高等学校長、県立特別支援学校長、教育事務所長を構成員とした「神奈川県教育委員会障がい者雇用促進検討会議」を設置。 障がい者の能力や適性を生かす雇用の拡充のため、県内在住の障がいのある人を対象に、新たに学校技能員の採用選考を実施。 行政事務職員、小中学校事務職員の採用において、身体に障がいのある人
--------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

1 カレッジ修了者特別選考

かながわティーチャーズカレッジのチャレンジコース修了者を対象として、翌年度の神奈川県公立学校教員採用候補者選考試験において、第1次試験の筆記試験の一部を免除する特別選考。平成24年度から小学校、平成27年度から特別支援学校において実施。

	<p>に加え、知的障がいのある人及び精神障がいのある人に対象を広げた「障がいのある人を対象とした職員採用選考」を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教員採用選考においては、身体障害者特別選考を実施。（平成21年度から）
【自己評価】	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「神奈川県教育委員会障がい者雇用促進検討会議」において、県教育委員会の全教職員及び市町村教育委員会（政令市を除く）を対象に実施した障がい者雇用に関するアンケート調査を分析するとともに、障がいのある教職員等へのヒアリングを実施し、障がい者が働きやすい職場づくりに係る検討の方向性を明示することができた。 ・ 障がい者の能力や適性を生かす雇用の拡充について検討した結果、新たに学校技能員の採用選考を実施できた。 （学校技能員の採用選考については、採用予定者数10名程度に対し92名が申し込み、75名が第1次選考を受験し、16名を最終合格者とした。（平成31年4月11日現在）） ・ 行政事務職員、小中学校事務職員の「障がいのある人を対象とした職員採用選考」において、行政事務職員は15名程度の採用予定に対し、391名の申込があり、23名採用のうち、17名を県教育委員会へ配置した。また、小中事務職員は7名程度の採用予定に対し346名の申込みがあり、8名を採用した。これらの採用により、障がい者雇用推進に寄与した。 ・ 教員採用選考の身体障害者特別選考においては、9名の受験があり、2名を採用し、障がい者雇用促進に努めた。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者の能力や適性を生かす雇用の拡充のためには、障がい者雇用に係る職種・職域の拡大や、より一層の働きやすい職場づくりが必要である。 ・ 教員の採用の前提として教員免許の取得が必要であるが、大学等の教員養成機関での障がい者の割合は決して多くないといった構造的な課題があり、その解決に向け、国等への働きかけも含めて検討していく必要がある。

取組み3 「かながわティーチャーズカレッジ²」の実施	
【取組概要】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 優秀な人材を確保するため、教員志望者に対し、「かながわティーチャーズカレッジ」を実施。 ・ 「かながわ人づくりコラボ」への参加を選択講座としてカリキュラムに位置付け、受講者34名が参加。 <div data-bbox="986 1323 1436 1653" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">かながわティーチャーズカレッジ</p>
【自己評価】	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教員志望者287名が受講し、「神奈川県教育について知り、教員の仕事について学ぶことができましたか」というアンケートに対して、「とても思う」、「思う」と合わせて99.6%が回答したことにより、受講者の神奈川県教育への理解の深化を図ることができた。

² かながわティーチャーズカレッジ

教員志望者に対し、指導主事等の講座や学校現場の体験を通し、教職に求められる使命感と責任感を持ち、多様な教育的ニーズに対応する実践力の向上を図るとともに、神奈川県教育の理解を深めることを目的に、平成20年度から実施。

	<p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 全国的に教員志望者が減少している中、受講者数を確保するために、カリッジが持つ魅力を、より幅広くかつ丁寧に伝えていくことが必要である。
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

取組み4 「フレッシュティーチャーズキャンプ³」の実施

【取組概要】	<ul style="list-style-type: none"> 新規採用予定者の不安解消を図るため、採用前研修として「フレッシュティーチャーズキャンプ」を実施。 教員のコンプライアンスについて、新たな講座を実施。 	 <p>フレッシュティーチャーズキャンプ</p>
【自己評価】	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> 集合研修に、328人が参加し、コンプライアンスの講座を実施した結果、教育公務員としての自覚・意欲を高めることが、「よくできた」、「できた」と合わせて98.1%が回答したことから、着任に向けた準備を支援できた。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 赴任予定校研修は、各校に研修プログラムを例示して、実施を依頼しているが、共通実施する研修プログラムがないため、研修内容が各校で異なることが課題であり、その改善を図る必要がある。 	

取組み5 「高校生のための教職セミナー⁴」の実施

【取組概要】	<ul style="list-style-type: none"> 教員を志望する高校生に対し、教職への理解を深め、将来の神奈川の教員、次世代を担う優秀な人材を育成するため、「高校生のための教職セミナー」を実施。 	 <p>高校生のための教職セミナー</p>
【自己評価】	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> 全8講座を開講し、延べ396名の高校生が参加した。「教員になりたいという気持ちが高まりましたか」というアンケートに「とても高まった」、「高まった」と合わせて98.5%の受講者が回答したことにより、次世代を担う人材の育成を支援できた。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 「高校生のための教職セミナー」の受講者の多くが、引き続き「かながわ 	

³ フレッシュティーチャーズキャンプ

採用前研修として、新規採用予定者が任意で参加する研修で、着任に当たっての不安解消を図るとともに、神奈川県に関する理解や、教育公務員としての自覚・意欲を高めるため、教員として直ちに必要な技能・知識や実践力を習得し、教員生活がスムーズにスタートできるよう平成20年度から実施。

⁴ 高校生のための教職セミナー

教員を志望する高校生に対し、キャリア教育の一環として、講座の受講やグループ活動等を通して、教職への理解を深め、その資質や意欲の向上を図ることにより、将来の神奈川の教員、次世代を担うべき優秀な人材を育成することを目的に、平成27年度から実施。

	ティーチャーズカレッジ」の受講者となるためには、今後どのような方策があるかを検討することが必要である。
--	-----------------------------------------------------

取組み6 効果的・効率的な研修の実施に向けた取組み

【取組概要】	<ul style="list-style-type: none"> 「校長及び教員の資質向上に関する指標」に基づく体系的な研修を実施するため、研修講座シラバスに示すねらい等の記載を「校長及び教員の資質向上に関する指標」の資質能力に合わせて修正。 教員研修を効果的・効果的なものに改善するため、免許状更新講習と受講時期をずらすことができるよう、中堅教諭等資質向上研修を3年間（9年目～11年目）のいずれの年度でも受講できるよう変更するとともに、研修の効果測定については令和元年度からの実施に向けて検討。
【自己評価】	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> 研修講座シラバスを修正したことにより、各研修の「校長及び教員の資質向上に関する指標」や教員研修計画への位置付けが明確になり、教員にとって必要な資質能力を明確化できた。 受講時期を3年間に拡大した影響で、中堅教諭等資質向上研修の受講者数は例年の1.5倍に増加した。免許状更新講習と重ならないように早めに受講する教員が増えたことが、研修の目的となるミドルリーダーの早期育成につながった。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後も引き続き研修等において「校長及び教員の資質向上に関する指標」の周知を図り、教職員が研修等を通じて自らの人格的資質・情熱、指導力の向上に取り組むよう、より一層促していくことが必要である。 引き続き免許状更新講習と中堅教諭等資質向上研修との内容重複の解消に向けた対応が必要である。

取組み7 教員研修の充実

【取組概要】	<ul style="list-style-type: none"> 中堅教諭等資質向上研修において、学校運営の中核的な存在としてより良い学校づくりを推進するための資質を高めることをねらいとし、「企業の人材育成から学ぶ」を実施。 臨時的任用職員の生徒指導や学習指導等の実践的指導力の充実を図るため、「県立学校臨時的任用職員研修講座」を実施。 組織的な学校運営に取り組めるようにするため、すべての新任管理職研修で「学校組織マネジメント」に関する研修を実施。
【自己評価】	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校運営を効果的に進めるために、企業の視点を取り入れた講座を実施することができた。 「県立学校臨時的任用職員研修講座」の受講者アンケートでは、「生徒が主体的に取り組める授業について理解を深めた」などの記述が多くあり、臨時的任用職員の指導力の向上に寄与した。 「学校組織マネジメント」に関する研修のアンケートでは「個の力を組織的に構築し、広い視野に立った組織マネジメントを進めたい」等の肯定的な記述が多く、自己評価の平均値も3.7（4点満点）であり、管理職の学校経営に対する意識が向上した。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 中堅教諭等資質向上研修において、講義「企業の人材育成から学ぶ」の受講者アンケートを実施した結果、自己評価の平均値が3.2（4点満点）であったため、今後は講座内容の見直しを検討することが必要である。 臨時的任用職員研修は、実践例を複数紹介するなど、効果的な研修内容の

	工夫をしていくことが必要である。 ・ 「学校組織マネジメント」の研修の開催に当たっては、より管理職が参加しやすいよう、周知の時期を早めるなどの工夫が必要である。
--	-------------------------------------------------------------------------------------

② 県教育委員会の不祥事防止の取組み

取組み 1 不祥事防止の取組み	
【取組概要】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員一人ひとりが不祥事防止を自分のこととして取り組むため、各所属において、教職員から職員会議等の場で積極的に意見を聴き、不祥事ゼロプログラム⁵を作成。 ・ 各所属での研修支援のため、毎月、不祥事防止職員啓発・点検資料を作成、発行。 ・ 新たに、20代、50代向けの不祥事防止に係るリーフレットを作成、配付。 ・ リーフレットを使って校長が一人ひとりの教職員と面談し、指導を実施。 ・ 教員をめざす学生向けに不祥事防止啓発のリーフレットを作成し、県内の教員養成課程のある大学に送付し、活用を依頼。 ・ わいせつな事案の多発に伴い、県教育委員会からの緊急メッセージを全教職員に発出。
【自己評価】	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 懲戒処分者数は16人で、平成29年度の24人に比べ減少した。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 懲戒処分の内容としては、わいせつな行為など懲戒免職となる重大な事案が発生している。引き続き、わいせつな行為の防止対策とともに、教職員の遵法意識の醸成を図る対策の強化が必要である。また、採用から5年以内の教職員による不祥事が多く、臨時的任用教員を含め経験の浅い教職員への研修や働きかけ等の強化も必要である。

教職員数及び懲戒処分者数

(単位：人) ※教職員数は、各年度4月1日現在の県教育委員会の職員数(人事委員会 人事に関する統計報告より)
※処分者数は、県立学校等(事務局職員含む)及び市町村立学校(政令指定都市を除く)の人数
※表中の()内は、県立学校等処分者数で内数
※服務監督責任により処分を受けたものを除く

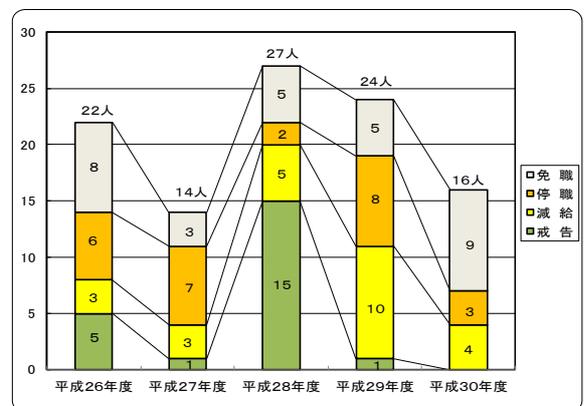
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
教職員数	24,476	24,311	24,241	24,074	23,795
処分者数	22 (11)	14 (8)	27 (22)	24 (13)	16 (9)

県教育委員会における事案別懲戒処分者

(単位：人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
わいせつな行為等	7	5	5	7	8
体罰	2	0	1	4	1
酒気帯び運転等(同乗含む)	2	3	1	0	0
交通事故、交通違反等	2	1	0	3	1
サービスの不適切な取扱い	0	0	0	0	0
その他	9	5	20	10	6
計	22	14	27	24	16

県教育委員会における懲戒処分者の推移



(注) 監督責任により処分を受けた者を除く

5 不祥事ゼロプログラム

不祥事の未然防止を図るため、各所属で不祥事の発生リスクや発生事案等に基づいた課題の抽出を行い、課題に応じた取組項目ごとに、目標を設定し、行動計画を定めたもの。平成18年度から実施。

有識者の意見

① 多様で優秀な教職員の確保と指導力の高い教職員の育成

- 採用試験や志願者説明会の工夫等により、採用試験の合格倍率を維持し、受験者の質を保つことができたことを評価する。
- 小学校教員については、課題としている「優れた英語力を持った教員」や「その他の理科等の専門性の高い教科担当の教員」を確保し、指導力の向上が求められる。
- 県教育委員会において、障がい者の雇用率に報告誤りがあった問題では、元来教育の指導に当たる立場にあり、遺憾なことである。しかし、「神奈川県教育委員会障がい者雇用促進検討会議」を開き、各職種において雇用の促進に努めたことは適切な対応であった。また課題もあることだが、国等への働きかけを図り解決する必要がある。
- 障がいのある教員の育成は大事である。特別支援学校の生徒が大学でインターンシップを行うことで進学意欲を高めるという例がある。特別支援学校等の生徒への教職に向けたキャリア教育の工夫も必要である。

② 県教育委員会の不祥事防止の取組み

- 近年、教職員の不祥事が後を絶たず、学校への要望や批判が多い中、大多数の教員は教員としての使命感や倫理観を持ち、その職責の遂行に当たっている。その一方で、遵法意識や教育への情熱が欠如している教員もいる。県教育委員会は新しく「教員のコンプライアンスマニュアル」を作り、校長による指導等の徹底を図っている。そのため前年に比べ件数が減り、多少の成果が表れているが、引き続き、背景や原因なども十分に分析し、不祥事ゼロを目指し根気よく取り組むことが必要である。

今後の対応方向

① 多様で優秀な教職員の確保と指導力の高い教職員の育成

取組み1 神奈川県公立学校教員採用候補者選考試験の充実

- ・ 今後も人材の確保が厳しい状況が続くことを踏まえ、大学との連携を強化した広報活動を行うとともに、優秀な教員の確保に向け、採用試験の改善について検討していく。

取組み2 障がい者雇用の促進

- ・ 令和2年度新規採用に向けて、障がい者雇用に係る職種・職域の拡大を図るよう、引き続き検討していく。
- ・ 働きやすい職場づくりの具体的な取組みについて、引き続き検討し、できるところから速やかに取り組んでいく。
- ・ 令和元年度実施の教員採用選考では、身体に障がいのある人に加え、知的障がいのある人及び精神障がいのある人に対象を広げ、募集数をこれまでの10名から20名に拡大した「障がいのある人を対象とした特別選考」を実施していく。
- ・ 全国に共通する教育委員会固有の制度的課題が存在すると考えられるため、全国都道府県教育長協議会などの場を活用し、各都道府県の課題や取組状況などについて共有するとともに、国への働きかけについても検討していく。
- ・ 特別支援学校等の生徒を対象とするキャリア教育の一環として、教職への理解を深めることができる学習の機会について検討していく。

取組み3 「かながわティーチャーズカレッジ」の実施

- ・ 優秀な人材の確保につなげるため、受講者アンケートの結果等を踏まえ、より効果的な講座としていくとともに、「かながわティーチャーズカレッジ」の趣旨や概要をより積極的に広報することで、その応募者数の拡大を図っていく。
- ・ 「養成」と「採用及び研修」の一体化を踏まえ、養成段階において身に付けるべき資質・能力と、カレッジの講座内容との関連性についての整合性を検討していく。

取組み4 「フレッシュティーチャーズキャンプ」の実施

- ・ 新規採用予定者の不安解消を図るため、受講者アンケートの結果等を踏まえ、より魅力ある取組みとしていく。
- ・ 研修内容の共通性を確保するため、各学校の実態を踏まえつつ、研修パターンを例示していく。
- ・ 新規採用予定者に対して、「フレッシュティーチャーズキャンプ」の趣旨や概要をより積極的に広報することで、参加者数の拡大を図っていく。

取組み5 「高校生のための教職セミナー」の実施

- ・ 受講者アンケートの結果等を踏まえ、より魅力ある取組みとしていく。また、「かながわティーチャーズカレッジ」受講者の「高校生のための教職セミナー」受講状況を把握するとともに、引き続き、両事業の効果的な接続の在り方を検討していく。
- ・ 受講者に対して、「かながわティーチャーズカレッジ」の趣旨や概要をより積極的に広報することで、その応募者数の拡大を図っていく。

取組み6 効果的・効率的な研修の実施に向けた取組み

- ・ 新たに策定した教員研修計画について、教員にとってより利用しやすいものとなるよう様式等を改善していく。
- ・ 免許状更新講習の受講によって中堅教諭等資質向上研修の一部を免除できる制度について検討を行うとともに、研修の効果測定について、運用結果を踏まえ、必要に応じて適宜改善を行っていく。

取組み7 教員研修の充実

- ・ 教員研修の充実に向け、受講者にとって効果的な研修とするため、受講者のキャリアに応じた研修を体系的に組み立てて実施する。中堅教諭等資質向上研修においては、学校運営等の中核的な役割を担う人材の育成という目的のもと、引き続き、研修の充実に向けて検討していく。
- ・ 臨時的任用職員研修においては、受講者にとって効果的な研修とするため、生徒指導や学習指導等に関する研修を充実させ、生徒に対応する実践的指導力の向上を図っていく。
- ・ 「学校組織マネジメント」に関する研修では、日程を工夫するとともに、受講者アンケートを踏まえ、管理職としてのより高度で幅広い視点に立ったマネジメント力の向上を図る研修を実施していく。

② 県教育委員会の不祥事防止の取組み

取組み1 不祥事防止の取組み

- ・ 教員が閲覧できるネットワークに不祥事防止の啓発資料を掲載したり、県教育委員会のメッセージを一人ひとりの教員に直接送付するなどの働きかけを強化していく。
- ・ 経験年数の浅い教職員への研修や働きかけを支援するため、20代向けの不祥事防止リーフレットを更新し、校長から個別の面談で教職員一人ひとりへの丁寧な指導を継続していく。
- ・ 行政事務調査の際、校長に対し児童・生徒のメールアドレス等の収集・使用状況などを直接聞き取るなどして、個別具体的な指導を継続実施していく。
- ・ 県立総合教育センターが実施する教職員（臨時的任用職員等を含む）の各階層別研修等にお

いて、不祥事の背景や原因等を含め具体事例を説明するなど、研修内容を充実していく。
 ・ 校長に対して、不祥事の背景や原因等を含め具体事例を説明するなどの研修を継続実施していく。

2 学校支援や教職員研修に関するセンター機能の充実と強化

主な取組概要及び自己評価等について

① カリキュラムセンター⁶ 機能等の充実

取組み1 カリキュラムセンター機能の充実	
【取組概要】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校の教育活動を支援するため、県立総合教育センターで行った調査・研究の成果を県立総合教育センターが実施する研修講座において活用するとともに、県立総合教育センターのホームページ上でWeb配信し、市町村教育委員会等へも送付。また、研究成果物利用促進のためのチラシを関係機関及び教職員に配付。 ・ 多様な教育課題や求められる支援に対応するため、所員研修を充実させて指導主事の力量向上を図り、カリキュラム・コンサルタント⁷事業でカリキュラム等に関する指導・助言等教育的支援を実施。
【自己評価】	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「平成30年度神奈川県立総合教育センター研究成果物等活用状況調査」において、「参考になった」とする回答が平均で72.7%であった。また、「その時々に着目すべきことが示され参考になる」「教科指導の新たなアプローチが数多く収録されており、組織的な授業改善を進める上で非常に参考となる」といったアンケートのコメントがあり、学校支援に寄与できた。 ・ カリキュラム・コンサルタントにおける所員派遣件数は140件、講義・講演でのアンケートによる評価（4点満点）の平均は3.4点（平成31年1月31日現在）と目標値3.4に達し、おおむね対象者のニーズに合った支援を実施できた。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後も、様々な広報により、研究成果物の活用を一層進める必要がある。 ・ 引き続き、新学習指導要領を踏まえた授業改善と、各学校のカリキュラム・マネジメントの推進に向けた学校支援の一層の充実が必要である。

⁶ **カリキュラムセンター**

各学校における新しいカリキュラムづくりに対応するため、カリキュラムに関する調査研究・検証開発、人材育成のための研修、カリキュラムの相談、幅広い情報の収集と提供等の機能を持った神奈川独自の「カリキュラムセンター」を平成13年に設立（県立総合教育センター（旧県立教育センター）にカリキュラムセンター機能を整備）し、新たな課題に取り組む学校や教職員への助言や支援を始め、保護者や地域住民の方々の学校運営や学習指導への参画を支援している。

⁷ **カリキュラム・コンサルタント**

学校や教職員、教育関係機関、県民等からの要請に応じて、カリキュラムに関する指導・助言などの教育的支援を行う事業。学校経営、学習指導、児童・生徒指導に関することなどの相談に応じ、研修会・研究授業への指導主事等の派遣も行っている。

カリキュラム・コンサルタント 校種別所員派遣件数

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
小学校	33	33	28	35	27	
中学校	22	26	24	16	20	
中等教育学校	0	0	0	1	1	
高等学校	48	51	75	74	78	
特別支援学校	13	8	5	5	1	
その他	小・中合同	13	7	9	10	11
	行政等	8	5	8	3	2
合計	137	130	149	144	140	

※ 特別支援学校へは、上記以外に「特別支援学校授業力向上推進事業」として、所員の派遣を実施
(平成30年度実績67件)

県立総合教育センター取りまとめ資料より作成

取組み2 教育相談機能の充実	
【取組概要】	<ul style="list-style-type: none"> カリキュラム開発センター及び教育図書室では、学習指導や学校運営等に関する様々な相談に対応するため、資料整理の推進とタイムリーな情報提供を実施。 学校の教育相談の充実を図るために、学校や教職員を対象に、要請訪問相談、来所や電話等による教員相談を実施。 医療的な支援が必要と思われるようなケースへの対応を整理するために、教職員やスクールカウンセラー等を対象に、精神科医によるこころの相談を実施。
【自己評価】	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> カリキュラム開発センターでは、県内の学校・研究機関の研究紀要・報告等693点、学校要覧583点、教科書114点を収集し、教育図書室と同分室では、図書284点、研究資料170点を収集した。資料を常時公開することにより、学習指導や学校運営等に関する様々な相談に活用できた。 学校等からの要請に応じて行う要請訪問相談は57件で、前年度より15件増加。来所による教員相談は88件で、前年度より8件増加。この他、電話による教員相談を行い、支援の方法や対応策等を助言したことにより、学校における教育相談の充実に寄与した。 電話や来所によって、教職員等が精神科医に直接相談をする精神科医によるこころの相談には前年度より3件増加の24件に対応し、医療的な支援が必要と思われるケースへの対応に寄与した。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> カリキュラム開発センター及び教育図書室の利用者数を増やすことが必要である。 学校や教職員のニーズに応えることができるよう、相談員の知識や技術の向上を引き続き図ることが必要である。 深刻で困難なケースへの対応に悩む学校や教職員等が、より利用しやすいよう、分かりやすい情報発信をしていくことが必要である。

有識者の意見

① カリキュラムセンター機能等の充実

- カリキュラム・コンサルタントの校種別所員派遣件数の表と取組概要等から、カリキュラムセンター機能の充実とカリキュラム・コンサルタントの活躍ぶりが推測される。しかし、新しい教育課程が導入され、実施の状況にある中、高校以外の小・中学校への指導主事等の

派遣要望が少ないのは課題である。各地区の教育事務所・学校に対し、カリキュラムセンター機能や指導主事等の学校支援等の機能を積極的に紹介する必要がある。

今後の対応方向

① カリキュラムセンター機能等の充実

取組み1 カリキュラムセンター機能の充実

- ・ 新学習指導要領を踏まえた授業改善や各学校のカリキュラム・マネジメントの推進、インクルーシブな学校づくりの支援に向けて、調査・研究の充実を図るとともに、研究成果物やカリキュラム・コンサルタント事業がより活用されるよう、県立総合教育センター広報紙「センターだより」、研修講座、四教育事務所指導課長会議等での周知方法を工夫し、様々な場面で積極的に紹介を行っていく。

取組み2 教育相談機能の充実

- ・ 新学習指導要領や今日的な教育課題について、学校のニーズに応えられるよう、引き続き、相談に活用できる資料の収集を行い、適時提供していく。
- ・ 喫緊の教育相談の傾向を受けて必要な内容について相談員研修を行い、教育相談に関する知識や技術の向上を図る。
- ・ 複雑で深刻なケースが増えている状況に対し、児童・生徒を支えていくため、今後も学校や教職員が利用しやすいよう、そのニーズに応えることができる体制を整えていく。

3 信頼に根ざした活力と魅力にあふれた学校づくり

主な取組概要及び自己評価等について

① 小中一貫教育⁸の推進

取組み1 小中一貫教育パイロット地域の取組みの推進

<p>【取組概要】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 義務教育9年間を通して児童・生徒の豊かな「学び」と「育ち」を育む小中一貫教育を推進するために、二宮町と愛川町をパイロット地域とし、実践研究を実施。 ・ パイロット地域における取組みを県内に波及するため、「小中一貫教育推進ガイドブック」を改訂し、ホームページに掲載。また、すべての市町村教育委員会の担当者を対象に研究協議会を行い、パイロット地域における成果や課題を共有した研究協議を実施。
<p>【自己評価】</p>	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ すべての市町村教育委員会担当者が参加する研究協議会を開催し、パイロット地域での取組みの成果や課題を共有することにより、県内への波及促進ができた。全国学力・学習状況調査の学校質問紙「近隣の小・中学校と授業研究を行うなど、合同して研修を行いましたか」に肯定的に回答した割合は、公立小学校で78.8%（国より+9.3ポイント）公立中学校で82.4%（国より+5.9ポイント）で国の平均より高く、小中一貫教育の取組みの促進に寄与した。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ パイロット地域での取組みからは、「保護者・地域への啓発」が課題とし

⁸ 小中一貫教育

本県では、小・中学校が、同じ教育目標のもと、めざす子ども像を共有し、義務教育9年間を一貫した系統的な教育課程を編成し、それに基づき行う教育のこととしている。

	て挙げられている。引き続き、保護者や地域との一体的な推進のための情報交換や情報共有が必要である。
--	--------------------------------------------------

取組み2 小中一貫教育推進のための研修の実施	
【取組概要】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小中一貫教育の重要性の理解を深めるために、新任校長研修（公立小・中学校）や公立小学校・公立中学校での研修会を開催。 ・ 各市町村の中学校区で小中一貫教育を推進していくため、すべての市町村教育委員会の指導主事を対象にした、全県指導主事会議において小中一貫教育部会を開催。
【自己評価】	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全県指導主事会議の小中一貫教育部会や新任校長研修会の参加者からのアンケートで、「9年間で実現をめざす子ども像を、小・中学校の教員が共有して指導することの大切さを確認した」、「県としての小中一貫教育の捉えを理解した」等の肯定的な感想があり、理解の深化に寄与した。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「保護者、地域へ理解を促進することが難しい」との意見が多く、今後、保護者や地域を巻き込んで、地域で一体的に小中一貫教育を推進する方策等についての研修を通して理解を深めることが必要である。

② 公立高校入学者選抜の実施・改善

取組み1 公立高校入学者選抜の採点誤り再発防止の取組み	
【取組概要】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般募集(共通選抜・定通分割選抜)、特別募集(海外帰国生徒・在県外国人等)及び中途退学者募集における学力検査については、マークシート方式を導入。また、中間点のない記述式問題の採点において、デジタル採点を導入し、採点業務の効率化を促進。また、各高校で実施する解答用紙の読み取り作業や資料の出力等に関する研修会、採点・点検方法の見直し等、採点誤り等をなくすための方策について、県立学校長会議入学者選抜研究会との協議結果を踏まえながら策定し、実施。
【自己評価】	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県立学校長会議入学者選抜研究会と協働し、「県立高等学校における入学者選抜の実施に係る選抜資料等作成のための基本マニュアル」を分冊化するなどして、用途に応じた効果的な活用方法を見直すとともに、重層的で実効性のある採点・点検・照合により、採点誤りを未然に防ぐことができた。結果、採点誤りはなかった。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 採点誤りを未然に防ぐための方策について、持続的に充実させていくことが必要である。

取組み2 インフルエンザ罹患者等に対する追検査の実施	
【取組概要】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共通選抜等において、インフルエンザに罹患する等、やむを得ない事情により学力検査を受検できなかった志願者の中で、追検査の受検を希望する者を対象として、県立横浜修悠館高等学校を会場として追検査を実施。また、新たに、県立光陵高等学校を除く連携募集及び県立足柄高等学校特別募集において、同様に各志願先高校を会場として追検査を設定（受検者なし。）。その手続きの方法の詳細について、県立学校長会議入学者選抜研究会及び公立中学校長会進路委員会との協議を踏まえて実施。
【自己評価】	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ インフルエンザに罹患する等、やむを得ない事情により学力検査を受検できなかった志願者の中で、追検査の受検を希望する24名に対し、追検査を実

	<p>施できた。</p> <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施日程や会場等について、引き続き検討することが必要である。
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------

③ 県立高校改革の推進

取組み1 県立高校改革実施計画（全体） ⁹ 及び同（Ⅰ期）の推進・普及並びに同（Ⅱ期）の策定・普及	
【取組概要】	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度から年次進行で実施される新学習指導要領への対応のため、県立高校改革実施計画（Ⅰ期）で研究指定している各指定校等において実践的な研究等を実施。 Ⅰ期計画に基づく学科改編等や令和2年度再編・統合対象校の新校設置に向けた開校準備を実施。 新たな学習指導要領の先行実施に対応するため、「総合的な探究の時間」に係る教育課程研究開発校を10校指定することとし、Ⅰ期計画を一部改定。 県立高校改革の着実な実現のため、Ⅱ期計画を策定。 県立高校改革の取組みについて周知を図るため、リーフレットを作成し、県内の国・公立中学生に配布。
【自己評価】	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> 各指定校の研究等に係る成果発表会を地域（5地域）別及びテーマ別に開催したことにより、研究成果の共有及び普及の充実に寄与した。 Ⅰ期計画の一部改定、Ⅱ期計画の策定に当たっては、県立学校、市町村教育委員会、国・公立中学校への説明会を開催し、計画内容について周知できた。 リーフレットを209,000部作成し、県内のすべての国・公立中学生に配布し、県立高校改革の取組みについて周知できた。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 各指定校の研究協議会及び成果発表会等について、より充実した在り方を検討することが必要である。 Ⅰ期計画、Ⅱ期計画の再編・統合等に伴う新校設置に向けて、準備委員会を開催するなど、円滑に開校できるよう準備を進めることが必要である。 再編・統合対象校の校名検討について、在校生や教職員、同窓会等の意見も踏まえ、丁寧に進めていくことが必要である。 県立高校改革の着実かつ円滑な推進に向けて、周知・広報を継続することが必要である。

※ 県立高校改革の主な事業の概要や予算額等については、資料編「平成30年度県立高校改革関連主要事業」を参照

学科改編等に取り組んだ県立高校

校名	改編後の学科	改編前の学科
横浜国際	国際科・国際科バカロレアコース	国際科
吉田島	都市農業科・食品加工科・環境緑地科・生活科学科	都市農業科・食品加工科・環境緑地科

⁹ 県立高校改革実施計画（全体）

計画期間の全体にわたる改革内容とともに今後の展望を示した計画。

④ 県立特別支援学校の教育環境の整備

取組み1 県立特別支援学校の整備	
<p>【取組概要】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 横浜北部方面特別支援学校 <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年度の開校をめざし、校舎の新築工事及び体育館の改修工事(整備地である元中里学園の体育館を活用)を実施。 ○ 県立秦野養護学校 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成28年度に秦野市立末広小学校内に設置した県立秦野養護学校知的障害教育部門中学部の生徒の進学先確保のため、高等部校舎棟を新設。 ・ 県立平塚養護学校肢体不自由教育部門に通学する秦野市在住の児童・生徒の通学負担軽減を目的とした、県立秦野養護学校肢体不自由教育部門の開設に伴い既存校舎を改修。 ○ 小田原養護学校湯河原・真鶴方面分教室 <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年度の開設をめざし、分教室の基本・実施設計を実施。
	 <p>秦野養護学校高等部校舎</p>
<p>【自己評価】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 横浜北部方面特別支援学校 <p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事を着実に進めるとともに、周辺の県立・市立特別支援学校の児童・生徒の保護者等に対して就学や転学に向けた説明会を実施し、開校に向けて準備を進めた。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個別相談等を行いながら、児童・生徒の就学や転学に向けた準備を進めるとともに、開校後の運営等について、地域や近隣の公立小学校・公立中学校に対して丁寧な説明を行っていくことが必要である。 ○ 県立秦野養護学校 <p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高等部校舎棟の新築工事完了により、知的障害教育部門中学部生徒の進学先を確保した。 ・ 既存校舎の改修工事完了により、肢体不自由教育部門開設の準備が整い、秦野市在住の児童・生徒の通学負担軽減に寄与した。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 再編整備に伴い、地域と共にある学校づくりを進めていくためには、これまで以上に地域と連携することが必要である。 ○ 小田原養護学校湯河原・真鶴方面分教室 <p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新築工事に向けた設計が完了し、整備に向けた準備を進めた。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 分教室の運営について、湯河原町有施設等の使用を想定しているため、その利用方法等について、引き続き、町と調整を進めていくことが必要である。

取組み2 スクールバスの運行	
<p>【取組概要】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立特別支援学校に通う児童・生徒の教育を受ける機会及び安全な通学を保障するため、110台(継続74台、更新32台、増車4台)のスクールバスの運行及び整備を実施。
<p>【自己評価】</p>	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ スクールバスを運行したことにより、1,628人の児童・生徒の通学に寄与し

	<p>た。</p> <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒数の増加等による運行経路の延伸により乗車時間が長時間となるバスがあったことなどが課題であり、その対策を検討することが必要である。
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

⑤ 教員の働き方改革の推進

取組み1 学校経営アドバイザーの派遣	
【取組概要】	<ul style="list-style-type: none"> 市町村における教員の働き方改革の取組みを支援するため、県内5地区の小・中学校（モデル校5校）に学校経営アドバイザーを派遣し、学校現場の状況分析、問題点の洗い出し、改善方策の検討及び具体的な取組み等を実施。
【自己評価】	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校経営アドバイザーを派遣したことにより、モデル校5校中4校において、教員（総括教諭・教諭）の1日の平均学内勤務時間（勤務日）が全体で約16時間減少し、働き方改革に寄与した。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 勤務時間の削減に関しては、勤務時間の客観的な把握など「見える化」に留意するとともに、更なる業務改善や精選などを進めていくことが必要である。

取組み2 神奈川の教員の働き方改革検討協議会の設置と協議	
【取組概要】	<ul style="list-style-type: none"> 今後の教員の働き方改革に関する取組み等に関して総合的・抜本的に議論をするため、神奈川の教員の働き方改革検討協議会を平成30年4月に設置し、3回開催した。その他、協議会の下に設置した県立学校部会、市町村立学校部会を各3回開催。
【自己評価】	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> 神奈川の教員の働き方改革検討協議会では、主に、①個別業務の役割分担及び適正化、②勤務時間、③教員の意識改革、④学校を支える人員体制、⑤定数改善等について協議を行い、議論を深めることができた。 神奈川の教員の働き方改革検討協議会から今後の教員の働き方改革に向けた取組みに関する方向性について、意見を取りまとめた(平成31年3月)。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 協議会での最終まとめの意見や国の動向などを踏まえ、学校における業務の役割分担や適正化、教員の意識改革や時間外勤務の上限の目安の設定などを含めた指針を策定する必要がある。

取組み3 外部人材の活用	
【取組概要】	<ul style="list-style-type: none"> 教員の負担の軽減を図るため、調査、照会業務や入力作業など、教員以外の者でも対応可能な業務を行う「業務アシスタント」を、全県立学校172校に配置。 地域の人材等の多様な教育力を導入し、学校の教育力の向上を図るとともに、生徒一人ひとりに目の行き届いた教育を推進するため、「かながわハイスクール人材バンク」を活用した教育支援を実施。 教員の部活動に対する負担の軽減のため、部活動の顧問として指導等を行う部活動指導員を県立高校10校にパイロット配置し、今後の配置に向けて効果を検証。
【自己評価】	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務アシスタントについては、アンケートによる抽出調査の結果から、週

	<p>平均2回以上業務アシスタントを活用している教員では、約88%が「役に立っている」と回答しており、教員の負担軽減に寄与した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県立高校等延べ103校で「かながわハイスクール人材バンク」を活用し、サポートティーチャーや学校支援スタッフなどによる、学習支援や進路支援を行い、きめ細かな指導を実現するとともに、教員の業務負担の軽減を図ることができた。 ・ 部活動指導員の配置校への調査で、配置前の負担感を100%としたとき、技術指導の負担感は68%に、安全管理の負担感は51%にそれぞれ軽減されたと回答があり、部活動における教員の負担が軽減された。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務アシスタントについては、アンケートによる抽出調査の結果から回答者の約半数があまり活用できていないため、教員間で活用の頻度の差を解消していく必要がある。 ・ かながわハイスクール人材バンクについては、学校現場にとって更に有用な活用ができるよう、引き続き、学校のニーズと登録者のマッチングの工夫が必要である。 ・ 部活動指導員の指導の結果が成績や技術の向上となるには、継続した配置が必要である。
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

有識者の意見

① 小中一貫教育の推進

- 小中一貫教育の推進に向け、実践研究の実施・推進に向けたガイドブックをホームページに掲載し、指導主事研修や校長研修の実施等の努力が、前年より一歩前進し、取組みの促進に効果をあげている。しかし、保護者や地域の十分な理解なくして、更なる普及はあり得ない。今後も公立小・中学校や市町村教育委員会が、保護者や地域との情報交換や説明会を丁寧に行う等の啓発活動の重要性を発信する必要がある。
- 保護者等に理解を深めていただくには、小中一貫校のメリットなど具体的な事例で提示していく必要がある。

② 公立高校入学者選抜の実施・改善

- 入学者選抜における採点誤りの再発防止に向けた取組みは、選抜資料等作成のマニュアルづくりやマークシート方式による業務の効率化等、学校と県教育委員会が一体となって継続して行った。その結果、今回は未然に防ぐことができ、県民の信頼回復を得たことを評価する。今後もルーチン作業の課題に対応すること、またマークシート方式のような新しい機器の導入の際に、教員に対して十分な研修時間をかける必要がある。

③ 県立高校改革の推進

- 県立高校改革については、三つの改革の柱の下に基本計画に沿って推進されているが、引き続き、中学生や保護者等への各学校の特色やめざす生徒像・学校像が周知されるよう広報することが必要である。
- 新たな学習指導要領の先行実施に取り組む10校については、他校への範や、道標として大きな期待が寄せられている。自己評価の課題にも挙げられているが、該当校の研究成果を発表する機会を早期に設ける必要がある。
- 国際バカロレアについては、県内で私学を含め2校の認定が発表されている。県立横浜国際高等学校国際科バカロレアコースの設置は県民の期待も大きく、授業内容等において、他の認定校に劣らないものが求められている。

- クリエイティブスクールについては、新たに2校が指定され、5校となった。しかし、平成31年度入学選抜は、定員割れの学校が3校あり、定員割れは平成30年度入学選抜に引き続きあった。受検生や保護者からのニーズを検討し、募集定員の調整や教育施設・設備、教員配置等の配慮を必要とする。

④ 県立特別支援学校の教育環境の整備

- 今回の横浜北部方面特別支援学校の新築工事、秦野養護学校の高等部の校舎等の新築工事等については、それぞれの地区における障がいのある子どもたちの増加傾向を踏まえ、受け皿として早期から計画され、着実に実施されていることを評価する。これからも地域住民との連携を図り、開校後の運営等について、説明会を開催し、十分な理解を得る必要がある。

⑤ 教員の働き方改革の推進

- 今回、課題の解決に向けて、「神奈川の教員の働き方改革検討協議会」を設置し、協議が進められていることを評価する。早期に具体的な取組み等が決定され、抜本的な解決策の指針が示されるよう、その成果に期待する。
- 働き方改革として、「業務アシスタント」の配置、「かながわハイスクール人材バンク」の活用、部活動指導員の配置等、外部人材を活用した教員の業務軽減に向けて、成果を上げており、その努力を評価する。配置には課題もあるが継続し、かながわハイスクール人材バンクや部活動指導員を全校に拡大することが求められる。
- 教員が、心身の健康を損なうことがないような業務の改善を図り、日常の生活を大切にしてい、教師としての人間性や指導力を高め、勤務時間内において、児童・生徒に接する時間を十分に確保し、子どもたちの指導・相談等に当たり、また、本質的な学校業務を担うことができる働き方改革が求められる。

今後の対応方向

① 小中一貫教育の推進

取組み1 小中一貫教育パイロット地域の取組みの推進

- ・ 小中一貫教育の推進に当たっては、学校の運営に保護者や地域が参画するコミュニティ・スクールの活用が効果的であるため、こうした取組事例を、全市町村の担当者を対象とした研究協議会などで共有し、保護者や地域と一体となった小中一貫教育を全県で推進していく。特に、子どもたちの社会性の育成や、社会環境の変化への対応の必要性等について、公立小・中学校と保護者・地域がめざす子ども像を共有した取組みなどの好事例を各市町村教育委員会に提供する。
- ・ 小中一貫教育サポートデスクを継続して設置し、市町村教育委員会や各公立小学校・公立中学校を支援していく。

取組み2 小中一貫教育推進のための研修の実施

- ・ 全県指導主事会議においてコミュニティ・スクール及び小中一貫教育に関する部会の開催や、新任校長研修を継続実施していく。特に、9年間を通じた教育課程の編成や、学力向上・中1ギャップ解消等、地区ごとの課題の解決などのメリットについて、先行事例の情報を提供する。

② 公立高校入学選抜の実施・改善

取組み1 公立高校入学選抜の採点誤り再発防止の取組み

- ・ 「県立高等学校入学選抜学力検査採点誤りに関する再発防止・改善策」の実効性を確認す

るため、県教育委員会による再点検や県立高等学校入学者選抜検証委員会による検討結果など、入学者選抜実施後の検証結果を今後の再発防止に活用していく。

取組み2 インフルエンザ罹患者等に対する追検査の実施

- ・ 追検査に係る日程や会場の在り方について検証し、引き続き、志願者に負担の少ない検査実施の在り方について検討していく。

③ 県立高校改革の推進

取組み1 県立高校改革実施計画（全体）及び同（Ⅰ期）の推進・普及並びに同（Ⅱ期）の策定・普及

- ・ 県立高校改革実施計画（Ⅰ期）における成果及び課題を踏まえ、新たな研究指定校を指定（令和元から3年度）し、より充実した研究協議会及び成果発表会等の在り方を検討していく。
- ・ Ⅰ期計画、Ⅱ期計画の再編・統合等に伴う新校設置に向けて、開校準備や校名変更を実施していく。
- ・ 県立高校改革の着実かつ円滑な推進に向けて、県立高校の魅力や改革に係る取組内容等について周知・広報を継続して実施していく。
- ・ 平成30年度に県立横浜国際高等学校の国際バカロレア認定を達成したが、今後も計画的な教員養成及び教育環境の充実、さらに、国際バカロレアの教育理念に基づく先進的なカリキュラムの実施に取り組んでいく。
- ・ クリエイティブスクールを含め、それぞれの学校や生徒の実情にも配慮した定員・教員配置、また、生徒が安全・安心で快適に学べるよう県立高校の教育環境整備を継続して実施していく。

④ 県立特別支援学校の教育環境の整備

取組み1 県立特別支援学校の整備

- 横浜北部方面特別支援学校
 - ・ 着実に工事を実施するとともに、児童・生徒の就学・転学に向けた手続きや教育課程の編成、地域や近隣の公立小・中学校への説明等、開校に向けた準備を進めていく。
- 秦野養護学校
 - ・ 今後の学校運営を見据え、子どもの成長に応じた支援ができるよう、地域社会、関係機関とのネットワークづくりを進めていく。
- 小田原養護学校湯河原・真鶴方面分教室
 - ・ 令和3年度の開設に向けて、分教室の新築工事に着手するとともに、町有施設の利用方法等について、湯河原町と引き続き調整を進めていく。

取組み4 スクールバスの運行

- ・ 適正な運行経路やバス増車等について、きめ細かく検討していく。

⑤ 教員の働き方改革の推進

取組み1 学校経営アドバイザーの派遣

- ・ 学校経営アドバイザー派遣については、平成30年度の取組内容を踏まえ、令和元年度も派遣を継続する。また、超過勤務時間削減だけでなく教員の負担感軽減についても、業務改善を踏まえて各校の実情に合わせた取組みを行っていく。

取組み2 神奈川の教員の働き方改革検討協議会の設置と協議

- ・ 神奈川の教員の働き方改革検討協議会での意見や国の動向などを踏まえ、学校における業務の役割分担や適正化、教員の意識改革や時間外勤務の上限の目安の設定などを含めた「神奈川の教員の働き方改革に関する指針(仮称)」を策定する(令和元年度前半予定)。

取組み3 外部人材の活用

- ・ 業務アシスタントについては、教員間で活用の頻度に差があることなどの課題を踏まえ、全県立学校全校配置を継続した上で、これまでの各校の業務アシスタント活用事例のうち、効果的な事例をとりまとめ、各校に周知していく。
- ・ 今後も、国の動向を見据えながら、学校のニーズと登録者のマッチングを工夫し、「ハイスクール人材バンク」を活用した教育支援を実施していく。
- ・ 部活動指導員については、部活動指導の負担感軽減の現状を踏まえ、配置を継続し、今後の配置拡大を検討する。

4 学校評価や第三者評価を活用した学校経営の推進

主な取組概要及び自己評価等について

① 学校評価¹⁰・第三者評価システムの充実

取組み1 学校評価の実施	
【取組概要】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校評価システムに基づき、全県立学校172校において、毎年度、各学校の特色に応じた学校目標を設定し、その目標達成をめざした取組みを実施。各学校では、その達成状況について保護者や地域の方から意見を伺いながら、自己評価を行い、次年度の目標と取組みを設定。 ・ 学校評価報告書のホームページにおける公開等、要綱に基づいた各校の取組みの徹底を図るため、「学校評価システムの手引き」に基づき、学校評価の確実な実施に遺漏のないよう周知し、ホームページへの掲載状況など各校における取組状況の確認を実施。
【自己評価】	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の学校評価システムは、学校から「学校内で統一した取組み・指導ができる」「学校の目標がわかりやすく対外的にも説明しやすい」「教職員の意識が高まる」との声があり、学校評価システムの意義について浸透させることができた。 ・ 「学校評価システムの手引き」の周知及び確認により、全校がホームページにおいて評価結果を確実に公開するなど、要綱に基づいた取組みを実施できた。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校評価の意義等について、すべての教員の理解の深化を図ることが課題であり、その対応が必要である。

取組み2 第三者評価の実施

【取組概要】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各学校で行っている学校評価を補完するため、全県立学校から抽出した19校を対象に、外部有識者による第三者評価（訪問評価）を実施。 ・ 県立学校以外の県立教育機関の第三者評価を県立総合教育センターで実施。また、社会教育施設の第三者評価実施に向けて、県立歴史博物館で自己評価システム構築に向けた外部有識者による検討会を開催。
【自己評価】	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第三者評価を実施した19校に対し、外部有識者による指導・助言が行われ

¹⁰ 学校評価

本県では、自己評価（自校の教職員による、教育活動その他の学校運営の状況についての評価）と、学校関係者評価（自己評価に基づく、自校の保護者及び地域住民その他の関係者による評価）のことをさす。平成16年度に自己評価、平成20年度に学校関係者評価を導入。

	<p>学校運営の改善が図られた。また、全県立学校に対し、19校での評価の視点や改善内容を周知し、自校での活用を促進した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県立総合教育センターに対し外部からの視点での指導・助言が行われ、センター運営の改善が図られた。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全県立学校でのコミュニティ・スクール導入を踏まえ、全校に設置される外部有識者や地域住民等が構成員となる「学校評価部会」での評価と第三者評価との役割の整理が必要である。 ・ 各社会教育施設における第三者評価の実施に向けて、外部有識者による指導・助言の下、引き続き検討していく必要がある。
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

有識者の意見

① 学校評価・第三者評価システムの充実

- 神奈川県では全国に先駆け、質の高い教育の提供と充実に向けて、現行の学校評価や第三者評価を長期にわたり実施してきた。こうした経緯の下、各学校に理解され、成果も出ており、この制度が十分機能していることを評価する。
- 今後は、過剰な学校評価の作業を強いることなく、評価の意義を理解させることが求められる。年度が替わると前年度の課題が引き継がれない場合も多く、PDCAの特にAの部分に課題がある。また、Pの部分で教員の協働作業のように取り組めると効果が期待される。教員への学校の教育目標の周知が不十分な面があることから、評価活動の充実が求められる。
- 学校以外の県立教育機関における第三者評価についても、今回初めて県立総合教育センターで実施されたことを評価する。引き続き、他の県立教育機関で第三者評価が実施されることが求められる。
また、県立総合教育センターでは、実施後の評価結果をホームページに掲載して、教育関係者や県民から意見を募ることにより、更に充実したセンター機能を発揮することが求められる。

今後の対応方向

① 学校評価・第三者評価システムの充実

取組み1 学校評価の実施

- ・ 学校評価システムに基づく学校評価報告書の作成等、学校での事務作業がよりスムーズに進むよう「学校評価システムの手引き」の内容を改善していく。
- ・ 学校評価の意義等についての教員の理解の深化を図る必要があるという課題を踏まえ、県立総合教育センターにおける研修等の実施を検討していく。

取組み2 第三者評価の実施

- ・ 全県立学校に導入するコミュニティ・スクールの「学校評価部会」の運用を踏まえ、学校の評価作業が重複しないよう役割を整理し、第三者評価システムの運用について検討を進めていく。
- ・ 県立学校以外の県立教育機関の第三者評価については、社会教育施設での実施を進めていく。また、県立総合教育センターについて、次回の実施に向けて結果の公開を含めてその活用方法の検討を深めていく。

VII

県立学校の教育環境の改善

1 豊かな学びを実現する教育環境の整備

主な取組概要及び自己評価等について

① 校舎等の耐震補強・老朽化対策等の実施

取組み1 「県立学校施設再整備計画」(新まなびや計画) ¹ に基づく県立学校の環境整備	
【取組概要】	<ul style="list-style-type: none"> 県立学校において、子どもたちの安全を確保し、安心して快適に過ごせる環境整備を進めるため、「県立学校施設再整備計画」(新まなびや計画)に基づき、耐震化対策や老朽化対策、トイレの洋式化など総合的な施設整備を実施。 県立高等学校及び県立中等教育学校に生徒用の災害時用携帯トイレを整備。これによりすべての県立学校への整備が完了。 平成30年6月に発生した大阪府北部を震源とする地震により、小学校のコンクリートブロック塀が倒壊し、児童が亡くなった事故を受け、全県立学校におけるコンクリートブロック塀の緊急点検を行い、対応が必要なコンクリートブロック塀について建替工事等を実施。また、市町村立学校については、各市町村に点検及び対応状況を確認。  <p style="text-align: center;">耐震化工事</p>
【自己評価】	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐震化工事(県立高校の耐震化率76%)や老朽化工事、トイレの環境改善に係る工事を実施したことにより、教育環境の改善に寄与した。 児童・生徒の安全を確保するため、コンクリートブロック塀の緊急点検の結果、対応が必要な14校42か所について建替工事等を行った。また、市町村立学校においても、撤去や注意喚起等の安全対策を実施していることを確認した。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐震化対策や老朽化対策等については、計画に則り継続的な事業実施が必要である。

¹「県立学校施設再整備計画」(新まなびや計画)

まなびや計画で残された課題である、小規模な耐震補強が必要な校舎等の耐震化、総合的な老朽化対策及びトイレの洋式化等の整備等について、県立高校改革実施計画と整合を図り、平成28～令和9年度の12年間(第1期は平成28～令和元年度、第2期は令和2～5年度、第3期は令和6～9年度)に、概ね1,500億円の事業規模により取り組んでいく。

② 実験・実習等に係る設備の整備

取組み1 実験・実習等に係る設備や備品の整備	
【取組概要】	<ul style="list-style-type: none"> 専門高校に整備している備品について、修理不能な状況や安全性の確保ができないことから、使用困難な物品が多くなっているため、教育活動に支障をきたしている備品の更新を優先的に実施。  <p style="text-align: right;">マシニングセンタ²</p>
【自己評価】	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> 専門高校における備品の現状を把握し、備品整備計画を実施するとともに、特に老朽化が著しいマシニングセンタや旋盤等を優先的に更新することができ、安全で効率的な実習を実現できた。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き計画的な整備を行うことが必要である。

取組み2 地域と連携した実習	
【取組概要】	<ul style="list-style-type: none"> 各専門高校で、地域の企業や自治会等と連携し、商品開発や販売実習、ものづくりを行うなど、それぞれの産業の特性を生かした連携を推進。
【自己評価】	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域企業や自治会等との連携により、社会に開かれた学校づくりを推進することができ、地域の活性化に貢献できる実践的な教育活動を実施し、地域との連携が促進された。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 耕作放棄地の活用など、地域の課題等に着眼して取組みを進め、多角的に地域の活性化に貢献していくことが必要である。

有識者の意見

① 校舎等の耐震補強・老朽化対策等の実施

- 「県立学校施設再整備計画」に基づき、校舎の耐震対策・老朽化対策及びトイレの環境改善が着実に実施されてきていることを評価する。しかし、まだ多くの学校で早急な対策工事が必要である。
- 既に環境整備された学校では、子どもたちが安全で快適な学校生活ができている。家庭や社会の環境の変化に伴い、学校施設の機能や性能の向上が求められている。厳しい財政状況下ではあるが、残された学校についても引き続き計画どおり実施される必要がある。
- 校舎等の改築に伴い、伝統校に所蔵されている古書や標本等が散逸してしまうことを危惧する。これらは県民の財産で、教材としての価値も大きいので、校舎改築の際には十分配慮

² マシニングセンタ

工具自動交換機能を持ち、目的に合わせて平面加工や溝加工、穴あけ、ねじ立てなどの異種の加工を1台で行うことができる工作機械。

が必要である。

- 県立高等学校及び県立中等教育学校に生徒用の災害時携帯トイレを備蓄したことは防災教育への意識が高まることにつながる。

② 実験・実習等に係る設備の整備

- 理科や専門高校の実習・実験の設備・備品の老朽化が目立っており、その整備が求められる。
- 工業高校においては、普通科高校に比べ早い時期から専門教育を受けることができ、実験・実習は重要である。しかし、急速な科学技術等の発展状況や安全性の確保から、主要設備の更新が求められている。経費負担が大きい中、今回マシニングセンターや旋盤等を新しく購入できたことは、現場の教員にとって大きな戦力となり、生徒たちの専門教科に対する学習意欲の向上につながり、教育効果が高く、評価する。
- 技術革新が著しい昨今、普通科高校の設備・備品も新しい基準による更新が急がれるが、財政状況が厳しいので、高大連携やコンソーシアムなどで施設等を積極的に活用することが求められる。
- 各専門高校で、地域の企業や自治会等と連携した取組みが成果をあげていることを評価する。こうした取組みは、実践的な教育活動として、生徒の社会参加や社会貢献への意識を高めるとともに、学校を核とした地域づくりにも役立つので、積極的に推進することが求められる。

今後の対応方向

① 校舎等の耐震補強・老朽化対策等の実施

取組み1 「県立学校施設再整備計画」(新まなびや計画)に基づく県立学校の環境整備

- ・ 耐震化対策については、小規模な補強が必要な校舎等約200棟について、計画第2期末の令和5年度までに耐震化を実施、令和元年度では25校の耐震化工事を予定している。
- ・ 老朽化対策については、計画第2期末の令和5年度までは、耐震化対策と併せた施設の長寿命化を、計画第2期・3期では、給排水管更新等、総合的な施設の長寿命化対策を予定している。
- ・ トイレ環境改善については、第1期末の令和元年度までに、各学校で1棟以上の整備を行い、計画第2期の令和5年度までにすべての校舎等を整備する予定としている。
- ・ 空調設備の整備については、高校は生徒の使用頻度が高い特別教室を、特別支援学校は特別教室・体育館を整備対象とし、令和元年度は2年度工事の設計等を実施していく。
- ・ 施設整備に当たっては、文書等が散逸することがないように十分に注意していく。
- ・ コンクリートブロック塀については、定期的に点検を行い、対応が必要な場合は速やかに建替工事等を実施していく。また、市町村へ必要な情報提供等を行っていく。

② 実験・実習等に係る設備の整備

取組み1 実験・実習等に係る設備や備品の整備

- ・ 各専門高校における備品の耐用年数と老朽化や使用状況、新学習指導要領を踏まえた必要性等を精査し、今後使用する備品や新たに必要とする備品の整備を計画的に進めていく。
- ・ 自校の実習設備に加え、企業や研究機関、職業技術校での実習など、外部機関との連携を深めた取組みについて、引き続き推進していく。

取組み2 地域と連携した実習

- ・ 地域の活性化に貢献し、社会に開かれた学校づくりをめざすためにも、地域の課題等に着眼した実践的な教育活動が進められるよう、校長が集まる会議や、各教科の教員が集まる教科研究会等を通じて呼びかけを実施していく。

2 効率的で主体的な学校運営の推進のための教育環境の改善**主な取組概要及び自己評価等について****① ICT環境の整備****取組み1 校務用パソコンの整備**

【取組概要】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教員の業務負担軽減のため、教員が校務に使用するノートパソコン3,205台を配備。
【自己評価】	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 校務パソコン3,205台の配備により、常勤教員1人につき校務用パソコン1台を割り当てることができた。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、計画的に校務用パソコンの更新を行う必要がある。

取組み2 ネットワークセキュリティー機能強化

【取組概要】	<ul style="list-style-type: none"> ・ ネットワークトラブル発生時の教員業務の負担を軽減するため、ネットワーク機器を更新。 ・ セキュリティーの確保を図るため、ファイル交換機能³を導入。 ・ ホームページ作成・更新作業を簡略化し、教員の業務負担を軽減するために、CMS⁴を段階的に導入。
【自己評価】	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 64校639台のネットワーク機器を更新し、ネットワークトラブル発生時の教員の業務時間を削減できた。 ・ ファイル交換機能の導入により、USBメモリ数を削減でき、セキュリティーを確保できた。 ・ 学校向けに研修を行い、96校にCMSを導入したことで、今後の教員の業務負担軽減につながった。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後も教員の業務負担を軽減するため、引き続き、ネットワーク機器の未更新校に整備を進めていくことが必要である。 ・ セキュリティーの確保については、今後も継続的に進めていくことが必要である。 ・ 未導入校に対して、CMSの導入を進める必要がある。

3 ファイル交換機能

USBメモリ等外部記憶媒体を用いず、ネットワーク上（校務用ネットワークと教育用ネットワーク間）でデータのやり取りができる機能のこと。

4 CMS（コンテンツ・マネジメント・システム）

ホームページなどのウェブコンテンツを構成するテキストや画像、レイアウト情報などを一元的に保存・管理し、サイトを構築し、編集するソフトウェアのこと。

有識者の意見

① ICT環境の整備

- これまで課題であった「常勤教員一人につき校務用パソコン1台を配備する」ことについて、今回達成されたことは業務負担の軽減や教材の作成等、教育活動の一層の充実となり、生徒への教育効果が期待される。
- ネットワーク機器の更新は、教員業務の負担軽減につながり、ファイル交換機能の導入は、USBメモリの媒体を使うことなく作業ができ、セキュリティの確保など、事故を無くすことができたので、大変有益である。
- 引き続き、効率的で安全な学校運営のために、ICT環境の整備には万全を期すことが求められる。
- CMSの導入については、既に一部の県立学校の学校案内に使用され、導入した学校については、各校が同じスタイルになったので、それぞれの学校への検索等がしやすくなった。各学校では情報の更新について、担当者ごとに書き換えができ、能率的であり、更新の遅れがないと好評である。残りの学校についても早期導入が求められる。

今後の対応方向

① ICT環境の整備

取組み1 校務用パソコンの整備

- ・ 常勤教員1人につき校務用パソコン1台の配備を持続できるよう、引き続き校務用パソコンの更新を行っていく。

取組み2 ネットワークセキュリティー機能強化

- ・ ネットワーク機器については、老朽化による不具合や管理面の負担を軽減するため、引き続き未更新校に整備していく。
- ・ 情報漏えいへの対策として、セキュリティを確保するため、メールの誤送信を防止する機能を導入していく。
- ・ 早期に未導入校へCMSの導入を進め、ホームページ更新等に掛かる作業時間を短縮し教員の負担軽減を図っていく。

1 かながわの魅力ある歴史・文化芸術等の充実と継承・発展

主な取組概要及び自己評価等について

① 文化財保護の充実

取組み1 国・県指定文化財等の保存修理・整備に対する補助

<p>【取組概要】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 貴重な文化財を次世代に確実に継承するため、国指定史跡「名越切通（まんだら堂やぐら群）」の整備事業をはじめ、市町村及び所有者等が行う国・県指定文化財等の保存修理・整備等に対する補助を実施。 	 <p>国指定史跡 名越切通 (まんだら堂やぐら群)</p>
<p>【自己評価】</p>	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> 国・県指定文化財等の保存修理・整備等に対する補助を、市町村事業は2件、所有者等事業は35件実施したことで、有形文化財をより良い保存状態とすることや、無形民俗文化財の伝承者の養成等が行えたことにより、指定文化財の保存継承を推進できた。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後、建造物等の保存修理など高額な補助事業の要望も想定されるため、長期的な対応の検討が必要である。 	

取組み2 文化財保護の普及啓発

<p>【取組概要】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 文化財保護意識の高揚と啓発を図るため、砂丘等の上に残された遺跡の在り方をテーマに、「かながわの遺跡」展を県立歴史博物館と平塚市博物館との共催により実施。 県内の中学生を対象とした文化財保護ポスター事業を実施。
<p>【自己評価】</p>	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> 文化財保護に対する意識の高揚と啓発を図る「かながわの遺跡」展来館者のアンケート結果では、展示内容に対して高い満足度が示された。 文化財保護ポスター事業については、前年度応募の少なかった私立中学校に対して事務長会等を通じて働きかけを行ったところ、私立学校の応募数が増加した。応募総数は851点と前年度から約1割減少したものの、当該事業を通じて県内の中学生に対する文化財保護意識の醸成を図ることができた。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 「かながわの遺跡」展については、様々な切り口から継続的に実施していく必要がある。 文化財保護ポスター事業については、応募数の減少した地域や少ない地域へより積極的な働きかけを重点的に行うなど、幅広い地域から多数の応募が寄せられるよう、取組みが必要である。

文化財保護ポスター



「わたしたちの文化財」部門 最優秀作品



「世界遺産登録をめざす鎌倉」部門 最優秀作品

取組み3 民俗芸能記録保存調査事業

【取組概要】	<ul style="list-style-type: none"> 貴重な民俗芸能が失われないよう、現状等を記録する「記録保存」を実施。
【自己評価】	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年度から3年間程度かけて調査する予定の鹿島踊について、今年度は29回に及ぶ調査を実施し、3年目に作成・公表する報告書の基礎データを収集した。 調査員14名で構成する「鹿島踊現地調査委員会」を3回開催し、延べ38名の調査員が参加し、「記録保存」を推進できた。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 「記録保存」を進めるため、更に詳細な調査を実施するとともに、その結果から調査報告書の具体的な記載内容を検討する必要がある。

指定の状況（平成31年4月1日現在）

区分	有形文化財	無形文化財	民俗文化財	記念物	合計
国指定	346	1	8	72	427
県指定	252	0	48	89	389
合計	598	1	56	161	816

登録の状況（平成31年4月1日現在）

区分	件数
登録有形文化財	255
登録有形民俗文化財	1
登録記念物	8
合計	264

② 「鎌倉」の世界遺産登録の再推薦

取組み1 「鎌倉」の世界遺産登録再推薦に向けた取組み

【取組概要】	<ul style="list-style-type: none"> 「鎌倉」の世界遺産登録推進の実現のため、関係3市（横浜市・鎌倉市・逗子市）と連携して、学識者から構成される「鎌倉」文化遺産比較研究委員会の指導の下、これまで行ってきた「鎌倉」文化遺産比較研究を引き続き取りまとめ。特に前年度に、海外の専門家を招聘して行った国際共同研究の成果を冊子として刊行。
--------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【自己評価】	成果 <ul style="list-style-type: none"> 事業を通じて、「鎌倉」の世界遺産登録再推薦のための今後の方向性について、整理できた。また、国際共同研究の成果を取りまとめた冊子を刊行することで、「鎌倉」の文化遺産について4県市の取組みを広く周知できた。 課題 <ul style="list-style-type: none"> これまでの検討結果を踏まえ、今後の取組方針を決定する必要がある。
--------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

取組み2 「鎌倉」の貴重な文化遺産の修理・修繕に対する補助	
【取組概要】	<ul style="list-style-type: none"> 「鎌倉」の世界遺産登録再推薦に備えるため、国重要文化財「鶴岡八幡宮 撰社若宮」などの新たな構成資産になり得る重要な文化財の保存修理事業について、重点的な県費補助を実施。
【自己評価】	成果 <ul style="list-style-type: none"> 新たな構成資産となり得る重要な文化財に対する重点的な県費補助を行った結果、文化財の効果的、計画的な修理、修繕を実施することができ、文化遺産の保存と活用に寄与した。 課題 <ul style="list-style-type: none"> 国宝「円覚寺舍利殿」など「鎌倉」の重要な文化財の保存修理事業に対して、引き続き県費補助を実施する必要がある。

有識者の意見

① 文化財保護の充実

- 神奈川の歴史や文化の継承にとって、文化財保護は不可欠である。学校での文化財保護についての学習では、グローバル教育との関係を明確にする必要がある。グローバル教育の根底に、自国の文化や歴史を踏まえる視点は重要である。神奈川の国際教育には長い伝統がある。それを受け継ぎ、神奈川らしいグローバル教育を推進していくためにも「かながわの魅力ある歴史・文化芸術等の充実と継承・発展」への取組みは重要と考える。その意味で、「かながわの遺跡」展を県立博物館と平塚市博物館との共催で実施したことや、中学生対象の「文化財保護ポスター事業」の実施は評価できる。
- しかし、ポスターの応募数の減少は残念であり、未来を担う子どもたちに、文化財を後世に残していく意義を伝えるためにも、ポスター事業を積極的に周知することが求められる。
- 民俗芸能記録保存調査事業に高校生力を活用することを検討すべきである。歴史部や郷土研究部、ボランティア部等の部活動の生徒だけでなく、個人でも興味関心を持つ高校生もおり、調査事業の補助的な役割を十分果たすことができると考える。高校生力を活用することは、今後の民俗芸能の継承にも役立つ。

② 「鎌倉」の世界遺産登録の再推薦

- 鎌倉の世界遺産登録だが、京都などでは、観光客による地元民への観光被害が深刻になっており、鎌倉でも平成31年4月から「鎌倉市公共の場所におけるマナーの向上に関する条例」が施行され、食べ歩きなどが規制された。今一度、地域住民の意見なども聞くなどして、登録の是非を決めることの検討が求められる。
- 鎌倉に関する歴史遺産は、伝承を含めて県内各地に伝わっているので、県と3市だけでなく関係市町村の枠を広げて、学校を巻き込んだ県全体の活動となることが求められる。

今後の対応方向

① 文化財保護の充実

取組み1 国・県指定文化財等の保存修理・整備に対する補助

- ・ 指定文化財の所有者や市町村教育委員会の協力を得ながら、文化財の保護に向けて補助事業を実施していく。
- ・ 引き続き、県内の貴重な文化財の保護、次世代への継承のために県指定重要文化財の新規指定に取り組んでいく。

取組み2 文化財保護の普及啓発

- ・ 「かながわの遺跡」展については、引き続き県市町村の関係組織との連携事業や積極的な情報発信を行うとともに、アンケート結果の検討を踏まえて展示内容に対する満足度の一層の向上を図っていく。
- ・ 文化財保護ポスター事業について、今後は、応募数の減少した地域、当初より応募数の少ない地域への呼びかけを重点的に行うとともに、引き続き私立中学校への働きかけを行うなど、幅広い地域からの多数の応募に向けて取り組んでいく。

取組み3 民俗芸能記録保存調査事業

- ・ 鹿島踊の調査報告書の作成に向けた調査を引き続き行うとともに、今後の調査対象の選定を行っていく。また、高校生力を活用することについては、神奈川県民俗芸能記録保存調査企画調整委員会等で引き続き検討していく。

② 「鎌倉」の世界遺産登録の再推薦

取組み1 「鎌倉」の世界遺産登録再推薦に向けた取組み

- ・ 「鎌倉」の世界遺産再推薦について、これまでの調査や検討結果を取りまとめ、学識者や文化庁の指導も仰ぎながら、今後の取組みの方向性について引き続き検討していく。同時にこれまでの比較研究の成果をホームページに掲載するなどして、活動をPRする。
- ・ 引き続き中学生を対象とした文化財保護ポスター事業において「世界遺産登録をめざす鎌倉部門」を設定し、普及・啓発に取り組んでいく。また、登録の是非について地域住民の意見を改めて聞くことや、関係市町村の枠を広げて、学校を巻き込んだ県全体の活動とすることについては、世界遺産登録推進委員会（県、横浜市、鎌倉市、逗子市）において検討していく。

取組み2 「鎌倉」の貴重な文化遺産の修理・修繕に対する補助

- ・ 「鎌倉」の世界遺産登録再推薦のために必要な貴重な文化遺産を適切に保護、継承するため、引き続き、保存修理事業への県費補助を行っていく。

2 健康で豊かな生活の実現とスポーツの振興

主な取組概要及び自己評価等について

① 学校における食育の推進

取組み1 栄養教諭 ¹ の配置・活用による食育の推進	
【取組概要】	<ul style="list-style-type: none"> 公立学校における食育を推進するため、栄養教諭や食育担当者などの指導力向上を図る各種研修講座、情報共有のための連絡会議を開催。
【自己評価】	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種研修講座、連絡会議の参加者数は、平成29年度の999名から618名に減少したが、学校における食育推進研修講座のアンケートでは、参加者の92%が、食育推進のために必要な知識についての理解が深まったと回答があり、栄養教諭の指導力向上に効果的な研修が実施できた。また、栄養教諭の研修は、経験年数に応じ、より専門性を高めた内容とし、資質向上を図った。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 研修の内容を受講者のニーズに応えるものとし、取組事例等の情報提供を継続して実施することが必要である。

取組み2 給食での現地産物の利用拡大

【取組概要】	<ul style="list-style-type: none"> 地産地消の学校給食を推進するため、給食で地場産の食材を活用し、食育に取り組む「かながわ学校給食地場産物利用促進運動²」や「かながわ産品学校給食デー³」を実施。 地産地消の奨励と学校給食のイメージアップを図るため、「かながわ学校給食夢コンテスト⁴」を実施。 	
【自己評価】	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> 「かながわ産品学校給食デー」の実施校数は、平成29年度の989校から1,021校（平成30年5月集計）に増加し、学校給食における地産地消を推進できた。 平成30年度から取り組んだ「かながわ学校給食夢コンテスト」は、308件の応募があり、学校給食に対して関心を高めることができた。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 給食での現地産物の利用拡大に当たっては、地場産物の確保が困難なことから、使用状況の伸びの鈍化が課題であり、増加に向けた検討が必要である。 	<p>コンテスト受賞メニュー</p>

1 栄養教諭

学校教育法で、児童・生徒の栄養の指導と管理をつかさどることとされており、学校での食育指導と給食管理を一体的に行っている。

2 かながわ学校給食地場産物利用促進運動

地場産物を給食により一層取り入れてもらうため、公立学校での積極的な利用を働きかけている。

3 かながわ産品学校給食デー

かながわ学校給食地場産物利用促進運動の取組みとして、学校給食に県産食材を使用し、食育指導を行う日を設けるよう公立学校に働きかけており、多くの学校がこの取組みに参加している。

4 かながわ学校給食夢コンテスト

学校給食のイメージアップと食育の推進等を目的として、公立小学校及び特別支援学校を対象に「学校の献立」と「夢の献立」の2部門で給食メニューの募集を行い表彰する。平成30年度から実施。

	<ul style="list-style-type: none"> 「かながわ学校給食夢コンテスト」については、運営方法や募集テーマなどについて改善を検討する必要がある。
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------

② 健康・体力づくりの推進

取組み1 「子ども☆キラキラプロジェクト⁵」の推進

<p>【取組概要】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの体力・運動能力の向上や運動習慣の確立、生活習慣の改善を図るため、「子ども☆キラキラプロジェクト」を推進。 「子ども☆キラキラプロジェクト」の取組みとして、体力向上キャラバン隊や体力向上サポーターの派遣、トップアスリート派遣によるスポーツ教室の開催、運動習慣カード等の配付、夏休みの地域における朝のラジオ体操の取組みの推進、健康・体力づくりに関する実践研究委託等を実施。 	
<p>【自己評価】</p>	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> 「平成30年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査（スポーツ庁）」の本県の結果は、全国に比べ依然低位であるものの、中学2年生女子で0.47ポイントの増となり過去最高となった。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 同調査では、運動やスポーツが「好き・やや好き」と回答した本県の児童・生徒の割合が全国平均値と同程度、又はそれ以上であるにもかかわらず、体力合計点が低いことから、体力テストの結果につなげられるよう、「子ども☆キラキラプロジェクト」の取組みを充実していく必要がある。 	

ラジオ体操講習会

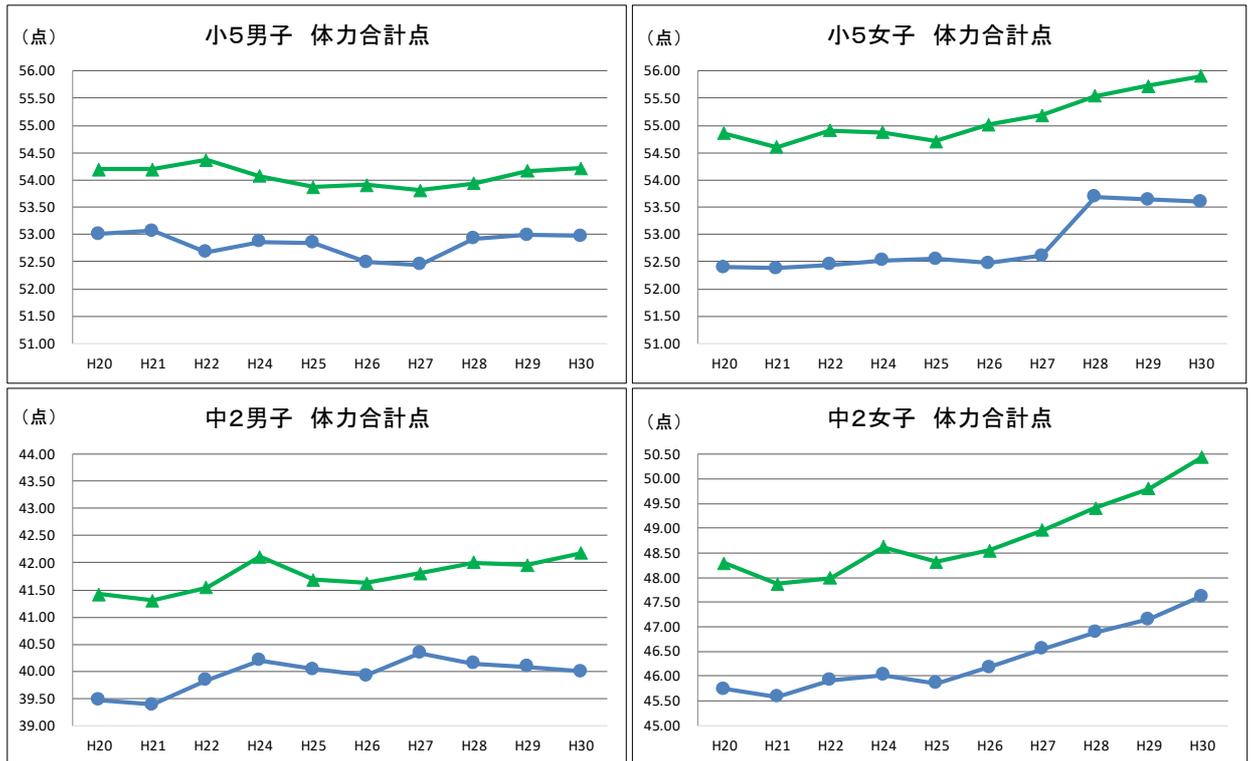
トップアスリートによるスポーツ教室

実施校	講師	実施種目
寒川町立旭小学校	長谷川大悟	陸上競技
三浦市立初声小学校	田中光	体操
綾瀬市立綾西小学校	長谷川大悟	陸上競技
清川村立緑小学校	丸山由美、藤田幸子	バレーボール
秦野市立南が丘小学校	田中和仁	体操
大磯町立国府小学校	田中和仁	体操
小田原市立桜井小学校	尾崎好美	陸上競技
南足柄市立福沢小学校	長谷川大悟	陸上競技

⁵ 子ども☆キラキラプロジェクト

子どものころから未病を改善する基礎づくりの取組みの一環として、子どもの体力・運動能力の向上や運動習慣の確立、生活習慣の改善を目指し、「体力向上キャラバン隊」や「体力向上サポーター」の派遣、トップアスリートによるスポーツ教室の開催、運動習慣カードの配付など様々な取組みを行っている。

「平成30年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査（スポーツ庁）」の本県（公立小・中）結果



● 県 ▲ 全国

「平成30年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査（スポーツ庁）」より作成

③ 部活動の活性化と適切な運営

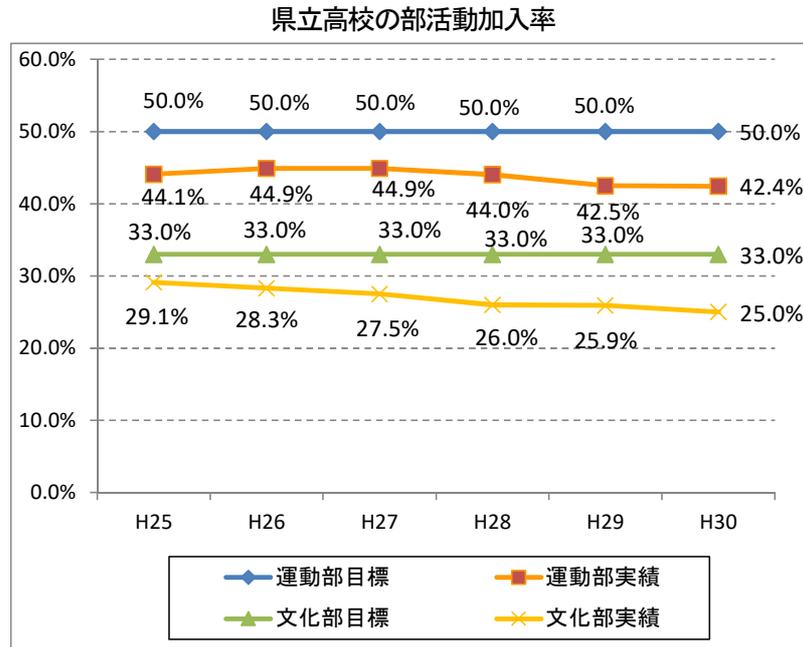
取組み1 「かながわ部活ドリームプラン21 versionⅢ⁶」の推進

<p>【取組概要】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 参加した誰もが満足でき、より多くの生徒が参加できる部活動を目指し、部活動の活性化を図るため、「かながわ部活ドリームプラン21 versionⅢ」の取組みを実施。 ケガのない安全、安心な部活動を実践し、退部者を減少させ入部者の定着を図るため、部活動安全対策支援の指導者を派遣。 日頃の部活動から才能ある生徒を発掘し、競技力を向上させるため、部活動強化支援の指導者を派遣。 指導者として資質向上を図るとともに、生徒が自主的、自発的に取り組むことができる部活動を運営する方法を学ぶため、部活動指導者資質向上研修を実施。 指導者の資質向上及び生徒のリーダーシップを育成するため、部活動マネジメント研修講座を実施。
<p>【自己評価】</p>	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> 部活動指導者資質向上研修の参加者数は、平成29年度の357名から378名に増加し、部活動運営について周知をすることができた。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 県立高校全日制の入部率は、平成29年度の68.4%から67.4%に減少し、入部率の伸びの鈍化の状況が続いていることが課題であり、より一層、対策を

⁶ かながわ部活ドリームプラン21 versionⅢ

「自主的・自発的な部活動を通じた人づくり」を基本方針に、「参加した誰もが満足できる部活動」「より多くの生徒が参加できる部活動」をめざし、「環境整備の推進」「指導体制の充実」「参加促進」の3つの観点から、外部指導者の派遣や優れた成績を収めた部の表彰、指導者の資質向上を図る研修会、学校体育団体への補助など様々な取組みを行っている。

	<p>検討する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 生徒のニーズを踏まえた部活動や休養日の設定をすることで、より一層誰もが入部しやすく、持続可能な部活動の運営に取り組んでいく必要がある。
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



高校教育課・保健体育課とりまとめ資料より作成

取組み2 神奈川県立学校に係る部活動の方針⁷の策定	
【取組概要】	<ul style="list-style-type: none"> 部活動の適切な運営のため、スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、平成30年4月に「神奈川県立学校に係る部活動の方針」を策定。 方針では、生徒が運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、適切な休養日を設定することとしているため、県立学校の各部活動の取組状況を把握し検証。
【自己評価】	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> 適切な休養日を取れなかった学校が3校3部あったが、全県立学校において適切な休養日の設定を行い、適切な部活動の在り方を推進することができた。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 適切な休養日を設定できなかった3校3部については、大会参加の日程等を踏まえ、休養日の計画段階から調整を図ることが必要である。

④ がん教育の推進

取組み1 がん教育指導者研修講座	
【取組概要】	<ul style="list-style-type: none"> がんに対する正しい理解とがん患者に対する正しい認識及び命の大切さについて、指導者としての理解を深めるため、がん教育指導者研修講座を実施。
【自己評価】	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> がん教育指導者研修講座の参加者数は、平成29年度176名から125名に減少

⁷ 神奈川県立学校に係る部活動の方針

県教育委員会では、運動部活動及び文化部活動について、適切な運営のための体制整備、合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組み、適切な休養日等の設定、生徒のニーズを踏まえた部活動の設定の方針を策定し、県立学校等がこれらの取組みを行い、必要な改善を図っていくものとした。この方針で、週当たり平日1日以上、週休日1日以上休養日等を設定することとした。

	<p>したが、がん教育指導者研修講座のアンケートで、参加者の94%が、がん教育の今後の課題と取組みについて理解することができたと回答したことから、指導者としてのがん教育の理解を深めることができた。</p> <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健体育科の授業における更なる指導力の向上が必要である。
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

取組み2 がん教育モデル事業

【取組概要】	<ul style="list-style-type: none"> 教員ががん教育のモデル授業の実践を通して、がん教育の必要性を理解し、授業のイメージをつかむため、外部講師を活用した「がん教育」研究授業を実施。
【自己評価】	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部講師を活用した「がん教育」研究授業の参加者は、平成29年度の92名から56名に減少したが、外部講師を活用した「がん教育」研究授業を受けた児童・生徒のアンケートでは、受講者の87%が、がんの理解について正しく回答したことから、より実践的な授業を行うことができた。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部講師を活用したがん教育について、他の県立高校等への普及が必要である。

⑤ スポーツ振興の拠点の整備

取組み1 県立体育センター及び県立総合教育センターの再整備

【取組概要】	<ul style="list-style-type: none"> 県立体育センター等の再整備について、PFI事業⁸及び県直営事業の2つの手法により施設整備を進めており、PFI事業では、設計を完了し、建設工事に着手。県直営事業では、球技場や補助競技場の改修工事を完了し、陸上競技場スタンド等の改修工事に着手。
【自己評価】	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年4月のスポーツ施設供用開始に向けて、予定しているスケジュールに従って、着実に整備を進めることができた。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> PFI事業と県直営工事が同時進行するため、双方の事業者の綿密な調整が必要である。

県立体育センター及び県立総合教育センターの再整備のスケジュール

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
内容	PFI方式					4月 本館棟供用開始予定
	県直営方式					
		新築等建物の設計・施工			4月 スポーツ施設供用開始予定	
		陸上競技場スタンド改築工事 スポーツアリーナ設備改修工事				

⁸ PFI事業

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した事業。

⑥ 学校におけるオリンピック・パラリンピック教育の推進

取組み1 オリンピック・パラリンピック教材の活用	
【取組概要】	<ul style="list-style-type: none"> 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、児童・生徒がスポーツに対する関心と理解を深め、その価値や意義を感じるため、「かながわオリンピック・パラリンピック学習教材」を活用した教員研修を開催。 神奈川県健康・体力づくり推進担当者会議において、「かながわオリンピック・パラリンピック学習教材」について説明。
【自己評価】	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> オリンピック・パラリンピック教育に係る研修講座に参加した教員のアンケートでは、具体的な指導法が理解できたと回答した割合が100%であったことから、オリンピック・パラリンピック教育の指導力を向上することができた。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 「かながわオリンピック・パラリンピック学習教材」を活用した授業を県内の多くの学校で実施するよう、働きかけることが必要である。

取組み2 「かながわパラスポーツ ⁹ 」の普及・促進	
【取組概要】	<ul style="list-style-type: none"> 「かながわパラスポーツ」への理解促進を図り、かながわらしいオリンピック・パラリンピック教育の推進を図るため、パラスポーツ体験授業を実施。  <p style="text-align: center;">パラスポーツ体験授業</p> <ul style="list-style-type: none"> パラスポーツの体験授業として、県立高校にパラスポーツのアスリートを招き、デモンストレーション観戦、生徒とのミニゲームを体験、障がいについての基本的知識や健常者との関わり等の講話を実施。 県立特別支援学校に、ボッチャ、フロアカーリングなどのパラスポーツ用具を整備。 県立特別支援学校の児童・生徒及び教員のスポーツに対する意識と技能の向上のため、フライングディスクやティーボール等のスポーツ教室を開催。  <p style="text-align: center;">フライングディスクを行う生徒</p>  <p style="text-align: center;">ティーボール教室の様子</p> <ul style="list-style-type: none"> 県立特別支援学校で実施するスポーツ教室への参加を地域の小学校・中学校・高等学校の児童・生徒及び住民の方に促し、パラスポーツ普及を促進。
【自己評価】	<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> パラスポーツ体験授業の実施校は、平成29年度の10校から5校へ減少したが、パラスポーツ体験授業を受けた生徒のアンケートでは、受講者の83.2%が、今後もパ

⁹ かながわパラスポーツ

本県ではパラスポーツを「障がいのある人がするスポーツ」という考えから一歩進め、すべての人が、自分の運動機能を生かして、同じように楽しみながらスポーツを「する」、「観る」、「支える」と捉え、取組みを進めている。

	<p>ラスポーツに関わってみたいと回答し、パラスポーツへの高い関心を喚起できた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県立特別支援学校で計124回スポーツ教室を実施し、多くの学校の児童・生徒がパラスポーツを体験する機会が増えたため、パラスポーツに対する意識向上を図ることができた。 ・ スポーツ教室に地域の小学校・中学校・高等学校の児童・生徒及び住民の方々が計915名参加し、県立特別支援学校の児童・生徒との交流が図られたことで、障がいに対する理解を深めることができた。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 体験授業を実施できなかった学校へ、その効果を普及・促進させることが必要である。 ・ 引き続き、パラスポーツの推進に向け、計画的な用具整備が必要である。
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

有識者の意見

① 学校における食育の推進

- 学校における食育の推進は、児童・生徒の今と今後の健康づくり、更には親になった時の家族の望ましい食習慣の確立に外すことのできない内容であるので、一層充実させることが求められる。
- 栄養教諭は、成長期の児童・生徒の心と体を健やかに育てるための実践的食育推進のキーマンであることから、栄養教諭の配置・活用の取組みの意味は大きい。市町村によって学校給食のシステムに違いがあったり、地域や学校によって食育の取組みに差がある状況から、今後も、研修・連絡会議の開催・取組事例等の情報提供が、各学校にとって大変参考になると考える。今後ますます充実することが求められる。
- 地産地消の学校給食は、子どもたちの「食」そのものへの関心を高めるだけでなく、地域の産業への関心を高め、地元への愛着や感謝の気持ちを育むことにもつながる。地場産物の確保が困難な地域もあり、取組状況に差があるが、教育効果が大きいので拡大して実施できるように努力を求めます。
- 「かながわ学校給食夢コンテスト」で300件を超える応募があったことは評価できる。また、「かながわ産品学校給食デー」の実施は、食育を理解してもらう上で、子どもたちはもちろん、保護者にも有効であり、これからも「地産地消」を軸に取り組んでいくことが求められる。

② 健康・体力づくりの推進

- 健康・体力づくりの推進については、これまでも粘り強く丁寧に実行してきたことを高く評価する。
- スポーツは、それ自体が生活を豊かにするものであると同時に、健康・体力づくりのための手段でもある。スポーツにはこの両面があり、心身の健やかな環境に欠かせない。児童・生徒に、先ずこのことを教えていくことが大切である。
- トップアスリートによるスポーツ教室は、来年に迫った東京オリンピック・パラリンピックに向けて機運を一層盛り上げていく意味がある。子どもたちの健康・体力づくりの実践的な面と、モチベーション向上の両面で教育効果が大きいので、拡大して実施していくことが必要である。
- 令和2年度は、2020年東京オリンピック・パラリンピックが開催され、教育現場においてオリンピックやパラスポーツの体験授業などがこれまで以上に行われることが期待できる。

子ども☆キラキラプロジェクトを開いたプロジェクトとし、学校のみならず地域にPRしていくことが必要である。

③ 部活動の活性化

- 部活動は、教育課程の領域には含まれていないが、学校管理下の教育活動として中高生の生活に占める割合は大きく、教育効果も期待できるので、「かながわドリームプラン21」の推進などにより、部活動への加入促進を図っていくことが求められる。一方で、部活動指導は、教員の大きな負担になっている場合があるので、働き方改革を推進する上でも、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動等を活用して、外部人材を求める必要がある。
- 部活動の加入率が上がっても、実態のない部活動では意味がない。数字にとらわれず、部活動をする楽しさや意義などを、もっと生徒に伝えることで、積極的に部活動に参加する取組みが必要である。
- 平成30年度に策定された「神奈川県立学校に係る部活動の方針」に基づき、大部分の学校が適切な休養日を設定する等、適切な部活動の在り方を推進できたことを高く評価する。

④ がん教育の推進

- がん教育において、講習や研究授業の参加者が減ったことは残念である。中学校、高校の保健の授業で、「生活習慣病と日常の生活行動」「喫煙と健康」「飲酒と健康」等の学習において、がんについても他の生活習慣病と合わせて学ぶ機会があるが、2人に1人になると言われているがんについて、特化して学ばせる必要がある。したがって、がんやがん患者への正しい知識及び命の大切さを学ぶ「がん教育指導者研修講座」の取組みや、外部講師を活用した「がん教育モデル事業」の取組みの意義は大きい。

⑤ スポーツ振興の拠点の整備

- 「県立体育センター及び県立総合教育センターの再整備」については、令和2年4月のスポーツ施設供用開始に向けて着実に進行中であるが、高齢者や障がい者にも使いやすい施設として完成されることが求められる。

⑥ 学校におけるオリンピック・パラリンピック教育の推進

- オリンピック・パラリンピックの理念を柱にした「かながわオリンピック・パラリンピック学習教材」は、「する、みる、支える、知る」などのスポーツとの多様な関わり方が紹介され、生涯に渡ってスポーツを楽しめるようにしていくことや、多様な国の文化の理解など、国際平和に寄与する態度を身に付けることができるように編集されている。さらに、神奈川を視点に記載されているので、神奈川への郷土愛を育むことにも役立つ。オリンピック・パラリンピックの教材として大変優れているので、県内の多くの学校での活用が求められる。
- パラスポーツのアスリートによる体験授業により、児童・生徒のパラスポーツへの高い関心を喚起できたので、体験授業を多くの学校で実施できるよう工夫が必要である。
- パラスポーツには、ルールに工夫が多く取り入れられ、選手のみならず観戦者もそれを理解し協力することで成立するもの（ブラインドサッカーやサウンドテーブルテニス等）もある。したがって、パラスポーツの普及・促進は、子どもたちが多様なスポーツとの関わり方を学ぶ好機になる。
- 障がいがない人のパラスポーツへの関わり方としては、「一緒に競技する」「観戦する」等、様々な形が考えられるが、何らかの形でパラスポーツに関わることが、障がい者への理解につながり、ひいては共生社会を構築することにもなる。

今後の対応方向

① 学校における食育の推進

取組み1 栄養教諭の配置・活用による食育の推進

- ・ 食育の効果的な実施について、研修のニーズへの対応、情報共有の機会提供という課題を踏まえ、各種研修講座の充実や連絡会議の工夫改善を図っていく。

取組み2 給食での現地産物の利用拡大

- ・ 地場産物の利用拡大について、利用が伸び悩む現状を踏まえ、農業関係団体等との連携を強化し、地場産物の情報提供により、利用拡大を図っていく。
- ・ 「かながわ学校給食夢コンテスト」について、実施の結果を踏まえ、運営方法や募集テーマを改善し、学校給食を通じた食育の推進を図っていく。

② 健康・体力づくりの推進

取組み1 「子ども☆キラキラプロジェクト」の推進

- ・ 全国体力・運動能力・運動習慣等調査の結果が全国に比べ低位な現状を踏まえ、体力向上サポーター派遣などの取組みを一層強化していく。また、スポーツは人生を豊かにし、心身の健やかな成長に重要なものであることを児童・生徒に指導するなど、子どもたちが、より積極的に運動に取り組むよう働きかけていく。
- ・ トップアスリート派遣や実践研究委託を引き続き実施し、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会への機運を盛り上げ、健康・体力づくりの関心を更に高めていく。
- ・ 子ども☆キラキラプロジェクトの取組みについて、県の広報などを通じ、県民に向けて周知を図っていく。

③ 部活動の活性化と適切な運営

取組み1 「かながわ部活ドリームプラン21 versionⅢ」の推進

- ・ ケガのない安全、安心な部活動の実践や競技力向上に向けた取組みを継続して、入部者の定着を図るとともに、健康志向や仲間と楽しみながら行えるスポーツなど、生徒のニーズを踏まえた多様な選択肢の部活動の設置を進めていく。

取組み2 神奈川県立学校に係る部活動の方針の策定

- ・ 県立学校の方針に示した部活動の取組みについて、取組状況の検証結果を踏まえ、必要な改善を図っていく。また、適切な休養日の設定については、各校の設定状況を把握し指導していく。
- ・ 学校や地域の実態に応じて、地域の関係団体と連携し、外部人材の活用を進めていく。

④ がん教育の推進

取組み1 がん教育指導者研修講座

- ・ 指導力の向上が課題であることを踏まえ、指導者研修を継続して実施していく。

取組み2 がん教育モデル事業

- ・ 外部講師を活用したがん教育の他校への普及が課題であることを踏まえ、外部講師としてがん教育を実施できる人材の発掘を継続していく。

⑤ スポーツ振興の拠点の整備

取組み1 県立体育センター及び県立総合教育センターの再整備

- ・ 令和2年4月のスポーツ施設供用開始に向け、障がいや年齢を超えてすべての人がスポーツを楽しむことができるよう、バリアフリーに配慮した施設を整備していく。

- ・ 再整備後の機能について、学校における体育・スポーツの推進のため、教員等の人材育成の体制整備を進めていく。

⑥ 学校におけるオリンピック・パラリンピック教育の推進

取組み1 オリンピック・パラリンピック教材の活用

- ・ 市町村教育委員会や県立学校に対して授業実践例を提示するなど、「かながわオリンピック・パラリンピック学習教材」を活用した授業実践の拡大を図っていく。

取組み2 「かながわパラスポーツ」の普及・促進

- ・ できるだけ多くの学校で体験授業が実施できるよう、調整を図るとともに、体験授業が実施できなかった学校に対しては、授業内容をホームページで発信するなどして、「かながわパラスポーツ」の普及・促進を図っていく。
- ・ 県立特別支援学校におけるパラスポーツ用具の整備や、スポーツ教室の種目・体制の充実を図るとともに、地域の方の参加を促し、「かながわパラスポーツ」の実践に取り組んでいく。

